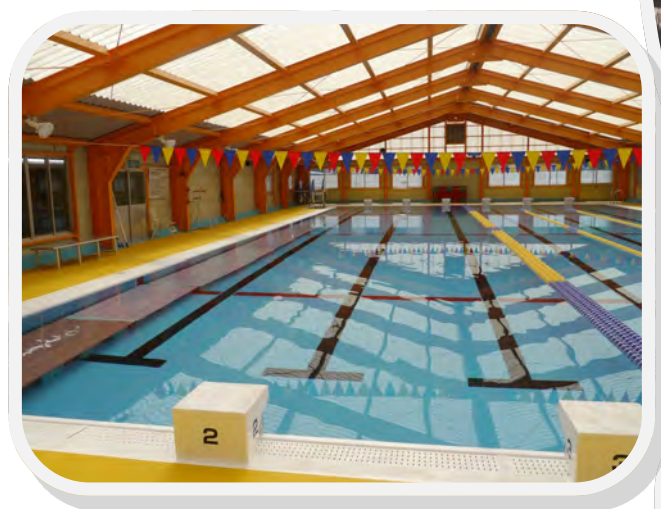


# あげまつガイドブック

2026年度版





# こんな時には**役場**へ届け出をお願いします



- 印鑑登録 (必要な方)
- 出生届 (生まれた日から14日以内)
- 死亡届 (死亡の事実を知った日から7日以内)
- 転入届 (引っ越ししてきた日から14日以内)
- 転出届 (引っ越し日のおおむね14日前から)
- 転居届 (引っ越しした日から14日以内・町内の移転)
- 緊急時 (防災)



## 【目次】

- 上松町の行事
- 特産品
- 観光名所



- 届出・証明
  - ◇本人確認について
  - ◇住所の届出
  - ◇戸籍の届出
  - ◇マイナンバーカード
  - ◇公的個人認証サービス
  - ◇印鑑登録・印鑑登録証明
  - ◇各種証明書交付



- 生活環境・住宅
  - ◇電気
  - ◇ガス
  - ◇テレビ・インターネット・電話
  - ◇コミュニティバス
  - ◇上下水道
  - ◇し尿汲み取り
  - ◇ごみの収集・リサイクル・焼却
  - ◇犬・猫の飼育
  - ◇住宅

- 子育て
  - ◇妊娠から出産まで
  - ◇出産から就学前まで
  - ◇学童期以降
  - ◇その他の支援
- ◇子育て支援センター
- ◇保育園
- ◇小・中学校
- ◇その他の子育て支援



- 公民館・社会体育施設
  - ◇公民館
  - ◇社会体育施設
  - ◇図書室の利用について

- 保健
  - ◇成人保健サービス(各種検診)

- 福祉・介護
  - ◇障がい者福祉
  - ◇福祉医療費給付事業
  - ◇高齢者福祉
  - ◇地域支援事業
  - ◇介護保険
  - ◇社会福祉施設



- 国保・年金
  - ◇国民健康保険
  - ◇後期高齢者医療
  - ◇国民年金



- 税金
  - ◇町民税・固定資産税・軽自動車税種別割・所得税
  - ◇国民健康保険税
  - ◇税金の納付について
  - ◇税金に関する証明書の交付

- 農林
  - ◇有害鳥獣駆除事業
  - ◇野生動物の被害防止策
  - ◇遊休荒地対策

- いざというとき
  - ◇避難所一覧
  - ◇自主防災組織(消防団)
  - ◇日頃から備えておくもの

- 上松町の補助制度一覧

※内容については、変更になる場合があります。



主な行事		
赤沢自然休養林	4月下旬	開園(赤沢森林鉄道運行開始)
小川若宮神社例祭	4月下旬	西小川・島地区を中心とした例祭・上松町無形文化財
駒ヶ岳神社例祭	5月3日	東小川・国選択民俗文化財・県無形文化財
ほお葉巻き	5月下旬～7月上旬	
御神木祭	令和7年6月4日～6日	伊勢神宮に奉納される御神木の奉曳行事
大宮神社例祭	7月中旬	寢覚・見帰地区
鹿島香取神社例祭	7月中旬	荻原地区
ひのきの里の夏まつり	7月下旬～8月上旬	花火大会
木曾踊り	8月14日	
諏訪神社例祭・上松祭り	9月上旬	町中心部・上松町無形、有形文化財
赤沢森林浴(秋)	10月上旬	
神明春日神社例祭	10月中旬	立町地区
ひのきの里の秋まつり	10月下旬～11月上旬	全国木馬引き大会
赤沢自然休養林	11月初旬	閉園(赤沢森林鉄道終了)
どんどやき	1月中旬	
氷雪の灯まつり	1月下旬～2月上旬	

特産品紹介



**えごま油・ドレッシング**  
町内産のえごまを低温圧搾



**ほお葉巻き**  
米粉を練って小豆あんを中に入れ朴の葉で包み蒸し上げます



**五平餅**  
米を炊き、半つぶして成形し焼く  
えごまだれをかけて再度、焼く



**からすみ**  
米粉で作った蒸し菓子



**すんき漬け**  
赤カブの葉を無塩乳酸発酵した漬物



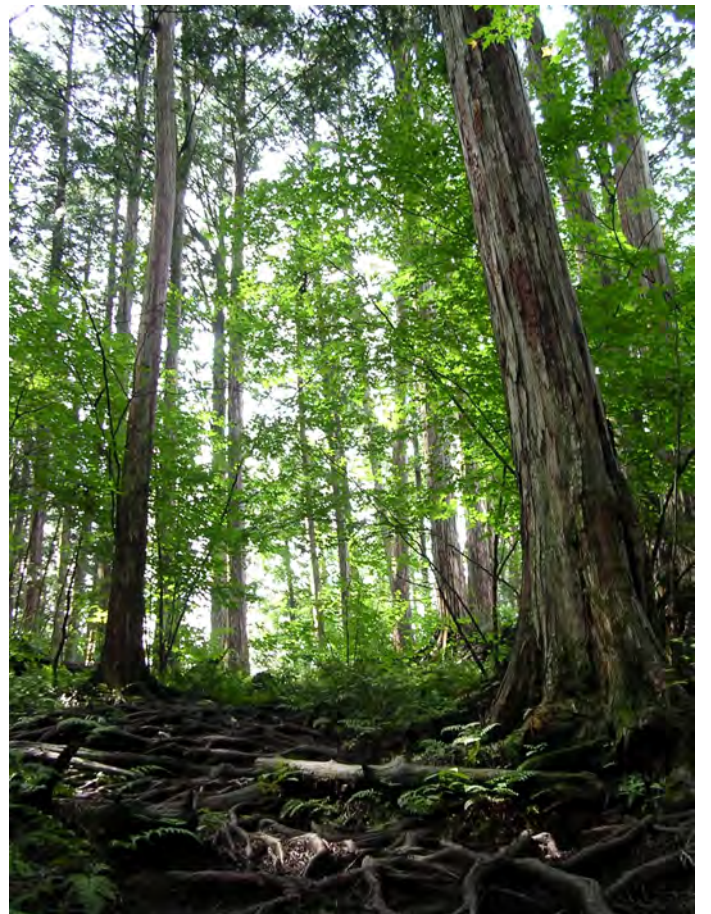
**信州味噌**  
上松町特産品開発センターで手作り



町花:オオヤマレンゲ

**\*赤沢自然休養林**

日本三大美林木曽ひのきの森、森林浴発祥の地でもあり、近年は森林セラピー基地としてヘルスツーリズムでも注目を集めている。木曽の林業の歴史や車の無い時代の地域の足となっていた森林鉄道が復元され園内を走っている。4月下旬～11月上旬



### \*寢覚の床

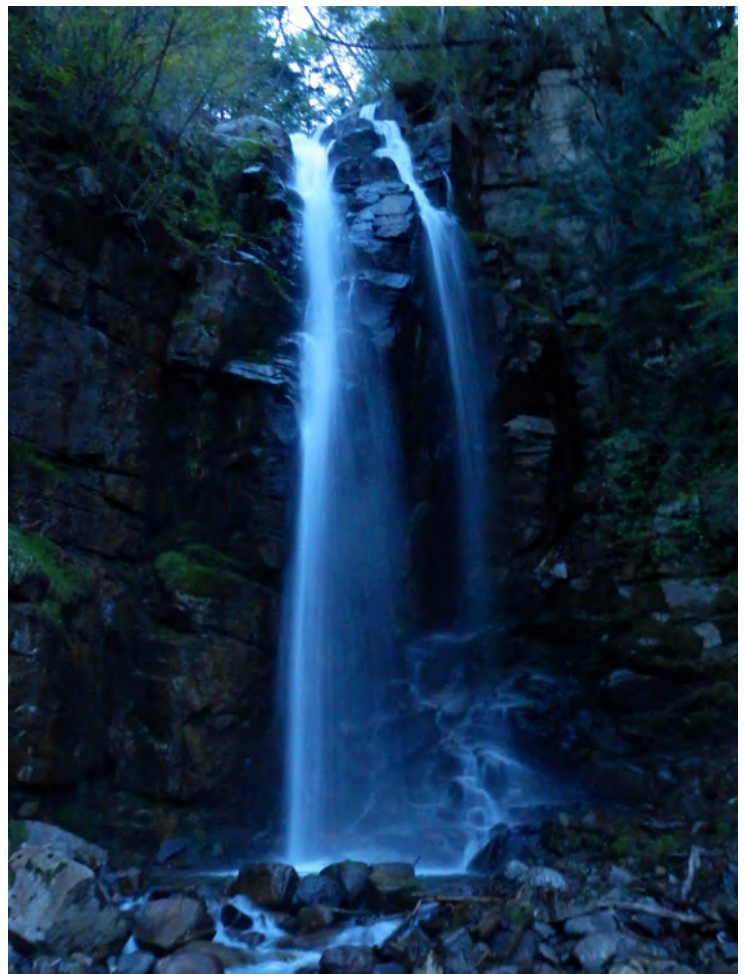
木曾八景の一つ「寢覚の夜雨」花崗岩が木曾川の激流にもまれ浸食され、その風景は地質学分野においても標本となりうるとの評価を受けている。大きな岩が浸食され屏風のようにそそり立つさまはまさに圧巻。おとぎ話「浦島太郎」伝説もあり、隣接の臨川寺には「浦島太郎の釣竿？」の展示も。



\*臨川寺

### \*小野の滝

木曾八景の一つ「小野の瀑布」広重・英泉合作の中山道六十九次にも登場します。



\*小野の滝 冬の様子



**\*木曾の棧**

木曾八景の一つ「棧の朝霧」中山道一の難所と言われた場所。現在旧国道下の石積でわずかではあります街道の面影を残しています。



**\*中山道**

かつては中山道「上松宿」としてさかえた宿場ですが、昭和25年の大火をはじめ街道筋の家屋は当時の面影を残すものが少なく、上町周辺(写真)・寝覚(立場茶屋跡)で見られます。

**\*木曾古道**

中山道が開かれるその昔から木曾谷を貫いていた道。駒ヶ岳神社、東野の阿弥陀堂(写真)などがみられる。





**\*風越山**

木曾八景の一つ「風越の晴嵐」かつては牛馬の放牧地として山頂は青々とした草に覆われていた。



**\*木曾駒ヶ岳**

木曾八景の一つ「駒ヶ岳の夕照」標高2956m。険しい岩肌が切り立つ山容と、雪化粧をした山肌に映える夕焼けは時間とともに色彩が変わり、神々しい異彩を放ちます。

## 御神木祭

### \*御神木祭

「御神木祭」とは、御神木の伐採に伴って開催されるご奉祝行事です。

国内の神社を代表する伊勢神宮(正式名称は「神宮」)は、内宮と外宮から成り20年に一度、「式年遷宮」を執り行います。この式年遷宮では新たに神殿を建て替えて御神体を移します。伊勢神宮の遷宮は様々な行事を要し、これまでに62回、約1300年にわたって連綿と伝えられてきた日本の伝統文化です。



この遷宮に使用される木材のうち、御神体を収めるための器となる材は「御樋代木(みひしろぎ)」といわれ、この御樋代木を採る木材が「御神木」と呼ばれます。御神体に最も近づく御神木の伐採には「御杣始祭(みそまはじめさい)」と呼ばれる特別な祭事が行われます。

この御神木は内宮と外宮の2本を必要とし、それぞれが無節の上質な材であること、清らかな流れに近い清浄な土地にあることなど、数多くの要件を満たさなくてはなりません。また伐採では2本の先端を交差させて倒すため、お互いが届く距離に生えていなくてはなりません。

数々の難関を突破して選ばれた御神木は、三ツ紐切り(みつひもきり)といわれる伝統的な手法で伐倒されます。木の幹に3方から斧をいれ、3箇所ツルを残して伐倒することで、木材を傷めず倒す方向も決めやすいという古来の技術です。



伐採された御神木の断面は、三方から伐採された跡が明確に分かります。また、この切り株は窪みが見られ、杣夫の方々には「御神酒がたまると伝えられているそうです。古くからのしきたりに則して、伐採された木から小枝を移し感謝の意を込めて切り株に挿しました。伐採された御神木は先端を整えられ、いよいよ伊勢に向けて旅立ちます。これを「御奉送(ごほうそう)」と呼び、御神木が立ち寄る各地域で神事や例祭が開催されます。

地元奉賛会がお木曳行事に備え御神木を奉曳車に整えます。安置された御神木は氏子がかがり火を焚きながら夜を徹して守ります。



御神木は多くの方々の手によって曳かれ練り歩きます。若連衆が木遣り歌を歌い、奉賛者が「よーい、よーい」と応えます。一般参加者、保育園や小学校の子どもたちも綱を引き20年に一度の思い出を心に刻みます。







鳥崎藤村『夜明け前』冒頭の有名なフレーズ「木曾路は全て山の中である」。

まさにそんな山郷の町、上松町。

赤沢自然休養林は樹齢300年以上の「木曾ヒノキ」の天然林で温帯性針葉樹林の貴重な森として、また、森林セラピーや森林浴といった健康増進・癒しの森としても近年注目をされています。また、伊勢神宮式年遷宮での御用林も務め、当町でも20年に一度「御杣始祭(三ツ紐伐り)」「奉曳車での里曳き」など「御神木祭」が厳粛の中、盛大に執り行われます。

伊勢神宮との結びつきも深いこの上松町では、各地区に氏神様として社が点在しており、それぞれ祭事が執り行われています。

伝統文化、伝統芸能として、今でも絶えることの無いよう伝承されています。

その多くの祭事の中から「未広がりて目出度い」として八大例祭？をご紹介します。

ぜひ、お祭りも見に来てください。

<p>わかみやじんじやれいさい ① 若宮神社例祭</p> <p>場所：島地区</p> <p>祭神：保食命、伊弉冉尊、伊弉諾尊</p> <p>氏子：島、小田野地区</p> <p>祭日：4月下旬(小川里若連中)</p> <p>獅子狂言：上松町無形文化財</p>	<p>昔は、八十八夜5月1日、2日頃が祭日でしたが、現在は4月下旬の金、土、日曜日で例祭を行っています。小川里若連により獅子狂言、奉納神楽などが執り行われます。代表的なものは「葛の葉」、浄瑠璃の「信太森女占」からとった獅子狂言。「恋しくば尋ね来て見よ、和泉なる信太の森の怨み葛の葉」という文字を、獅子頭をかぶり筆を口にくわえて唐紙大の白紙に書きます。口で書いたとは思えないほどの達筆さには目を見張ります。</p>
<p>こまがたけじんじやれいさい ② 駒ヶ嶽神社例祭</p> <p>場所：東里徳原地区</p> <p>祭神：保食命(宇賀御魂命)</p> <p>氏子：東小川地区全戸、太々講他</p> <p>祭日：5月3日(太々神楽連)</p> <p>太々神楽：長野県無形文化財 国選択民俗文化財</p>	<p>八十八夜5月3日頃例祭が行われる。この神社は駒ヶ嶽山頂にある本社の里宮で地元では「里宮」「古宮」などと呼ばれ親しまれています。衣食住及び農蚕牛馬の守護神であることから、関連の深い石碑も多くみられます。この神社の例祭は、氏子の中の定められた農家の長男に、古くから一子相伝で伝えられている「駒ヶ嶽神社太々神楽十三座」が拜殿内の舞台上で奉納されます。十三座の中「四神五返拜」「三劔舞」は迫力があります。</p>
<p>おおみやじんじやれいさい ③ 大宮神社例祭</p> <p>場所：寝覚地区</p> <p>祭神：天照大神、伊弉冉尊、底筒男命</p> <p>氏子：寝覚・見帰地区、東西小川</p> <p>祭日：7月中旬(大宮若連)</p>	<p>近年「海の日」の連休の金、土、日曜日で例祭があり、金曜日の夜は「芸ざらい」と称し、上松中学校駐車場特設舞台上で獅子狂言・地歌舞伎「白波五人男」「佐倉惣五郎」などが行われ、最後「餅投げ」で終了。土曜日午前中、日曜日昼頃に神社で神事が行われ、獅子舞が奉納されます。その他、各戸を回っての「悪魔払い」、夜は「お神楽」のお練りが行われます。日曜日深夜から月曜日未明にかけての「神納め」は「一見の価値あり」です。</p>

<p>かしま・かとりじんじやれいさい ④ 鹿島・香取神社例祭</p> <p>場所：荻原地区</p> <p>祭神：武甕槌神、経津主命</p> <p>氏子：小野、荻原、宮戸地区</p> <p>祭日：7月17日、18日に近い土、日曜日 (荻原若連)</p> <p>鹿島神社棟札：上松町有形文化財</p>	<p>7月の17日18日が祭日となっていたが、近年は「海の日」の前土、日曜日で例祭を行っています。2日間にわたり小野、荻原、宮戸地区の各家と事業所の悪魔払いをして回ります。悪魔払いには「でわ式」「十二もん」の2様があり、お祭りを仕切る若連の頭がその都度どの舞をするか指示をしています。地区内には木曾八景の一つ「小野の瀑布」の小野の滝があります。そのわきに「不動明王社」があり、小野の滝を背景に舞われる獅子舞が見所です。</p>
<p>⑤ ひのきの里の夏祭り</p> <p>場所：上松駅前</p> <p>開催日：7月最終土曜日 (上松町商工会)</p>	<p>上松町は林業で発展した町で、昭和43年に第1回目の「木材祭り」が開催されました。当時は材木の市と合わせ市に参加されるお客様のおもてなしを兼ね行っていたお祭りで、近年、商工祭として「ひのきの里の夏祭り」と変わってきました。今は「全国木馬引き大会」として、昔木材の搬出に使われていた「木馬(そり)」を再現し、駅前ロータリーでタイムレース、コスプレレースなどが盛大に行われています。「集え!! 全国の猛者」</p>
<p>⑥ 盆踊り大会</p> <p>場所：上松駅前(ふれあい広場)</p> <p>開催日：8月14日 19:00～ (正調木曾踊あげまつ保存会)</p>	<p>木曾路は江戸と京都を結ぶ中山道の要所であり、旅する方などにより木曾の民謡は諸国へ伝播され親しまれてきています。中でも「木曾のナーナカノリサン 木曾の御嶽ナンチャラホイ 夏でも寒いヨイヨイヨイ」で有名な木曾節、お盆の8月14日に「盆踊り大会」が「正調木曾踊あげまつ保存会」を中心に開催されます。木曾踊りは太鼓や三味の入らない素朴で優雅な歌声と、軽快、簡明、温雅な踊りの調和は長い歴史に培われてきた賜物です。</p>
<p>すわじんじやれいさい・はちまんぐうれいさい ⑦ 諏訪神社例祭・八幡宮例祭</p> <p>場所：上松町内</p> <p>祭神：建御名方命、事代主命・応神天皇</p> <p>氏子：上松町内、上条地区</p> <p>祭日：9月初旬と下旬(十五夜祭)</p> <p>獅子狂言：上松町無形文化財</p> <p>八幡神社本殿：上松町有形文化財</p> <p>若宮八幡宮神殿：上松町有形文化財 (上若連中)</p>	<p>例祭前夜には上若連による「芸ざらい」獅子狂言・地歌舞伎が八幡宮にて行われます。多くの地歌舞伎が伝承されておりその年々で演目は変わります。例祭2日間において地区内の各戸の「悪魔払い」と夜には上若連によるお神楽が諏訪神社大神様(お神輿、大幣束)を先導してお練りが行われます。2日目深夜から翌未明にかけて八幡宮から諏訪神社へ向かう一つ太鼓は普通のお練りとは違う迫力が見ものです。「かぼちゃ粥も一度は食すべき!!」 9月下旬の十五夜祭は上町瀬木地区で行われ、3年に一度八幡宮にて芸ざらいも行われます。</p>
<p>しんめいじんじや・かすがじんじやれいさい ⑧ 神明神社・春日神社例祭</p> <p>場所：立町地区</p> <p>祭神：大日靈命、天児屋根命</p> <p>氏子：立町、倉本地区</p> <p>祭日：10月第3土、日曜日 (立町若連)</p>	<p>土曜日の午前中に神社にて、神楽のお払いなどの神事を行い、神事が終わると若連は地区内の悪魔払いに出発していき、2日間かけて地区内の悪魔払いが行われます。 この例祭では他の例祭と違い夜のお神楽のお練りは行われませんが、土曜日には若連が出発した後の神社で、個人で安泰を祈ってお宮参りに来た氏子の中で、特に希望する人には湯立てをしてくれます。また、昼頃からは、地区内の小中学生による「浦安の舞」が奉納されます。</p>

## ●本人確認をしています

個人情報保護や、なりすまし等による不正な請求・届出を防止するため、戸籍や住民票等の交付申請および戸籍・住所変更等の届出時には窓口で本人確認をしています。ご理解とご協力をお願いします。

## \*本人確認の必要な交付申請・届出

- ・戸籍および住民票関係の交付申請
- ・婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁、認知届
- ・住民異動届（転入・転出・転居届等）

## \*本人確認のため窓口で提示していただく書類

- ・1点で確認となるもの  
顔写真付きの公的な身分証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）
- ・2点で確認となるもの  
健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、年金証書等公的な証明書

※本人確認の書類がない場合は、あらかじめお問い合わせください。

## ●住所の届出

## ◇上松町へ転入される時

転入した日から14日以内に前住所地で交付された「転出証明書」をご持参の上【転入届】の手続きをしてください。

## \*持ち物

- ・本人確認書類
- ・マイナンバーカード（持っている方）

## \*関連のある補助制度

- ・上松町（UIJターン）就業・創業移住支援事業補助金
- ・上松町おかえり支援金
- ・ウェルカム祝い金

※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。

## ◇町内で引っ越したとき

転居してから14日以内に【転居届】の手続きをしてください。

## \*持ち物

- ・本人確認書類
- ・国民健康保険の資格確認書（加入している方）
- ・マイナンバーカード（持っている方）

## ◇町から転出するとき

転出予定日より前に【転出届】の手続きをしてください。「転出証明書」を交付しますので、新住所地に転入するときに提出してください。

※マイナンバーカードを利用した特例転出は「転出証明書」は交付されません。

## \*持ち物

- ・本人確認書類
- ・国民健康保険の資格確認書（加入している方）
- ・印鑑登録証（登録している方）



## ●戸籍の届出

## ◇結婚するとき

婚姻届を提出したときから婚姻が成立します。（休日、夜間は宿日直が受け付けますので、事前に記載方法について住民係までお問い合わせください。）

## \*持ち物

- ・届書（証人2名の署名が必要です。）
- ※婚姻により住所の変更もする方は別に住所異動の届出が必要で

## \*関連のある補助制度

- ・上松町結婚祝金
- ・上松町結婚新生活支援補助金

※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。

## ◇子どもが生まれたとき

出生届は、生まれた日から14日以内に届け出てください。（休日、夜間は宿日直が受付します。）

## \*持ち物

- ・出生証明書（出生届についています。）
- ・母子健康手帳

## \*乳幼児医療申請・児童手当認定申請

出生届の届出時に申請書をお渡します。

## ◇家族に不幸があったとき

死亡届は死亡の事実を知った日から7日以内に届け出てください。（休日、夜間は宿日直が受付します。）

## \*持ち物

- ・印鑑（ゴム印等変形しやすいものを除く）
- ・死亡診断書（死亡届についています。）
- ・火葬場及び霊柩車使用料（緑聖苑火葬場使用のとき）

## \*緑聖苑（火葬場使用料） ※時間外は3割増

## \*霊柩車使用料

区分	使用料	備考
10歳以上	16,000	
10歳未満	12,800	
死産児	7,400	妊娠13週以上
胞衣	4,200	妊娠13週未満死胎児含む

4月～11月 26,600円

12月～3月 32,000円

## \*緑聖苑火葬場使用時間

午前：8時30分・9時30分・10時30分

午後：1時00分・2時00分※3時00分（時間外）

（友引及び1月1日、1月2日は休みです。）

## ◇その他の戸籍の届出

養子縁組届、離婚届、転籍届等があります。住民係へご相談ください。

## ●マイナンバーカード(個人番号カード)

マイナンバーカード(個人番号カード)はマイナンバーが記載されたプラスチック製のICチップ付きカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示されます。

本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、さまざまなサービスを利用できます。

### \*申請方法

- ・郵送:マイナンバーカード交付申請書に顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ投函。
- ・スマートフォン:スマートフォンで顔写真を撮影し、申請用QRコードを読み取り、所定のフォームからオンライン申請。
- ・パソコン:デジタルカメラで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請。(申請書IDが必要です)
- ・まちなかの写真機:申請書を持参して、申請可能な証明写真機で顔写真を撮影して申請。(機種により対応していないものがあります。)
- ・役場での申請:職員が無料で顔写真を撮影し、申請のお手伝いをします。申請に必要な書類等は住民係までご連絡ください。

※申請について詳しくは「マイナンバーカード総合サイト」  
<https://www.kojinbango-card.go.jp> をご覧ください。


## ●公的個人認証サービス

国や地方公共団体では、住民の皆さんが申請や届出等の行政手続を行う際に、これまでの窓口での手続きに加え、自宅等のパソコンからインターネットを使って24時間いつでも申請や届出ができる仕組みづくり(電子申請・届出、電子申告など)に取り組んでいます。

公的個人認証サービスは、こうした電子申請・届出が行われる際に、第三者の成りすまし申請などの課題を解決する本人確認サービスを、全国どこに住んでいる人に対しても提供するものです。

このサービスを利用するための電子証明書はマイナンバーカードに格納されています。

## ◇各種証明書の種類・手数料

種類	手数料(1通)	必要なもの
戸籍謄抄本	450円	本人確認書類(免許証等)  ※請求できる方、請求に必要なものについては、法務省のホームページをご覧ください。
除籍・改製原戸籍謄本	750円	
戸籍の附票	350円	
身分証明書	350円	本人確認書類(免許証等)・本人以外は委任状
戸籍届書の受理証明書	350円	本人確認書類(免許証等)
戸籍届書の記載事項証明書		
住民票	350円	本人確認書類(免許証等)・同一世帯以外の方は委任状
印鑑登録	1,000円(1件)	登録する印鑑・顔写真付き身分証明書(官公署の発行した免許証、マイナンバーカードなど)
印鑑登録証明書	350円	印鑑登録証

## ●印鑑登録・印鑑登録証明

### ◇印鑑登録の申請

#### \*登録できる人

上松町に住民登録がある15歳以上の方  
(注)意思能力を有しない方は登録できません。

#### \*持ち物

- ・登録する印鑑  
住民基本台帳に記載されている氏名を表したもので一辺の長さが8~25ミリの正方形に収まるもの。  
※ゴム印等変形しやすいもの、印影が不鮮明なもの、他の人が登録した印鑑は登録することはできません。
- ・官公署が発行した顔写真付きの身分証明書  
運転免許証、マイナンバーカードなど

#### \*申請方法

- ・本人が来庁し上記本人確認書類が提示された場合  
即日登録できます。
- ・写真付きの身分証明書が無い場合
  - 1.上松町で印鑑登録している方が登録申請書の保証人欄に必要事項を自署して登録印を押印することで申請する本人の身分保証する方法。即日登録できます。
  - 2.本人の住民登録地へ「照会書」を郵送し本人確認をする方法。登録完了まで数日かかります。  
※健康保険資格確認書等の本人確認書類が必要です。
- ・本人が来庁できない場合(代理人申請)  
登録完了まで数日かかります。
  - 1.代理の方が登録する印鑑を持参し登録申請します。
  - 2.本人の住民登録地へ「照会書」を郵送します。
  - 3.代理の方が、「回答書」と登録する印鑑を窓口までお持ちください。登録が完了しましたら、印鑑登録証を交付します。  
※本人と代理人双方の本人確認書類が必要です。

### ◇印鑑登録証明書の申請

#### \*持ち物

- ・印鑑登録証(本人が来庁しても印鑑登録証がないと証明書の交付ができません。)

#### \*本人が来庁できない場合

代理の方でも「印鑑登録証」があれば証明書の交付を受けることができます。(登録してある方の住所、氏名、生年月日を明確にしてきてください。)

## ●証明書のコンビニ交付サービス

マイナンバーカードを使用して、コンビニエンスストア等のマルチコピー機（キオスク端末）から住民票の写しなどの証明書が取得できます。

### \*利用できる方

上松町に住民登録されている方又は上松町に本籍がある方で、利用者証明用電子証明書が搭載されているマイナンバーカードをお持ちの方

### \*利用できる主な店舗

全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、イオンなど

### \*利用できる時間

午前6時30分から午後11時まで

※店舗営業時間内のみ。12月29日から1月3日およびメンテナンス日は除きます。

### \*取得できる証明書の種類・手数料

証明書の種類	手数料（1通）	取得できる範囲
住民票の写し	200円	上松町に住民登録がある本人および同一世帯の方 ※世帯主・続柄、本籍・筆頭者、マイナンバーは記載の有無を選択できます。 ※住民票コードは記載できません。
印鑑登録証明書	200円	上松町に住民登録がある方で印鑑登録をしている方
所得・課税・扶養証明書	200円	1月1日時点と現在どちらも上松町に住民登録がある方 ※税の申告をされていない方など、発行できない場合があります。 ※最新年度分のみです。
戸籍全部事項証明書・ 個人事項証明書	300円	上松町に本籍がある本人と同一戸籍の方 ※最新の戸籍のみ。
戸籍の附票の写し	200円	※上松町外に住民登録していて、上松町に本籍がある方は、事前に「本籍地サービス」の利用登録申請が必要です。

## ●戸籍証明書の広域交付

令和6年3月1日から、本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍証明書等を請求できるようになりました。

### \*請求できる方

- ・本人
- ・配偶者
- ・父母、祖父母など（直系尊属）
- ・子、孫など（直系卑属）

### \*持ち物

顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

### \*交付できる証明書の種類・手数料

証明書の種類	手数料（1通）
戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）	450円
除籍全部事項証明書（除籍謄本）	750円
改製原戸籍謄本	750円



●電気

\*電力自由化

電力自由化により、お好きな電力会社と契約ができます。

\*地域の電力会社

中部電力(株)木曾福島営業所 木曾町福島6200-4  
0120-984-532

●ガス

キッチンやお風呂・暖房等でガスを使用される場合、LPガスの契約が必要です。都市ガスのコンロは使えない場合があります。また、LPガスは空気より重いのでガス警報器は床から30cm以内に設置します。警報器用のコンセントを抜かないようご注意ください。

木曾エルピーガス事業協同組合 22-2643

\*上松町内のガス店

・上松プロパン販売所 52-2519  
・エマ商会(株)駅前店 52-2385

●テレビ・インターネット・電話

お好きな会社と契約ができます。

\*木曾広域ケーブルテレビ

内容	金額/月
基本契約 ケーブルテレビ 基本使用料	1,670円
オプション インターネット接続	1M 1,250円
	15M 3,560円
	※(事業所のみ) 30M 3,980円
	300M 4,080円
	1G 4,400円
追加 グローバルIPアドレス(1個のみ)	220円
ホームページ 容量追加(10M単位)	220円
メールアドレス(1アカウント)	220円

※加入する場合は加入料・設置工事費が別途必要です。

申込・問合せ 木曾広域情報センター 21-2212  
危機管理課危機管理係 52-4902

●コミュニティバス

・木曾広域幹線バス「きそバス」

南部幹線:坂下系統(南木曾町・弥栄橋~木曾福島駅)

南部幹線:上松系統(上松町・バス回転場所~木曾福島駅)

・上松町コミュニティバス

町内路線:芦島線(芦島~上松駅)

町内路線:吉野焼笹線(焼笹~上松駅~中学校北門)

・上松町デマンド乗合タクシー(町内のみ)

※利用するには、事前に利用者登録が必要となります。

\*運賃

○「きそバス」

初乗り200円(A・B・Cゾーン)

※ゾーンを1つ超えるごとに200円加算。

- ・中学生 半額、小学生 半額、未就学児 無料
- ・郡内小中学生 無料(町村発行の証明書必要)
- ・障がい者等 半額(手帳の提示が必要)

○「芦島線・吉野焼笹線」

大人 200円・小学生 100円・未就学児 無料

○「デマンド乗合タクシー」

大人 500円・小学生 100円・未就学児 無料

\*乗継割引(乗継券)

路線から路線に乗り継ぎする場合は、降車の際に乗務員にお申し出いただき「乗車券」を受け取ります。次に乗車する路線で降車する際に乗車券を提示します。

※それぞれの運賃を比べて高い方の運賃が乗車区間の運賃として適用されます。

\*減免利用乗車証(半額減免)

以下の項目に該当する方は、減免利用乗車証の交付により芦島線、吉野焼笹線、デマンド乗合タクシーの乗車料金が半額減免となります。

- ①要支援、要介護認定を受けている方と、その介護者。
- ②身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの方と、その介護者。
- ③生活保護を受けている方。

希望される方は、顔写真(縦3.5cm、横2.5cm)をご持参の上、役場住民福祉課(1階2番窓口)までお越しください。

\*時刻表

町ホームページをご覧ください。役場(1階2番窓口)にお声かけください。時刻表(冊子)をお渡しします。

\*回数券・定期券の販売

○回数券販売窓口:役場住民福祉課(1階2番窓口)、上松町公民館、駅前観光案内所、ひのきの里総合文化センター、木曾福島駅前バス発券所。

○定期券販売窓口:役場住民福祉課(1階2番窓口)

\*その他

コミュニティバスの詳細については、町ホームページをご覧ください。

お問合せ 住民福祉課生活環境係 52-4802

\*赤沢自然休養林行きのバスは、別途運行されます。

お問合せ 上松町観光協会 52-1133

◇関連する補助制度

\*コミュニティ交通タクシー利用補助

\*上松町運転免許証自主返納支援事業

※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。



●上下水道

◇水道を使い始める時、使用を中止するとき

新しく家を建てる時、今ある水道配管などを改造するとき、転入や転居などで使われていない水道を使い始めるときや水道の所有者が変わるとき(名義の変更)、今までお使いになっていた水道の使用を中止するときは、事前に建設水道課で手続きをしてください。

◇下水道の接続工事をするとき

町の指定工事店の中から見積りをとって、工事店を決めます。工事店と、便器の機種など詳しい打ち合わせを進めます。指定工事店の一覧をご参照下さい。

施工を決めた工事店で設計書を作成してもらい、内容を確認して町へ「計画確認申請書」を提出します(工事店が代行)。町は申請内容について審査します。町から指定工事店へ施工許可が届くと、いよいよ着工です。計画確認書は大切に保管して下さい。工事が終わったら、施工業者は5日以内に完了届を町に提出します。町で検査を行い、合格すると「検査済証書」を交付します。工事代金は、町の検査が終了してから支払います。「公共下水道開始届」を町に提出して、下水道が使用できるようになります。

下水道計画区域のエリア確認・浄化槽設置補助金交付についてのお問い合わせは建設水道課までお願いします。

●上下水道料金の納入

\*上下水道料金の納期限

翌日の10日前後(休日の場合はその翌日)が納期限となります。諸事情により期限までにお支払いができない場合は、ご相談ください。3ヵ月以上未納の場合には停水させていただくこともありますので、ご注意ください。

※カード払いの取扱いはありません。

\*便利な口座振替をご利用ください

忘れてしまうことがなくお支払いができます。納期限の月の15日に振替を行い、25日に再振替をしています。(休日の場合はその翌日)

希望される場合は、役場会計窓口に「口座振替依頼書」がありますのでご利用ください。公共交通機関等の利用が困難な場合は、ご連絡ください。

対象金融機関

- ・八十二銀行各支店   ・長野銀行各支店
- ・JA木曽各支所       ・松本信用金庫各支店
- ・ゆうちょ銀行       ・長野県労働金庫各支店

◇こんなときはご連絡ください

- ・漏水を発見したとき   ・長期間使用しないとき
- ・引越しをされる時    ・所有者が変更される時

◇水道料金

料金区分	使用水量	金額(税込)
基本料金	10m <sup>3</sup> まで	1,991円
超過料金 (1m <sup>3</sup> あたり)	11m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで	177円加算
	21m <sup>3</sup> から40m <sup>3</sup> まで	202円加算
	41m <sup>3</sup> から60m <sup>3</sup> まで	244円加算
	61m <sup>3</sup> 以上	261円加算

◇下水道料金

下水道使用料金は、水道の使用量を排出量とみなして1ヶ月ごとに水道料金と一緒にお支払いいただきます。

料金区分	使用水量	金額(税込)
基本料金	10m <sup>3</sup> まで	1,897円
超過料金 (1m <sup>3</sup> あたり)	11m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで	183円加算
	21m <sup>3</sup> から40m <sup>3</sup> まで	209円加算
	41m <sup>3</sup> から60m <sup>3</sup> まで	234円加算
	61m <sup>3</sup> 以上	247円加算

参考:一般家庭の料金表(1ヶ月・消費税含)

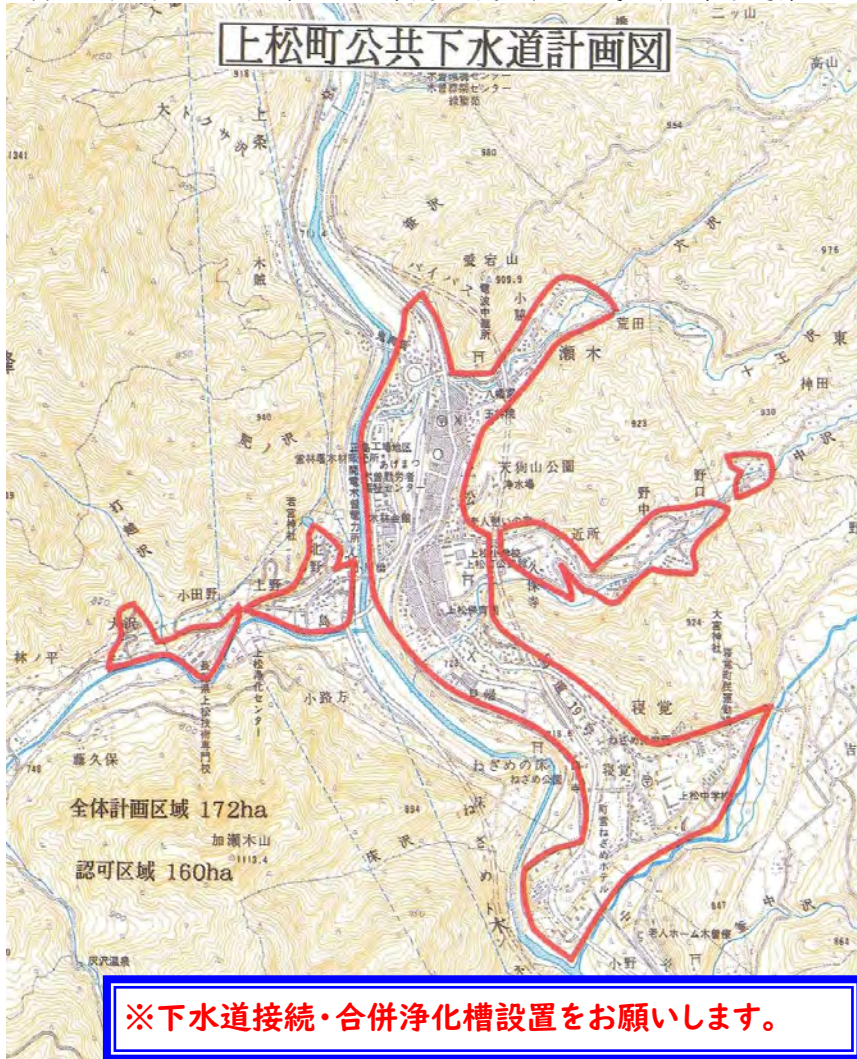
※検針日は必ず同日ではありませんのでご了承ください。

	<p><b>水道の通水と停水について</b></p> <p>転勤・転居などで1ヶ月以上留守にする場合は、停水手続きをお願いします。届出が無い場合、基本料金がかかります。</p>
	<p><b>消火栓の使用について</b></p> <p>地区等で利用する場合(災害等緊急時を除く)は日程調整をしていますので事前にご連絡をお願いします。</p>
	<p><b>水道工事について</b></p> <p>家庭内の水道工事について、新設・改造・ボイラー等の取り付けは、上松町指定の水道工事店でお願いします。(後出資料:指定工事店一覧参照。)</p>
	<p><b>漏水の確認方法について</b></p> <p>①蛇口を全てしめます。 ②外のメーターボックスの中のメーター器確認。 ・マーク減⇒漏水しています。 ・常時点灯か消灯⇒漏水していません。</p>

●我が家は、下水道に接続できますか？

上松町では下記の地区内を計画区域としています。

加入接続のお申込み、ご自宅が共用エリア内か否かのご確認・お問い合わせ等は、上下水道係までお願いします。



◇受益者負担金

都市計画法第75条の規定により、町が都市計画事業として施行する公共水道事業に要する費用の一部に充てるため、受益者負担金を徴収することが定められています  
※負担金は一括で徴収するものとされていますが、受益者が分割の申し出をしたときは5年を限度として分割納入することができます。

負担区	上松処理区(計画区域内)
負担金の額	一般家庭1単位当たり235,000円

◇関連のある補助制度

- \*浄化槽設置事業補助金
- \*上松町住宅リフォーム補助金

※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。



し尿の汲み取り

\*汲み取りの依頼

お住まいが下水道未接続の方や、下水道共用エリア外で浄化槽の設置が無い方は、し尿の汲み取りを定期的におこなってください。汲み取りの依頼は、下記事業者まで直接申し込みをお願いします。

・有限会社 環境サービス 52-2587



## 上松町指定給水装置工事店一覧

No.	指定工事店名	所在地	電話番号	No.	指定工事店名	所在地	電話番号
1	(有)南木曾電気商会	上松町本町通り4-10	52-2247	#	上松プロパン販売所	上松町緑町1-25	52-2519
2	(有)三和設備	上松町緑町3-35	52-4520	#	(有)板取管工	木曾町福島87	23-3048
4	沢口風呂店	上松町大字上松1004-1	52-4815	#	(株)エマ商会	上松町駅前通り2-48	52-2385
5	(有)田尻	上松町大字上松1015-3	23-2796	#	(株)管建工業	大桑村須原1546-1	55-4400
6	(有)環境サービス	上松町大字小川2419-イ-72	52-2587	#	(株)千村建設	木曾町日義2810-8	26-2335
7	青木設備	上松町大字小川2357-1	52-4266	#	(有)オクモ住設	木曾町開田高原末川5380-5	42-3104
8	(有)平田管業店	大桑村大字殿1-2	55-3053	#	オクハラ住設	木曾町日義3783-3	26-2082
9	(株)木曾管業	木曾町福島687-2	22-3358	#	大前施工	大桑村大字長野695	55-2928
#	(株)下畑住宅設備	木曾町福島463	22-3341	#	(有)原設備	岐阜県中津川市坂下4240-1の1の2	0573-75-2780
#	五十嵐工業(株)	岐阜県中津川市茄子川2077-8	0573-68-2161	#	(株)加藤組	木曾町福島1764	22-2116
#	(株)晃仙設備	大桑村大字野尻193	55-2371	#	麦島設備工業	上松町大字小川42-1	52-3189
#	(有)櫻井設備	大桑村大字野尻748-6	55-2280	#	(株)そやの住設	木曾町日義4488-5	23-8025
#	山一建設(株)	上松町大字小川2272	52-4700	#	(株)コマツ	上伊那郡箕輪町大字中箕輪1365	0265-79-2568
#	(有)奥村建設	木曾町福島6179	22-2132	#	(株)南信設備	下伊那郡阿南町西條2162-3	0260-31-0305
#	(有)畑中工務店	上松町大字小川1333-1	52-5093				

計 30業者 ※空き番号は閉業・辞退等による欠番

## 上松町下水道排水設備指定工事店一覧

No.	指定工事店名	所在地	電話番号	No.	指定工事店名	所在地	電話番号
1	(有)三和設備	上松町緑町3-35	52-4520	#	(株)下畑住宅設備	木曾町福島463	22-3341
2	山一建設(株)	上松町大字小川2272	52-4700	#	(有)櫻井設備	大桑村野尻2850-4	55-2786
3	(有)南木曾電気商会	上松町本町通り4-10	52-2247	#	(株)加藤組	木曾町福島1764	22-2116
4	(株)木曾管業	木曾町福島687-2	22-3358	#	(株)管建工業	大桑村大字須原1546-1	55-4400
5	(有)環境サービス	上松町大字小川2419-1-72	52-2587	#	(有)奥村建設	木曾町福島6179	22-2132
6	(有)田尻	上松町大字上松1015-3	23-2796	#	めぐみサービス	木曾町福島新開7073	27-6013
7	(有)畑中工務店	上松町大字小川1333-1	52-5093	#	(有)オクモ住設	木曾町開田高原末川5380	42-3104
9	青木設備	上松町大字小川2357-1	52-4266	#	(株)千村建設	木曾町日義2626	26-2335
#	(有)板取管工	木曾町福島87	23-3048	#	大前施工	大桑村長野695	55-2928
#	(株)晃仙設備	大桑村野尻193	55-2371	#	(株)西峯建設	木曾町新開4114-1	22-2308
#	千邑工務店	木曾町福島2876-10	22-2290	#	麦島設備工業	上松町大字小川42番地1	52-3189
#	(有)平田管業店	大桑村大字殿1-2	55-3053				
#	(株)エマ商会	上松町駅前通り2-48	52-2385				
#	神稲建設(株)木曾支店	木曾町三岳10614-5	46-2158				

計 25業者 ※空き番号は閉業・辞退等による欠番

## ●ごみの収集について

上松町では地区ごとにごみ収集日が決まっています。ごみを出す際はご自分の地区を確認し、当日に朝8時までに出すようにしましょう。※ゴミ出しの手引き参照

\*地区ごとのごみ収集カレンダーが役場にあります。

\*近隣の方や、地区駐在員さんや組長さんから収集場所を教えてください。（ごみステーションの無い地区があります。）駐在員さんについては役場までお問い合わせください。

## ◇指定ゴミ袋の販売

郡内のスーパー・コンビニ・商店で販売しています。

## ◇リサイクルセンターについて

見帰「こまくさワークセンター」北側に上松町のリサイクルセンターを開設しています。上松町民ならどなたでもご利用いただけます。その他に木曽クリーンセンターで開設しているリサイクルストックヤードもご利用いただけます。持ち込める品目は「リサイクルとごみの出し方手引き」をご確認ください。決まりを守り、きれいに気持ち良く利用しましょう。

なお、木曽町のリサイクル広場はご利用できませんのでご注意ください。

## ◇木曽クリーンセンターへの持ち込み

\*持込料金

燃えるごみ・燃えないごみ	10kg/150円
粗大ごみ	10kg/200円

※10kg未満でも料金がかかります。

可燃ごみ 月～金 8時30分～16時30分

不燃ごみ 月火木金 8時30分～16時30分

木曽クリーンセンター 電話24-3131

## ●ごみの焼却は禁止されています

家庭ごみやプラスチック類などを燃やすことは法律で禁止されています。家庭ごみは燃やさずに町のごみ収集に出してください。

## ◇こんな焼却炉でごみを燃やしていませんか？

ブロックを積んだだけのもの、ドラム缶や一斗缶、法律に適合しない簡易な焼却炉（法律に適合する焼却炉は下記参照）その他、地面の上で直接燃やす行為や穴を掘って燃やす行為なども禁止されています。

法律に適合する焼却炉とは・ ・投入口が二重扉構造になっている ・バーナーを備え800度以上で廃棄物を焼却できる ・通風設備がある ・焼却温度を測定できる温度計を備えている などの基準を満たすもの
--

※ただし例外として認められているものもありますが、その場合も風の強い日には行わず、水を必ず用意しその場から離れないようにしてください。

また、事前に木曽消防署(22-0119)、もしくは上松町役場(52-2001)に連絡をしてください。

## ●犬の飼育について

\*犬を飼うためには

法令により生後91日以上の子犬を飼うには、生涯1回の登録が義務づけられています。役場にて登録手続きをしてください。

\*狂犬病予防注射

飼い犬は法令により年1回狂犬病予防注射を受ける義務があります。上松町では年2回春と秋に集合注射を行っております。また動物病院で予防注射をした場合は、動物病院より受け取った狂犬病予防注射済証を役場まで持ってきていただき注射済票交付手続きをしてください。

\*犬の転入・転出

飼い犬を他市町村から連れてくる際は、犬の転入手続きが必要となります。「犬の登録事項変更届」に必要事項を記入し、役場までご提出ください。転入手続には登録市町村で交付された鑑札が必要です。無くされた場合は役場までご相談ください。

飼い犬を他市町村へ連れて行くときは、転出先に町で交付した鑑札を提出してください。

\*登録事項変更

飼い主や住所が変わったときは、「犬の登録事項変更届」を役場までご提出ください。

\*犬の死亡

犬の死亡届を役場までご提出ください。

\*犬を飼えなくなったとき

木曽保健所(25-2235)までご連絡ください。

\*料金表

登録料	3,000円
狂犬病予防注射料	3,050円
注射済票交付手数料	550円

## ●野良猫に餌を与えないでください

野良猫に餌を与えると猫が集まるようになり、周辺で糞尿をする、ゴミを荒らすなど、近隣の方に迷惑をかけてしまいます。

不妊・去勢手術を受けていない野良猫はあっという間に増えてしまいます。無責任な餌やりはやめましょう。

## ●飼い猫について

\*猫を飼うときは

迷子になった時の為に、首輪と飼い主の連絡先が分かるものを付けるようにお願いします。

## ◇関連のある補助制度

\*上松町猫繁殖制限手術補助金

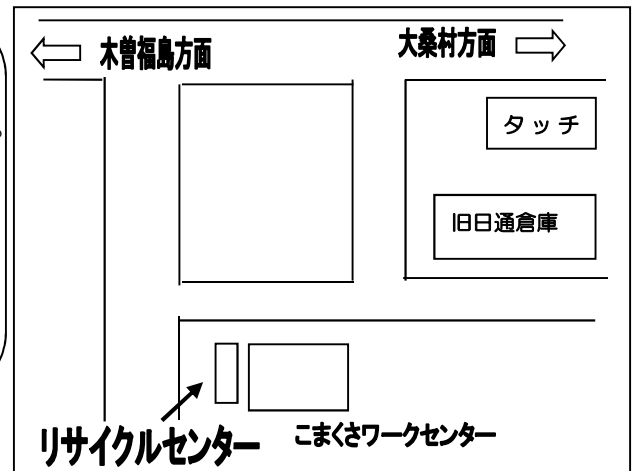
※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。



# リサイクルセンターについて

見帰「こまくさワークセンター」北側に上松町のリサイクルセンターを開設しています。こまくさワークセンターと協働で運営をしております。上松町住民の方ならどなたでもご利用できますので、ルールを守り、ご利用ください。

- 汚れているリサイクル品は持込まないでください。
- ペットボトルはキャップとラベルを取ってください。
- 陶器、茶碗、コップ、植木鉢、強化ガラス等は持込めません。
- アルミ缶のみです。スチール缶は持込めません。
- きれいに洗って持込みましょう。
- 不法投棄はやめましょう。



※上松にお住まいの方は木曽町の「リサイクル広場」は利用できませんので、上松町のリサイクルセンターをご利用ください。

## 1 古紙・ダンボール

◆きれいに整頓して置いて下さい。

- 新聞紙      ●広告・チラシ・雑がみ      ●雑誌・本      ●牛乳パック
- ダンボール類      ●菓子箱・紙箱



### ～持込み方～

- 平日午前9時から午後5時までは、こまくさワークセンター南側のストックヤードに直接持込んで下さい。(受け入れを行っています。)
- ひもで十文字にきちんと縛りましょう。(ガムテープ、ラップ、針金は使用不可)  
※表と裏の十文字のところをねじって縛り、回収する時、ほどけないように出しましょう。
- 新聞とチラシは別々に出します。

### 持込める雑がみ

- カレンダー(金具は取り除く)      ●紙袋(取っ手が紙以外のナイロンひもなどは取り除く)
- 包装紙      ●封筒(窓付きのフィルムは取り除く)      ●画用紙      ●菓子箱・紙箱

### 持込めない雑がみ

- カーボン紙、感熱紙、油紙、紙コップ、写真、アルバム、洗剤等の臭いがついた紙。
  - 酒パック・ジュースなどの紙製飲料パックで、内面がアルミ(銀色)やビニールでコーティングされているもの。
  - 臭いのついた紙箱は回収できません。(例:石鹼の箱、線香の箱、たばこ)
- ※臭いが消えず、リサイクルした後に紙に臭いが残るのでリサイクルできない。

⇒持ち込めない紙類は、燃えるごみの日に指定袋に入れて各ごみステーションに出してください。

## 2 ペットボトル・発砲スチロール類

◆所定のボックス・コンテナへきれいにに入れて下さい。

### ～ペットボトルの持込み方～



※ペット1の表示（ラベル）がついているもの

- キャップとラベルは取る。
- つぶさないでください。
- 中を良く洗ってきれいにする。⇒汚れが取れないものは燃えるごみに出してください。

### ～発砲スチロール類の持込み方～

- シール等は剥がして、汚れ、臭いのあるものは洗う。  
⇒汚れ、悪臭が取れなければ燃えるごみに出してください。

## 3 リサイクルびん類

◆各コンテナへ分別して入れます

無色（透明）

茶色

黒色

緑色

その他の色のびん

蛍光管

### ～持込み方～

- 中味を出し、中を洗ってきれいにしてから、収集コンテナへ色別に入れてください。  
きれいにできないリサイクルびんは不燃ガラスの日に指定袋に入れて各ごみステーションに出してください。
- セットモノ、陶器類、びん以外のガラス製品、化粧びん等は持込めません。不燃ガラスの日に指定袋に入れて各ごみステーションに出してください。
- ふた・リングは取ってください。剥がしやすいラベルは剥がしてください。
- 農薬・劇薬のびんは販売店や処理業者で処理してもらってください。
- リサイクルびん類や蛍光管は割れていても出せます。
- LED管・電球・グロー球は不燃ガラスの日に指定袋に入れて出してください。

## 4 アルミ缶

◆所定のボックスへ入れます。



～持込み方～



持込めません

- アルミ缶のみです。スチール缶は持込めません。分類に気付いて下さい。  
スチール缶は不燃（金物類）の日に指定袋に入れて、各ごみステーションへ出して下さい。
- つぶさないでください。 ●中を良く洗ってきれいにして出してください。

## 5 食用廃油

◆こまくさワークセンターのスタッフに声をかけていただき、指定したタンクに入れます。

～持ち込み方～（※受付時間がありますのでご注意ください。）

- 受付日時 月～金曜日、午前10時～午後3時まで（※こまくさワークセンター営業時間内）
- 一人1回1リットルまで持ち込み可能です。（量、中身が見えるようにラベルを取った透明の500mlペットボトルに、汚れを取った廃食油を入れてお持ちください。）

こまくさワークセンターは障がいのある方が、社会参加を求めて働くための施設です。  
利用者の方が毎日意欲的に働くために、町民の皆さんの節度ある利用をお願いします。

【問い合わせ先 住民福祉課 生活環境係 52-4802】

# 木曾クリーンセンターリサイクルストックヤード

住所：木曾町福島 7720（可燃施設に隣接）

お問い合わせ：0264-24-0248（または 24-3131）

木曾地域全域が対象となります



## ■持ち込める品目

○紙類（ダンボール・新聞紙・飲料パック・その他の古紙類）

○衣類（布・化繊の衣類・シーツ・タオル・毛布など）

※洗濯をし、ポリ袋に入れ持ち込んでください。

○小型家電（ご家庭で不要となった小型家電製品）

○乾電池・蛍光灯（LEDは不燃ガラスの日）

## ■受入時間：土日祝日を除く毎日

午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分

※年末年始は（12/29～1/3）はお休みです。

小型家電、電子機器の取扱いは「木曾クリーンセンターリサイクルストックヤード」のみです

## 小型家電・電子機器 回収対象品目一覧

有線通信機器	電話機・家庭用ファクシミリ・モデム・ルーター
無線通信機器	携帯電話・PHS 端末・タブレット・カーナビゲーション（携帯電話は販売店に相談）
ラジオ・テレビ受信機	ラジオ・チューナー
ビデオ機器・映像用機器・デジタルカメラ	デジタルカメラ・ビデオカメラ・ビデオテープレコーダー/プレイヤー・DVD レコーダー/プレイヤー・BD レコーダープレイヤー・HDD レコーダー・BS/CS アンテナ・チューナー（地上デジタル・CS・その他）・カーテレビ（ブラウン管除く）・カーチューナー・カー CD/DVD
電気音響機器	テープレコーダー・CD/MD プレーヤー・デジタルオーディオプレーヤー・ヘッドフォン・イヤホン・IC レコーダー・補聴器・カーステレオ（CD/MD 等）・カースピーカー・ミニステレオ・ラジカセ・マイク
パーソナルコンピューター	ノート型・デスクトップ型・タブレット型（パソコンリサイクルマークがあれば販売店へ）
補助記憶装置	ハードディスク・USB メモリー・メモリーカード類・ゲームソフト
印刷装置	プリンター・フォトプリンター
表示装置	モニター・プロジェクター
端末装置	電気書籍端末
家庭用電動ミシン	電動ミシン
電動工具	電気のかざり・電動グラインダー・電気ドリル
事務用電気機器	電卓・電子辞書・ワープロ・電動式シュレッダー
計量・測定用電気機器	電子ヘルスメーター・電子体温計・血圧計・デジタル歩数計・体脂肪計
フィルムカメラ	フィルムカメラ
台所用電気機器	電子ジャー・トースター・ホットプレート・ミキサー・電気ポット・フッキングヒーター・フードプロセッサ・電気製麺機・コーヒーマーカー・コーヒーマル
空調用電気機器	扇風機・加湿器・除湿器・サーキュレーター・送風機・空気清浄機
衣料・衛生用電気機器	電気アイロン・裁縫用電気こて・電気掃除機・ハンドクリーナー・ふとん乾燥機
保温用電気機器	電気ストーブ・電気毛布などのコントローラー
理容用電気機器	ヘアドライヤー・ヘアアイロン・電気かみそり・電気バリカン・電気かみそり洗浄機・電動歯ブラシ・電気脱毛器・電気はさみ・家庭用噴霧器・風呂水用電気ポンプ・電気アクアリウム（水槽関係用品）
電気マッサージ器	電気マッサージ器（ハンディータイプ）
電気照明器具	懐中電灯・電気スタンド・照明器具（※蛍光灯や電球は取り除く）
電子・電気時計	腕時計・置き時計・目覚まし時計・デジタル式時計
電子・電動式玩具	据置型・携帯型ゲーム機・ゲーム用コントローラー・ミニ電子ゲーム・ハイテク系トレンドトイ・ラジコン
上記品目の付属品	リモコン・AC アダプター・ケーブル・プラグ・ジャック・充電器

## ～ごみ出しのルールについて～

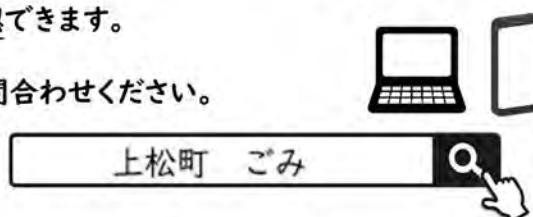
時間外に出されたゴミや、分別ルールが守られていないごみは収集されません。収集されないごみは出した方に片づける責任があります。ごみを出すときは以下の点に注意しましょう。

- ・ごみは朝 8 時前に、指定された収集日に出してください
- ・ごみは分別ごとに指定ごみ袋に入れて出してください。指定袋以外に入られたごみは収集しません。ごみ指定袋は木曽郡内の証紙取扱店で購入できます。
- ・ごみの収集日は地区ごとに決められています。ごみを出す際はご自分の地区の収集日を確認してください。
- ・生ごみは水気をよく切ってから、指定のごみ袋に入れてください。また、水切りネットは分解できるものであっても確認ができないため、生ごみの指定袋には入れないでください。
- ・ペットボトルと発砲スチロールは、収集日に指定のごみステーションに収集用のネットが用意されます。ガラスびんは収集用のコンテナが用意されます。
- ・ガラスびんと蛍光管は割れているものもリサイクルできます。気を付けて出してください。
- ・ガラス板やガラス製の食器等、ビン以外のガラス製品はリサイクル収集していません。不燃ごみとしてガラス・陶器の日に出してください。また、乳白色のびんは陶器との判別が困難ですので、リサイクル収集はしていません。不燃ごみとしてガラス・陶器の日に出してください。
- ・洗っても汚れや臭いが取れないガラスびんやペットボトル、発泡スチロールはリサイクルできません。ガラスびんは不燃ごみとしてガラス・陶器類の日、ペットボトルと発泡スチロールは可燃ごみとして出してください。
- ・スプレー缶やガス缶を捨てる時は、必ず中身を使い切ってから缶に穴をあけて出してください。
- ・ダンボール、古紙類の収集は雨により中止となる場合があります。中止のときは朝 6 時 50 分頃に広報でお知らせしますので、ご注意ください。
- ・プラマークのないものはプラ容器ごみの対象外です。可燃ごみをととして出してください。また、ビニール袋などにごみを入れて、プラ容器指定袋に入れなくてください。

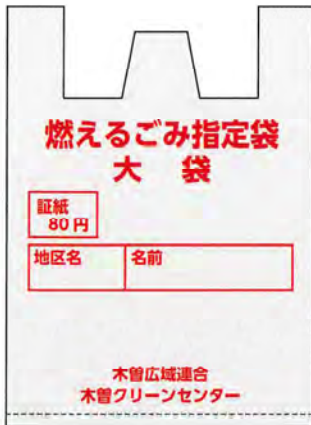
※上記以外でごみ・資源物の出し方にお困り・お悩みの際は、木曽クリーンセンター発行の「リサイクルとごみの出し方の手引き」を確認してください。上松町ホームページでも確認できます。

※または、役場生活環境係 (TEL 0264-52-4802) までお問合わせください。

詳しくは、



# 指定袋・証紙の種類と容量

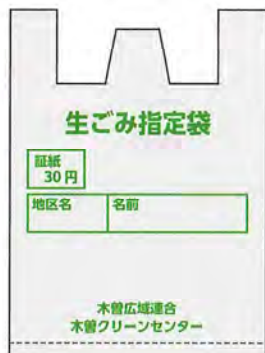
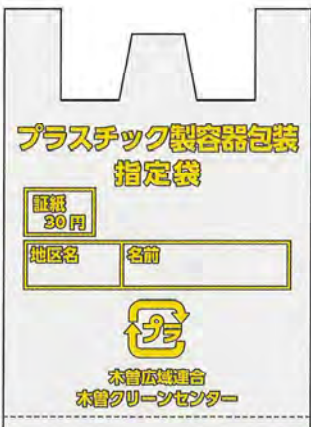


可燃ごみ指定袋(大)	1袋 (10枚入り)	800円
1袋に入れられる量	容量	50ℓ
重さ	10kgまで	

可燃ごみ指定袋(小)	1袋 (10枚入り)	400円
1袋に入れられる量	容量	25ℓ
重さ	5kgまで	

不燃ごみ指定袋(大)	1袋 (10枚入り)	800円
1袋に入れられる量	容量	50ℓ
重さ	10kgまで	

不燃ごみ指定袋(小)	1袋 (10枚入り)	400円
1袋に入れられる量	容量	25ℓ
重さ	5kgまで	



プラ容器包装指定袋	1袋 (10枚入り)	300円
1袋に入れられる量	容量	50ℓ
重さ	4kgまで	

生ごみ指定袋	1袋 (10枚入り)	300円
1袋に入れられる量	容量	10ℓ
重さ	4kgまで	

証紙の種類は、10円・20円・80円があります



ごみ証紙	1シート (10枚)	800円
重さ	10kgまで	

ごみ証紙は、袋に入らない場合を使用してください。

ごみ証紙の使い方参照 (P - 4)

※お近くの「証紙取扱所」でご購入ください。

※地区名・名前をご記入ください。

※持ち手部分を、しっかり結んでください。【感染予防対策にもなります】

※指定容量以上に入れたものは、収集しません。

## 証紙シールの使い方



証紙シールは指定袋に入らない大きさのごみに貼り付けて出すためのものです。

使用方法は以下のように決まっています。

証紙は1種類で、可燃ごみ、不燃ごみ共通で使用できます。

### 燃えるごみ（燃えるごみは証紙2枚で出すことができません）

■長さ50cm×直径30cm以内・重さ10kg以下にまとめたものに証紙（シール）1枚を貼る。

証紙で出せるものの例 ・直径10cm以内の木や竹、板などを、規定サイズに切断し結束したもの

・タキロンなどは50cm以内に切断して丸めて結束

※ごみ収集車で回収するため、指定の大きさを越えたものは収集しません。

### 燃えないごみ

■指定袋に入らない不燃ごみで、1人で簡単に持てる大きさのもの

■10kg以下の不燃ごみには証紙を1枚、10～20kg以内のものは証紙2枚を貼る。

証紙で出せるものの例（重さに応じて証紙を貼り付けてください）

・スキー板は1組で結束

・物干し竿、波トタンは長さ180cm以内で丸めて結束

・反射式ストーブ・電子レンジ・自転車などは、そのまま証紙を貼る。

※20kgを超えるもの、長さ180cmを超えるもの、一人で持てないものは直接持ち込んでください。

※品目によっては、記載のサイズ、重さではなくても証紙を貼って出せるものがあります。詳しくは詳細を確認ください。

※ふとん、毛布、じゅうたんなどに証紙シールを貼ってステーションへ出すことはできません。

※指定袋以外の袋やダンボール箱に証紙シールを貼って出すことはできません。

※リサイクル品に証紙シールを貼って出すことはできません。

## 指定袋と証紙の価格 P-21 からの早見表の料金も変更となります

証紙の種類	価格 (1枚あたり)	文字の色	1袋に入れられる量	
			容量	重さ
可燃ごみ指定袋 大	80円	赤色	50ℓ	10kgまで
可燃ごみ指定袋 小	40円	赤色	25ℓ	5kgまで
不燃ごみ指定袋 大	80円	青色	50ℓ	10kgまで
不燃ごみ指定袋 小	40円	青色	25ℓ	5kgまで
ごみ証紙	80円	赤色	—	10kgまで
生ごみ指定袋	30円	緑色	10ℓ	4kgまで
プラスチック製容器包装指定袋	30円	黄色	50ℓ	4kgまで

# 生ごみ

回収日	生ごみの日（週2回）
回収場所	ごみステーション
出し方	生ごみ指定袋（緑色）

**対象** 堆肥化できる『生ごみ』 台所から出る『調理くず』『食べ残し』など



野菜等調理くず



肉・魚類の骨



カニ・エビ・  
貝・卵の殻



残飯など

**対象外** 『生ごみ』として出してはいけないもの【食品以外のもの】



チューブ類



お菓子袋類



トレイ・パック類



ビニール袋類



スプーン・フォーク



紙コップ



おむつ・衛生用品



ラップ類



わりばし



タバコ

## ■生ごみの出し方

- ①分別した生ごみを**十分に水切りをして、じかに指定袋**に入れてください。
- ②生ごみ指定袋で収集日に決められた場所（専用バケツ）に出してください。
- ③燃えるごみ指定袋には入れないでください。



## 生ごみ指定袋の使用上の注意

- 1、指定袋は冷暗所で湿気を避けて保管してください。  
高温多湿になるところでは、袋は長持ちしません。  
太陽光が直接当たる場所は避け、日陰で風通しの良いところに保管してください。
- 2、指定袋に生ごみを入れて長時間放置しないでください。  
生ごみの専用袋は微生物によって分解される袋です。  
袋に生ごみが入った時から少しずつ分解が始まります。  
すぐに破れたりしませんが、生ごみを入れて長時間（2～3日）放置するのは避けてください。
- 3、分解できないものを入れないでください。  
容器やビニール袋が混入したもの、新聞、レジ袋で二重包装されたものは堆肥化できません。



# 紙類

回収日	町村指定の回収日
回収場所	町村指定の回収場所
出し方	ひもなどでまとめて出す

町村指定のリサイクル回収場所または、木曾クリーンセンターへも持ち込みができます。

## ダンボール



**対象** 中が波状であるもの

### ■ダンボールの出し方

- ①シール・ガムテープ・金具などは取り除いてください。
- ②運びやすいようにひもなどで縛って出してください。

**対象外** 防水コートや汚れているもの  
臭いのあるもの

## 新聞紙



### ■新聞紙の出し方

- ①チラシ・広告は取り除いてください。
- ②運びやすいようにひもなどで縛って出してください。

## 紙製飲料パック

**対象** 牛乳・ジュースの紙製パック

**対象外** 中がアルミ（銀色）の紙製パック  
対象外は可燃ごみへ

### ■紙製飲料パックの出し方

洗う



開く



紐で縛る



古紙・チラシ・雑紙・雑誌類・その他古紙



チラシ



パンフレット



カタログ



コピー紙



ハガキ

圧着ハガキは除きます



封筒

・ビニールの窓はとります  
・紙の窓はそのまま



名刺



メモ用紙



ノート



カレンダーなど

金属は  
とって

対象

チラシ・包装紙・雑誌・書類など



雑がみ

・紙以外を入れない  
・ひもなどで縛り中  
身が出ないように  
してください

■紙類の出し方

- ①持ちやすいサイズに折りたたみ、ひもなどで縛って出してください。
  - ②小さな紙は紙袋に入れて出してください。きちんと分別してください。
- ※古紙類については町村ごとに異なる場合があります。各役場へお問い合わせください。

対象外

カーボン紙・感熱紙・テープ・シール・臭いの強い紙（線香や石けんの箱など）・ラップの芯などの硬い紙類→可燃ごみへ

紙のリサイクルは  
資源の有効活用で  
いろいろな製品に  
生まれ変わり  
再利用されます



新聞



雑誌



ダンボール



紙パック



新聞



雑誌  
お菓子の箱など



ダンボール



トイレ  
トイレット  
ペーパー

# プラスチック製 容器包装

回収日	プラの日（月2回）
回収場所	ごみステーション
出し方	プラスチック製容器包装指定袋（黄色）

容器包装とは、「容器」は商品を入れるためのもの（袋もこれに含まれます）、「包装」は商品を包むものと、お考えください。（商品を使った時に不用になるもののことです）そのうち、プラスチック・ビニール製のものが分別の対象となります。このようなプラスチック製の容器包装（プラ容器）には、目印に、「プラマーク」の識別表示がついています。（プラマークがついている「発泡スチロール」も対象です）



対象になるのは、この「プラマーク」のある、プラスチック・ビニール製の容器・包装になります。



## プラスチック製 容器包装の対象（例）



プラ製袋・フィルム類



プラ製ボトル類



プラ製パック・トレイ類



プラ・発泡製カップ類



チューブ容器類



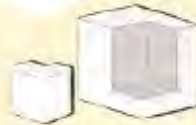
あみ・ネット類



プラふた類



（例）



発泡スチロール



ペットボトル



在宅医療廃棄物



危険品



プラマークがないプラスチック製品  
湿布のテープも対象外です。



## 対象品でも汚れたものはリサイクルできません

### ①分別する

- プラマークがあるか
- 対象外ではないか
- ※迷ったらごみへ

マークが分からない

### ②きれいにする

- 汚れていれば拭くか水洗い
- キャップなどは外す
- きれいならそのまま

汚れ、臭いが取れない

### ③指定袋に入れ「プラ」の日に

指定袋は黄色い文字の「プラスチック製容器包装指定袋」をご使用ください。

**注意：**レジ袋などに入れないでください。（二重袋は禁止です）

**注意：**分別できなければ集めません。

**注意：**指定日以外は集めません

可燃ごみに出してください。

プラマークのないものは、全て対象外です。プラ容器に混ぜないでください。



# ペットボトル

このマークが対象です

回収日	町村指定の回収日
回収場所	町村指定の回収場所
出し方	設置の回収ネットへ入れる

ペットボトルの識別マークは、飲料、酒類、しょうゆなどの容器に表示してあります



[PET ボトル] の  
法定識別マーク



PET  
ボトル

使われている部位

[プラスチック  
製容器包装] の  
法定識別マーク



キャップ: PP  
ラベル: PS

JIS 方式による  
[材質表示]  
(任意での表示)

ステーションのペットボトル  
専用ネットに直接搬出



ペット1の表示(ラベル)  
がついているものが対象



## ■ペットボトルの出し方

- ①キャップ・ラベルを剥がす。
- ②中を水洗いしてください。
- ③回収場所の回収ネットへ入れてください。

①キャップとラベルをはがす



材質が違います！  
キャップ・ラベルは  
♻️へ！

②なかをゆすぐ



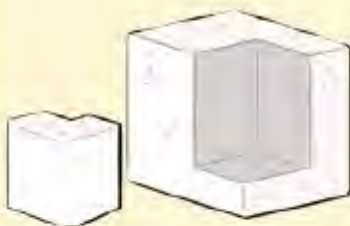
においや感染症予防のため！  
きれいな状態でリサイクル  
へ！

## 対象外 (出せないもの)

- 工作などに使用して、色を塗ったり、テープを貼ったり加工したもの
- 汚れが取れないものや、中に異物が入っているものは「燃えるごみ」に出してください。
- サラダ油など食用油の容器は同じような形でも対象外です。

# 発泡スチロール

回収日	町村指定の回収日
回収場所	町村指定の回収場所
出し方	設置の回収ネットへ入れる



## ■発泡スチロールの出し方

- ①シール等は剥がし、汚れ、臭いのあるものは洗う。  
⇒汚れ、悪臭が取れなければ可燃ごみへ
- ②回収場所の回収ネットに入れる。



発泡以外のもの(ウレタン・塩ビ など)

⇒可燃ごみへ

## 乾電池

回収日	不燃ガラスの回収日
回収場所	ごみステーション
出し方	不要な袋などに入れて出してください。



**対象**

マンガン乾電池・アルカリ乾電池・ボタン電池  
オキシライド乾電池

**対象外**

充電式電池・バッテリー類  
(ニッカド・ニッケル・リチウムイオンなど)  
対象外は電気店などのリサイクルボックスに入るか、購入先にご相談ください。

## 蛍光管

回収日	リサイクルガラスびんの回収日
回収場所	町村指定の回収場所
出し方	回収場所の設置容器へ入れてください。



**対象**

蛍光管(直管・円管・電球型の蛍光管)

- ①照明器具から外して蛍光管だけにしてください。
- ②回収場所の設置容器に入れてください。



**対象外**

LED管・電球・グロー球  
対象外の場合は **不燃ガラス** へお出してください。

## 食用廃油

回収日	—
回収場所	町村指定の回収場所
出し方	回収場所の設置容器へ入れてください。



**対象**

植物性の食用油

- ①不要な容器のため、回収場所に設置している容器へ移し替えてください。



**対象外**

動物性の食用油⇒固めて可燃ごみへ

**注意:** 食用廃油の分別は対象外の地域があります。町村の分別に従ってください。

# リサイクルびん

回収日	町村指定の回収日
回収場所	町村指定の回収場所
出し方	回収場所設置の容器へ

対象

リサイクルびんの対象

飲み物のびん



食品・調味料のびん



酒びん



## ■リサイクルびんの出し方

- ①ふた・リングを取る。
  - ②剥がしやすいラベルは剥がしてください。
  - ③中を水洗いする。
  - ④町村指定の回収場所の設置容器へ色別に入れてください。
- ※化粧びんが対象外の地域は、不燃ガラスの日に出してください。

無色 (透明)



茶色



緑色



黒色



その他の色



※割れていてもリサイクルできますので、気をつけて出してください。

**対象外** (不燃ガラスの日に出してください)

飲料用以外のびん  
乳白色のびん  
(陶器と区別が難しいため)



びん以外のガラス製品  
(ガラス板・食器)



強化ガラス製品

# 衣類

回収日	—
回収場所	町村指定の回収場所
出し方	そのまま持ち込む

回収日	P-5 参照
回収場所	木曾クリーンセンターリサイクルストックヤード
出し方	ポリ袋に入れ持ち込む

**対象** 布・化繊の衣類・シーツ・タオル・毛布・ハンカチなどの衣類

**対象外** ビニール製品・革製品・汚れたもの・油やペンキの付着したもの・糸くず  
裁断くず・電気毛布・毛糸・カーペット・ぬいぐるみ・不織布など

## ■衣類の出し方

- ①洗濯をして、汚れを落としてください。
  - ②ボタン、ファスナー、装飾具などは付けたまま出してください。
- ※程度の良い衣類は海外などでリユースされるため、ボタンなどはそのままの状態でお持ちください。

**注意：衣類の分別は対象外の地域があります。町村の分別に従ってください。**

# 資源として出していただきたいもの

以下の品目は、製造販売メーカーがリサイクルを行っています。木曾クリーンセンターでも充電器、専用電池以外は不燃ガラス類として受け入れています。できる限りメーカーリサイクルにご協力ください。

## ■携帯電話



**スマートフォン・携帯電話・充電器・専用電池**

携帯電話販売店、又は右のマークのある  
お店でご相談ください。



## ■パソコン



**パソコン本体・ディスプレイ  
付属品 (スピーカー、マウス、キーボード)**

**対象外** スキャナー、プリンター、モデム類



左のマークのシールが貼付けされているパソコンは、購入時にリサイクル料金が納入済ですので、リサイクル料金は不要です。  
マークがないパソコンを処理するには、リサイクル料金が必要になります。

# 燃えるごみ

回収日	燃えるごみの収集日
回収場所	ごみステーション
出し方	燃えるごみ指定袋 (赤色)



**紙くず・繊維くず・革製品・紙おむつ**  
資源にできない燃えるもの

シュレッダーダストは他のごみと混ぜずに指定袋 (赤) に入れて出してください。



紙オムツ  
※汚物はトイレへ



歯ブラシ

スポンジ



バケツ



汚れた衣類・紙類



CD



靴



鞆



ぬいぐるみ  
おもちゃ



資源物はリサイクルへ出してください。  
金属・ガラス等の燃えないごみ・電気製品・生ごみ・液体など

○排泄物はトイレ等へ流してください。

# 粗大ごみ

回収日	-
回収場所	-
出し方	直接持ち込んでください

指定袋や証紙シールで収集できないごみは、粗大ごみとしてクリーンセンターへ持ち込んでください。また、町村が指定する一般廃棄物取扱事業所へご依頼ください。

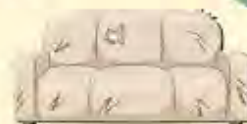


**燃えるごみ ⇒ 可燃ごみ処理施設まで**

ふとん・家具類  
スプリングの無いマットやソファーなど

**燃えないごみ ⇒ 不燃ごみ処理施設まで**

大きな家電 (20kgを超えるもの)  
スプリングがあるマットレスやソファーなど



**対象外 処理できないごみ P20 を参照**

## ■粗大ごみの出し方

可燃物と不燃物をできる限り分解・分別をしてください。

ふとん・毛布・カーペットは粗大ごみとして持ち込んでください。

(ただし、50×50cm以下に裁断した場合は指定袋で収集します。)

可燃粗大ごみを持ち込む場合は、長さ180cm以内、太さ10cm以内にしてください。

大量の場合は受け入れできないことがあります。クリーンセンターへお問い合わせください。

## 燃えないごみ (不燃ガラス類)

回収日	不燃ガラスの収集日
回収場所	ごみステーション
出し方	燃えないごみ指定袋 (青色)

### 不燃ガラス類



### 陶器・せともの類



### プラスチック製家電製品 又は、小型家電リサイクルへ



### 灰・電池は不燃ガラスの日に



#### ■燃えないごみ (ガラスの日) の出し方

- ①土の汚れや食器の食べ物の汚れなど落とす。びんなどで中身が入っている場合はカラにし軽く水洗いする。電気製品は乾電池、燃料、掃除機のごみなどを取り除く。袋が破れそうな場合は証紙シールを使用
- ②指定袋に入れて、収集日に出す。危険なもの (割れた物) などが入っている場合は袋に書いてください。灰は完全に消火していることを確認し、灰だけを指定袋に入れて、表面に「灰」と書いてください。

## 燃えないごみ (金物類)

回収日	金物収集日
回収場所	ごみステーション
出し方	燃えないごみ指定袋 (青色)

### 空缶類

スプレー缶は  
穴を開ける



### 金属製品



### 金属製の家電製品

又は、小型家電リサイクルへ



#### ■燃えないごみ (金物の日) の出し方

- ①土の汚れや食べ物の汚れなどを落とす。缶などで中身が入っている場合はカラにし軽く水洗いする。電気製品は乾電池、燃料などを取り除く。
- ②指定袋に入れて、収集日に出す。危険なもの (ハサミ等) などが入っている場合は袋に書いてください。カセットコンロのガスボンベ、スプレー缶などの容器は、必ず穴を開け中身を抜いてから指定袋に入れてください。必ず外で穴を開けてください。

※指定袋に入らないものでも、証紙シールで出せるものがあります。証紙シールの使い方をご参照ください

## ごみとリサイクル品の直接持込について

木曽クリーンセンターでは、次のような収集できないごみの持ち込みを受け付けています。

- ・粗大ごみ（ごみ指定袋に入らない大型のごみ・タンス・ふとん等）
- ・引っ越しなど大量のごみで、ごみステーション収集に出せない場合

持込受入日・受付時間			
種類	燃えるごみ	燃えないごみ	リサイクル品 (紙類・小型家電等)
持込場所	可燃ごみ処理施設	不燃ごみ処理施設	木曽CCストックヤード
営業日	毎週 月～金曜日	毎週 月・火・木・金	毎週 月～金曜日
休業日	年末年始・土・日・祝日	年末年始・水・土・日・祝日	年末年始・土・日・祝日
受付時間	午前8:30 ~ 午後4:30		

※2t車平積みよりも大量の場合は、事前（1週間前）にご相談ください。

※処理できない等の理由で持ち込みをお断りすることがあります。

※旧クリーンセンター跡地にリサイクルストックヤードが設置されました。

ダンボール・チラシ・新聞紙などの古紙類・衣類や小型家電を受け入れます。

住民の方どなたでも、無料でご利用いただけます。（事業者の方は対象外となります）

持ち込みの際、リサイクル品が混入していた場合はストックヤードへご案内します。

※各町村に設置しているリサイクル施設も、従来どおりご利用できます。

※木曽クリーンセンターでは、「生ごみ」「紙類」「プラ容器包装」のリサイクルを推進しています。

## ごみの持込料金について P-21 からの早見表の料金も変更となります

可燃施設、不燃施設、リサイクルストックヤードは別々の場所にあります。荷下ろししやすいよう、分別して持ち込んでください。

種別	区分	持込手数料	持込受入日・時間
燃えるごみ (粗大ごみ)	一般家庭	10kg / 150円	毎週・月～金曜日（年末年始・土日・祝日は休み） 午前8:30 ~ 午後4:30
	事業者	10kg / 200円	
	一般家庭・事業者	10kg / 200円	
燃えないごみ (粗大ごみ)	一般家庭	10kg / 150円	毎週・月・火・木・金（水曜日は休み） （年末年始・土日・祝日は休み） 午前8:30 ~ 午後4:30
	事業者	10kg / 200円	
	一般家庭・事業者	10kg / 200円	
ストックヤード (紙類・小型家電等)	一般家庭	無料	毎週・月～金曜日（年末年始・土日・祝日は休み） 午前8:30 ~ 午後4:30

## 受け入れできないごみ

### リサイクル法対象品目

リサイクル法で消費者がリサイクル料金を負担し、メーカーがリサイクルを行うことが定められた品目は、木曾クリーンセンターで受け入れることができません。次の法律に従って処理してください。

### 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）対象品目

テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン

#### ■リサイクル料金について

家電リサイクル法対象品目を処理する際には、排出するご家庭がリサイクル料金を負担することとなっています。料金はその品目、メーカーによって異なりますので、家電販売店や取扱業者又はリサイクル券センター（財団法人家電製品協会）にお問い合わせください。



家電リサイクル券センター ☎0120-31-9640

#### ■出し方には次の方法があります。

出し方	家庭が負担する料金	
家電販売店に処理を依頼する	・リサイクル料金 ・収集運搬料	家電販売店にご相談ください。 (過去に購入した店舗など)
取扱の廃棄物処理業者に処理を依頼する	・リサイクル料金 ・収集運搬料	取扱業者が分からない場合はクリーンセンターにご相談ください。

**【業務用のもの】** 業務用冷蔵庫・業務用テレビ・業務用洗濯機・空調システムなどは販売店へご相談ください。

### 自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化に関する法律）対象品目

自動車・バス・トラックなどの自動車部品全般

#### ■出し方

自動車を廃車する場合には販売店、廃車取扱事業者にご相談ください。

## クリーンセンターで処理することができないごみ

木曾クリーンセンターは一般廃棄物を処理する施設です。施設の性能、処理の安全性等により、受け入れて処理することができないごみがあります。以下の品目の処理は販売店、取扱業者にご相談ください。

### ■原動機・原動機付のもの

エンジンの付いた乗り物、機械類は取り扱いできません。  
例：エンジン本体、自動2輪車、農業機械、コンプレッサーなど  
※原動機部分を取り外しても受け入れできません。



### ■高圧容器

プロパンガスボンベ、消火器等の圧縮物の容器は取り扱いできません。  
※カセットコンロのボンベやスプレー缶は穴などを開け中身をすべて出し、金物として出せます。



### ■有害・危険物

廃油、劇物、劇薬、農薬、毒物、及びその容器、塗料、火薬、感染物、感染性廃棄物、医療廃棄物、バッテリー類  
(塗料の容器は、中身を全てカラにしてあげればごみとして受け入れします。)



### ■タイヤ

自動車、オートバイなどのタイヤは取り扱いできません。  
※自転車、作業用一輪車などのタイヤは処理できます。



### ■産業廃棄物

建築廃材や事業所、工場から排出される産業廃棄物は受け入れしません。  
(事業所で排出される事務用品等一部を除く。)  
事業者の方は法令に従ってごみを適正に処理してください。  
また、石膏ボード、断熱材関係も処理することができません。



### ■農業用プラスチック等

農業は産業として分類されるため、プラスチック製の肥料袋や苗箱、マルチなどは産業廃棄物となり、取り扱いできません。



### ■施設が受け入れできない大きなごみ

以下の大きさのごみは受け入れて処理することができません。  
小さくして持ち込む、又は販売店へご相談ください。

可燃ごみ、長さ180cmを超えるもの、軽トラに収まらないもの  
例：竹、木の枝、タンスなど  
(分解、切断をし180cm以内になれば持ち込み可能です。)

不燃ごみ、単体で100kgを超えるもの  
例：コピー機(業務用)、金庫、金属部品など



### ●町営住宅について

町営住宅は、町が運営管理する賃貸住宅です。それぞれに入居条件が定められており、基準を満たした世帯が入居できます。入居者の募集は町の広報紙や町ホームページに掲載します。

※転居する際は、畳・障子・ふすまを交換する費用が必要です。

お申込み・お問い合わせ  
総務課管財住宅係 52-4801



### ●空き家バンクについて

町では、空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、町ホームページなどで公開することにより、上松町に居住する方の住宅確保を支援する「空き家バンク」を運用しています。

内覧など、所有者への取次ぎを希望する場合は、利用者登録が必要になります。(物件情報の閲覧は、登録不要です。)また、町内に所有する空き家の物件登録も、随時受付しています。

### ◇関連のある補助制度

\*上松町空き家片付け・改修促進補助金

\*上松町空き家解体促進補助金

※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。

お申込み・お問い合わせ  
地域振興課地域振興係 52-4804

### ◇住宅の新築・リフォーム・解体に関する補助制度

- \*上松町木造住宅新築等補助金
- \*上松町木造住宅新築等建築用木曽ヒノキ材提供事業
- \*無料耐震診断・既存住宅耐震補強補助金
- \*上松町住宅リフォーム補助金
- \*上松町太陽光発電システム等設置補助金
- \*高齢者・障害者にやさしい住宅改良促進事業
- \*上松町空き家解体促進補助金

※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。



## 冬の生活について

### ●寒さ対策について

上松町は豪雪地ではありませんが、冷え込みの厳しい地域です。水道管の凍結防止のため、外水栓については水抜きをし、家屋内の水栓については不凍電熱線のコンセントをさし通電させます。期間の目安は外気温が一桁になる11月下旬頃から3月下旬くらいです。忘れると水道管が凍結し破裂します。修理に時間と費用が掛かりますのでご注意ください。サーモスタットのコンセントを間に挟むことで節電と差し込み忘れ防止効果があるようです。

冬は暖房費を含め多少の電気代が増えますが、夏は夜にエアコンを使う日が少なく節電になります。

同じ期間には道路の凍結も予想されるので、車はスタッドレスタイヤへ交換をしてください。ワイパーのウォッシャー液は寒冷地用をいれると良さそうです。

屋根の無い駐車場では霜により窓ガラス等が凍結するので早めに暖気をするなどして、融かす時間が必要です。

家の周りは降雪の際、雪かき等を使い除雪の必要があるため、道具の準備が必要です。靴はかかとの低い溝の深いブーツや長靴があると滑りにくく安心です。



## 上松町空き家管理・活用関係 事業者一覧

- この一覧は、上松町に事業所のある事業者を中心に、掲載希望のあった事業者の情報を掲載しています。
- 取り扱っている工事の詳細や見積等については、直接事業者にお問い合わせください。(役場での仲介や斡旋は行いません。)
- リフォームの種類については下表を参考にしてください。

水回り・設備リフォーム	台所、浴室、トイレ等の水回り工事、給湯設備の取替、電気設備工事 等
内装リフォーム	内装工事、バリアフリー工事、建具の取替 等
外装リフォーム	屋根・外壁の工事、防水工事 等

### (五十音順)

事業者名	有限会社 上松建設						
住 所	上松町上松 1778-1	電 話	0264-52-4766	営業時間	8:00~17:00	定休日	日
対応可能な分野	水回り・設備リフォーム、内装リフォーム、外装リフォーム、増改築工事						
事業者紹介	簡易的な土木工事から基礎工事等も請け賜ります。						

事業者名	楠本建築						
住 所	上松町小川5319	電 話	0264-52-3952	営業時間	8:00~17:00	定休日	土・日
対応可能な分野	水回り・設備リフォーム、内装リフォーム、外装リフォーム、増改築工事、家財・不用品の搬出・処分、草取り・庭木の剪定						
事業者紹介							

事業者名	漆脇板金						
住 所	上松町上松 1402	電 話	0264-52-2606	営業時間	8:00~17:00	定休日	日・祝
対応可能な分野	外装リフォーム(屋根、雨樋など)、銅板・ステンレス加工						
事業者紹介							

事業者名	株式会社 エマ商会						
住 所	上松町駅前通り 2-6	電 話	0264-52-2385	営業時間	9:00~17:00	定休日	土・日(※)
対応可能な分野	水回り・設備リフォーム、内装リフォーム、外装リフォーム、外構工事、増改築工事 不動産仲介(長野県知事免許(2)第 5413 号)						
事業者紹介	LPガス・灯油・電気といったエネルギーから、住宅リフォーム、家電販売、不動産仲介と、住まいのことなら何でもワンストップで対応できる、創業70年の地域密着の「暮らしのトータルサポート業」です。(※不動産仲介については土・日の対応も応相談) ホームページ: <a href="http://ema2385.com">http://ema2385.com</a>						

事業者名	奥畑建築						
住 所	上松町栄町 2-682-1	電 話	090-3083-4596	営業時間	8:00~17:00	定休日	日
対応可能な分野	水回り・設備リフォーム、内装リフォーム、外装リフォーム、増改築工事、家財・不用品の搬出・処分						
事業者紹介	将来あわてないために高齢になっても安心して暮らせる家造りをしています。家のことなら何でもご相談ください。						

事業者名	オザキインテリア						
住 所	上松町駅前通り1-51	電 話	090-2156-8432	営業時間	8:00~17:00	定休日	不定休
対応可能な分野	内装リフォーム						
事業者紹介	壁装飾内装 技能士1級 お客様のニーズに応え、満足いただけるよう丁寧・綺麗に施工します。						

事業者名	有限会社 尾崎建築						
住 所	木曾町日義 3469	電 話	0264-22-4308	営業時間	8:00~18:00	定休日	日
対応可能な分野	水回り・設備リフォーム、内装リフォーム、外装リフォーム、外構工事、増改築工事、解体工事、家財・不用品の搬出・処分、清掃・ハウスクリーニング、草取り・庭木の剪定、空き家見守り代行、古民家再生						
事業者紹介	小さな修繕から本格的な古民家再生まで、専属の一級大工技能士が対応いたします。 ホームページ: <a href="http://ozaki-kenchiku.com/">http://ozaki-kenchiku.com/</a>						

事業者名	有限会社 岐藤シャッター						
住 所	大桑村野尻3081-117	電 話	0264-55-3449	営業時間	8:00~17:30	定休日	日
対応可能な分野	内装リフォーム、外装リフォーム、増改築工事						
事業者紹介	主としてガラス工事、シャッター工事、アルミサッシ工事に対応いたします。						

事業者名	公益社団法人 木曾シルバー人材センター 上松支所						
住 所	上松町小川2004	電 話	0264-52-2801	営業時間	8:30~17:15	定休日	土・日・祝
対応可能な分野	草取り・庭木の剪定、空き家見守り代行						
事業者紹介	【空き家管理サポート事業のご案内】 当センターでは木曾郡内の各町村役場と連携・協力して、空き家等の適正管理のお手伝いを行っています。この事業は地域内の空き家等の管理を進めることで、良好な住民生活及び環境の保全に寄与し、安心なまちづくりの推進を目的とします。業務内容は空き家の見守り、除草、樹木の剪定・伐採などを行います。 ホームページ: <a href="http://www.kiso-sjc.com/">http://www.kiso-sjc.com/</a>						

事業者名	<small>くましろ</small> 神福建設 株式会社 木曾支店						
住所	木曾町福島 5398-14	電話	0264-21-3023	営業時間	8:00~17:00	定休日	土・日
対応可能な分野	水回り・設備リフォーム、内装リフォーム、外装リフォーム、外構工事、増改築工事、解体工事、清掃・ハウスクリーニング						
事業者紹介	お困りごとがございましたら気軽にご相談ください。						

事業者名	有限会社 三和設備						
住所	上松町緑町3-35	電話	0264-52-4520	営業時間	8:00~17:00	定休日	土(第2、第4)・日
対応可能な分野	水回り・設備リフォーム、外構工事、家財・不用品の搬出・処分、空き家見守り代行、下水道管洗浄						
事業者紹介	ご相談の大小に関わらない行き届いた対応！休日でもまずはお電話を！						

事業者名	竹腰家具店						
住所	上松町駅前通り3-3	電話	0264-52-2346	営業時間	8:00~18:00	定休日	日・祝
対応可能な分野	内装リフォーム、増改築工事、清掃・ハウスクリーニング						
事業者紹介							

事業者名	田島建築						
住所	上松町小川5330	電話	0264-52-3937	営業時間	8:00~18:00	定休日	土・日
対応可能な分野	水回り・設備リフォーム、内装リフォーム、外装リフォーム、増改築工事						
事業者紹介	設計・施工の工務店です。断熱化やバリアフリー等なんでもご相談ください。昭和56年以前の建築物は耐震補強の助成金制度(国・県・町)があり、耐震診断もいたします。お電話は土・日でも受け付けております。						

事業者名	有限会社 田尻						
住所	上松町上松 1015-3	電話	0264-23-2796	営業時間	8:00~17:00	定休日	日・祝
対応可能な分野	水回り・設備リフォーム						
事業者紹介							

事業者名	塚田美術塗装						
住所	上松町小川1929-1	電話	090-1099-7016	営業時間	8:00~17:00	定休日	日
対応可能な分野	内装リフォーム、外装リフォーム						
事業者紹介	屋根や壁など、室内外の塗装に関することなら何でもご相談ください。見積もりも致します。						

事業者名	有限会社 南木曾電気商会						
住所	上松町本町通り4-10	電話	0264-52-2247	営業時間	8:00~17:00	定休日	土・日・祝
対応可能な分野	水回り・設備リフォーム、家財・不用品の搬出・処分、草取り・庭木の剪定、空き家見守り代行、防犯カメラ・防犯灯の設置						
事業者紹介	電気設備工事、上下水道設備工事を主に行っている会社です。快適な暮らしのお手伝いをさせていただきます。						

事業者名	野村住宅建築士						
住所	上松町栄町1-9	電話	0264-52-4789	営業時間	随時	定休日	土・日・祝
対応可能な分野	空き家見守り代行、増改築・リフォームの見積りやアドバイスなど						
事業者紹介	高齢のため工事はできませんが、長年建築設計をしてきた経験を基に、見積りやアドバイスなどをさせていただきます。予算を決めるため見積額を知りたいが、業者には頼みにくい場合など、ぜひご相談ください。						

事業者名	有限会社 古瀬建築						
住所	上松町緑町3の20	電話	0264-52-3146	営業時間	8:00~17:00	定休日	日
対応可能な分野	水回り・設備リフォーム、内装リフォーム、外装リフォーム、外構工事、増改築工事						
事業者紹介	有限会社古瀬建築二級建築士事務所						

事業者名	有限会社 町野産業						
住所	上松町萩原2400	電話	0264-52-4087	営業時間	8:00~17:00	定休日	土・日
対応可能な分野	外構工事、解体工事、家財・不用品の搬出・処分						
事業者紹介	上記分野について、実績と経験をもとによりよい工事を提案させていただけると思います。						

事業者名	山一建設 株式会社						
住所	上松町小川2272	電話	0264-52-4700	営業時間	8:00~17:00	定休日	土(不定休)・日・祝
対応可能な分野	水回り・設備リフォーム、内装リフォーム、外装リフォーム、外構工事、増改築工事、解体工事、家財・不用品の搬出・処分、清掃・ハウスクリーニング、草取り・庭木の剪定						
事業者紹介	新築から軽微なリフォーム、エクステリアなど、住まいに関することでしたら何なりとご相談ください。長野県に3社しかない生協(コープハウジング)提携店です。県内全域でリフォームを行っています。安心してご相談ください。						

事業者名	山下建設						
住所	上松町小川4737-口	電話	0264-52-3949	営業時間	8:00~17:00	定休日	日
対応可能な分野	水回り・設備リフォーム、内装リフォーム、外装リフォーム、増改築工事、家財・不用品の搬出・処分、空き家見守り代行						
事業者紹介							

事業者名	山田印刷 株式会社 生活支援事業部						
住所	上松町小川2409	電話	0264-52-2320	営業時間	8:30~17:30	定休日	土・日
対応可能な分野	水回り・設備リフォーム、内装リフォーム、外装リフォーム、外構工事、増改築工事、解体工事、家財・不用品の搬出・処分、清掃・ハウスクリーニング、草取り・庭木の剪定、空き家見守り代行						
事業者紹介	木曾・伊那・塩尻・松本にて7年間にわたり1万件以上の仕事をこなしてきました。町内の業者さんと手を取りあって、お客様に様々なご提案をさせていただきます。(※仕事によっては土日も対応します)						

事業者名	有限会社 吉野建築						
住所	上松町上松1769-5	電話	0264-52-4090	営業時間	8:00~17:00	定休日	土(第2、第4)・日・祝
対応可能な分野	水回り・設備リフォーム、内装リフォーム、外装リフォーム、増改築工事						
事業者紹介							

## (空き家バンク、空き家に関する補助金、空き家対策に関するご相談など)

事業者名	上松町役場 企画財政課 企画政策係						
住所	上松町大字上松159-4	電話	0264-52-4901	営業時間	8:30~17:15	定休日	土・日・祝日
対応可能な分野	空き家バンク、空き家片付け・改修促進補助金、空き家解体促進補助金、その他空き家に関するご相談						
事業者紹介	<p>役場では空き家バンクによる空き家の利活用の促進や、各種補助金制度による支援を行っております。また、移住・定住に関するご相談も随時受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。</p> <p>【空き家バンクについて】 所有者の方から登録された「売りたい・貸したい」空き家の情報を、町が住まいを探している方に提供する制度です。登録は無料で、住宅だけでなく空き店舗や空き地も登録できます。現在登録されている物件は町ホームページからご覧ください。</p> <p>(上松町空き家バンク制度のご案内) <a href="https://www.town.agematsu.nagano.jp/kurashi/sumai.seikatsu/tochi/akiya.html">https://www.town.agematsu.nagano.jp/kurashi/sumai.seikatsu/tochi/akiya.html</a></p>  <p>【各種補助金について】 現在空き家を所有されている方は、空き家の片付け・解体に補助金をご利用いただけます。上限は片付けが10万円、解体が50万円です。また、空き家バンクに登録されている空き家を購入・賃借された方は、改修の補助金をご利用いただけます。こちらの上限は50万円です。いずれの場合も条件がございますので、一度役場までご相談ください。なお、予算の関係上、年度中に受付を終了する場合があります。</p> <p>(上松町空き家関係補助金のご案内) <a href="https://www.town.agematsu.nagano.jp/kurashi/sumai.seikatsu/tochi/akiya.hojokin.html">https://www.town.agematsu.nagano.jp/kurashi/sumai.seikatsu/tochi/akiya.hojokin.html</a></p> 						

○不審な電話や訪問業者に注意しましょう。怪しいと思ったらはっきり断り、個人情報には教えないようにしましょう。もしも被害にあってしまったら、一人で悩まず相談しましょう。

消費者相談に関する各種連絡先

機関名	電話番号	相談時間
消費者ホットライン	188	一部 IP 電話等からは接続できません 平日はお近くの消費生活相談窓口、土日祝日は国民生活センターへの接続となります。 また、接続先の相談時間外はガイダンスが流れています
長野県消費生活センター	0263-40-3660	月曜日～金曜日（土日祝日、年末年始はお休みです） 8時30分～17時00分
国民生活センター お昼の消費生活相談	03-3446-0999	月曜日～金曜日（土日祝日、年末年始はお休みです） 11時00分～13時00分
法テラス長野	0570-07-8327	月曜日～金曜日（土日祝日、年末年始はお休みです） 9時00分～17時00分
公益社団法人 全国消費生活相談員協会	03-5614-0189	土曜日～日曜日（年末年始はお休みです） 10時00分～12時00分 13時00分～16時00分
関東財務局長野財務事務所	026-234-2970	月曜～金曜日（土日祝日、年末年始はお休みです） 8時30分～12時00分 13時00分～16時30分
長野県弁護士会 電話無料ガイド	026-231-3031	月曜日～金曜日（土日祝日、年末年始はお休みです） 13時15分～14時45分
長野県司法書士会 無料電話法律相談 （消費者・少額トラブル）	026-233-4110	月曜日～金曜日（土日祝日、年末年始はお休みです） 12時00分～14時00分
木曾警察署	0264-22-0110	
上松町役場	0264-52-2001	

## ●妊娠から出産まで

## \*不妊治療助成事業

不妊治療費の一部を支援します。個別相談も実施します。  
※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。

## \*母子健康手帳交付時の健康相談

母子健康手帳をお渡しする際、妊娠・出産について不安なこと等の相談に保健師・管理栄養士が対応します。

## \*妊婦一般健康診査助成

母子健康手帳交付と同時に手続きをします。  
※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。

## \*母親学級

妊娠中の生活、出産準備、出産の経過、産後の生活、新生児育児等の学習の場です。またお友達づくりの場にもなります。

## \*個別相談

妊娠から出産後までの不安や心配、悩み等の相談に随時個別に応じています。産婦人科・小児科SNS相談も実施しています。

## \*妊婦等包括相談支援事業・妊婦のための支援給付

保健師が妊娠期や低年齢期の子育て家庭の相談に応じる伴走型支援を行うとともに、妊婦のための支援給付金を給付します。

※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。

## \*遠方の分娩施設への交通費及び宿泊費支援

遠方の産科医療機関での妊婦健診の交通費支援  
保健師が出産等の相談に応じるとともに、個別の状況に応じ助成を行います。

※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。

## ●出産から就学前まで

## \*出産祝い金の支給

お子さんの出産のお祝いとして、祝い金と商品券の支給をします。(出生届提出時にご案内します。)

※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。

## \*ハローウッド事業

お祝いの品として、木製の子ども用品をプレゼントします。(出生届提出時にご案内します。)

問い合わせ:教育委員会事務局 子育て支援係

## \*乳児一般健康診査(1ヶ月健診)助成制度

医療機関で行う1ヶ月健診の個人負担金を助成します。(出生届提出時に手続きをします。)

## \*新生児聴力検査助成制度

※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。

## \*新生児訪問

病院から退院したお母さん・お子さんの健康相談に応じるために、家庭訪問します。里帰り先が木曾郡内の場合、里帰り先の町村で行うこともできます。希望により住民票がなくても家庭訪問に応じています。対象の方には個別に連絡をします。

## \*離乳食講習会

お子さんの離乳食の進め方等について、支援・相談します。対象の方には個別連絡します。

## \*子育て支援センター 一時預かり無料券の配布

保育園を利用していない7ヵ月~3歳までのお子さんがある世帯に一時預かり無料券を配布します。

## \*乳児健康診査(4ヶ月、10ヶ月)

医師の診察、発育状況の確認及び支援、保健相談、栄養相談、育児相談を行います。対象の方には個別通知します。

## \*乳幼児相談(3か月、7か月、12か月、2歳)

保健相談、栄養相談、歯科相談、ことばの相談を行います。対象の方には個別通知します。

## \*ブックスタート事業

7ヶ月相談時に絵本を1冊プレゼントします。

## \*幼児健康診査(1歳半、3歳)

医師・歯科医師の診察、発育状況の確認及び支援、保健相談、栄養相談、歯科相談、育児相談を行います。対象の方には個別通知します。

## \*在宅育児世帯応援給付金

保育所を利用していない世帯へ給付金を支給します。

※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。

## \*保育料無償化(3歳未満児含む)

## \*保育園給食費無償化

## \*5歳児健康相談

5歳に達したお子さんを対象に、集団遊びや個別簡易検査を実施し、保護者のみなさんとお子さんの成長や得意なこと、苦手なことを確認しながら相談を行います。

## \*健康相談

随時希望者(個別)に、健康相談・栄養相談を行います。専門機関、医療機関と連携した支援を行います。

## ●学童期以降

## \*就学祝い金の支給

## \*セカンドブック・サードブック贈呈

小学校入学・中学校卒業時に1冊プレゼントします。

## \*小学校・中学校給食費無償化

## \*要保護及び準要保護児童生徒就学援助費補助

## \*遠距離通学児童生徒通学費補助

## \*夢チャレンジ支援事業(短期留学補助)

## \*中学校英語等検定料補助

## \*高校生通学費等助成事業

## \*私立高校等生徒奨学補助

## \*奨学金制度

※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。

## ●その他

## \*母子保健・栄養相談

妊婦さんから赤ちゃん、お子さん、ご家族の健康・子育てに関する相談に保健師・管理栄養士が家庭訪問・面接・電話等で応じます。

## \*発育・発達相談

言語聴覚士・理学療法士・作業療法士・児童発達心理士・保健師が、お子さんの発育・発達に関する相談に応じます。

## \*児童手当

※詳細は、後出資料をご覧ください。

## \*予防接種

※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。

## \*チャイルドシート購入費助成

※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。

子育て支援センターは、お子さんの健やかな成長を願い、保護者のみなさんが余裕を持って子育てが楽しめるよう、応援していきます。

親子で自由に遊んだり、育児の悩み・不安の意見交換をしてみませんか。

行事日程等は、お気軽に保育士にお尋ねください。

毎月子育て支援センター通信「たんぽぽ」を発行しています。育児のちょっとしたアドバイスなど参考にしてみてください。

### ◇子育て支援センター開放

センターの開放時間内に、親子または祖父母と孫等でお過ごしください。

月に1度、ベビー開放もあります。親子交流の場としてお使いください。お友だちづくりの場にも最適です。

おもちゃや絵本、砂場もあります。

夏はプール遊びも楽しめます。



### ◇企画・行事

体操教室、親子であそぼうなど、年齢に合わせた行事を行います。予定は毎月子育て支援センターが発行する通信「たんぽぽ」をご覧ください。(町ホームページでもご確認いただけます。)

### ◇育児相談

乳幼児期から思春期(中・高校生)のお子さんをお持ちのご家族のみなさんの相談窓口です。子育て支援センターに来所されなくても電話で相談をお受けします。

### ◇子育てサークル支援

同じ歳の子どもをもつ親同士の集まり、その他子育てに関わる自主活動をするサークルにお部屋をお貸しします(要相談)。サークル作りのお手伝いもします。

### ●一時預かりについて

就労、急な用事、通院等で子どもをみて欲しい時、お子さんをお預かりします。

緊急時以外は事前に申し込みをお願いします。

#### \*一時預かり料金表

受入日	受入れ時間	対象児	1時間の料金	
			町民	町民外
月曜日～金曜日	8:30～ 17:00	幼児	200円	600円
		乳児	400円	
土曜日 (完全予約)	9:00～ 17:00	幼児	400円	750円
		乳児	600円	
登録料			無料	2,000円

\*0歳児の乳児から就学前児童が対象となります。(おおよそ生後7ヶ月頃から)※保育士にご相談ください。

\*一時預かりをご利用する場合は、事前に登録が必要です

\*予約は、希望する日の1ヶ月前から3日前までです。

\*特別な事情がある場合で、上記以外の時間帯に受け入れた時は1時間100円加算されます。

\*利用料金は、利用日に現金で納めていただきます。

\*お子さんの体調が悪い時は利用を控えてください。

\*時間の変更、キャンセルの場合は早めに連絡してください。

\*持ち物には記名をしてください。

\*町内在住で保育園・託児所を利用していない7ヵ月～3歳までのお子さんがある世帯に一時預かり無料券(200円券を年間8枚)配布します。



●**保育園とは**

保護者が家庭でお子さんを十分に保育できない時、保護者にかわって保育する児童福祉施設です。

上松保育園は子育て支援センターと共に、上松町の子育て支援の拠点としての役割を担っています。

**保護者が家庭で十分に保育できない時とは・・・**

- \*保護者が昼間、家庭の外で仕事をしている
- \*保護者が昼間、家庭で家事以外の仕事をしている
- \*死亡などにより、保護者がいない
- \*保護者が出産の前後、病気や心身に障がいがある
- \*家庭で長期にわたる病人や、心身に障がいのある人の看護に当たっている場合
- \*災害や風水害などで家屋を失ったり、破損したため復旧に当たっている

◇**入園手続について**

毎年4月から入園を希望される方については、前年の11月頃に開催する入園説明会に参加し、申し込み関係書類を期日までに提出してください。

審査後、要保育に該当する方は2月中に1日入園のご案内を送付します。1日入園では、園についての詳しい説明があるのでご参加ください。

◇**年度途中の入園を希望される方**

上松町へ転入され、就労・病気等により家庭で保育ができない場合、年度途中で入園を希望される方は、教育委員会事務局子育て支援係へ連絡をしてください。

定員に余裕があり審査後、要保育に該当する場合は利用決定通知書を送付します。

入園前に保育園へお子さんと出向いていただき、持ち物等の詳しい説明をお聞きください。



◇**保育園の一日**

開門	7時30分
早朝保育〔希望保育〕	7時30分～8時30分
通常保育(平日)	8時30分～16時30分
8時30分～	登園、保育、活動
11時30分～	昼食
12時30分～	お昼寝準備・お昼寝
14時30分～	おやつ
15時30分～	順次降園
長時間保育〔希望保育〕	16時30分～19時
土曜日保育〔希望保育〕	平日と同様時間・混合保育

◇**目標とする子どもの姿**

- ①元気に友達と遊ぶ子ども
- ②自分のことは自分でできる子ども
- ③じょうぶで体力のある子ども
- ④思いやりのある子ども
- ⑤自然に関心を向けることができる子ども
- ⑥友だちと協力したり、自分の考えを話したり、表現できる子ども

◇**保育園の年間行事**

- 4月 入園式、保護者総会、年長歯科指導
- 5月 春の遠足、交通安全教室、個別懇談会
- 6月 内科健診、歯科検診、参観日、年長歯科指導
- 7月 年中歯科指導
- 8月 夏期保育、カレー作り、年長赤沢遠足
- 9月
- 10月 運動会、秋の遠足、内科健診、年少歯科指導  
祖父母参観日
- 11月 焼き芋会、年長親子バス遠足
- 12月 クリスマス会、餅つき会、参観日
- 1月
- 2月 おたのしみ会
- 3月 卒園保護者会、お別れ会、卒園式

●**小・中学校の転入出について**

手続等のお問い合わせは、上松町教育委員会事務局までお願いします。



上松小学校



上松中学校

### ●放課後子ども教室 きっこう(木心)

子どもが帰宅しても近所に遊び相手がいなかったり、安心して遊ぶことができる場所が少なくなっているため、全児童を対象として、安全で安心して遊ぶことができる放課後の居場所を提供しています。  
運動や工作、自由遊びを通じて異年齢の交流も行っています。

**対象児** 上松小学校全児童

**開設日** 平日授業のある日の放課後  
(終業式や卒業式の日はお休みです)  
夏休み・春休み期間中の4~5日

**開設時間** 授業日:授業終了後~17時30分  
長期休業:9時~12時  
(行事内容により16時頃まで)

**活動場所** 上松小学校内余裕教室、体育館、校庭、社会体育館

**費用** 保険料:1人500円

利用料:無料

※ただし、行事によっては実費をいただきます。

**運営団体** 教育委員会 子育て支援係 52-2649

きっこう(木心)直通 52-2558

**スタッフ** 地域学校協働活動推進員、教育活動推進員、  
特別支援サポーター、教育活動サポーター

**申し込み** 申込書に保険料を添えて、教育委員会事務局  
子育て支援係へ提出してください。  
(申込用紙は教育委員会事務局子育て支援係にあります。)

### ●放課後児童クラブ おひさまクラブ

昼間(放課後)家庭に保護者がいない児童の放課後の保育を行います。

**対象児** \*共働き家庭または一人親家庭  
\*保護者が病気療養中の家庭  
\*上記家庭で高齢者に子どもをみてもらっている  
\*在宅介護中の家庭

上松小学校・木曾養護学校の児童・生徒が対象になります。

**開設日** 毎週月曜日~金曜日、土曜日(閉所日あり)  
※臨時休校の場合でも原則的に開設します。  
※夏休み・冬休み・春休みも開設しています。  
(お盆・年末年始は休み)

**開設時間** 平日:下校時~19時(18時30分までにお迎え)  
土曜日:8時~18時  
学校休校日:8時~19時

**費用** 保険料:1000円(保護者会費100円を含む)

利用料(日額):平日 200円

土曜日、休校日 500円

※土曜、休校日の利用料には食事代を含みます。

※遠足など行事により実費の集金あり。

**運営団体** NPO法人上松町こども未来会議

〒399-5607 上松町小川1814

TEL:52-3395

**申し込み**【在学中の児童】随時おひさまクラブへ申込み

【新1年生の児童】2月の就学前教育時に

説明会を開催ののち申込み

### ●子ども第三の居場所

令和5年度よりB&G財団からの助成を受け、子ども第三の居場所を開設しています。

学習・生活支援を充実させた子育て世帯のサポートを行います。

**対象児** 上松町在住の小学生~高校生  
上記対象児のうち、学習や生活習慣のサポートなど、計画的に支援を受けたい方

**開設日** 毎週月曜日~土曜日

**開設時間** 平日:10時~19時

学校休校日:8時~19時

**費用** 保険料:800円

**運営団体** NPO法人上松町こども未来会議

〒399-5607 上松町小川1814

TEL:52-3395

**申し込み** 教育委員会事務局子育て支援係(健康増進センター内)へお問い合わせください。



# 児童手当

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育している方に支給されるものです。

児童手当を受けるためには請求手続が必要です。原則として、請求があった月の翌月分から支給します。ただし、誕生日や前住所の転出予定日等（以下「事実発生日」といいます。）が月末に近い場合、請求日が翌月になっても事実発生日の翌日から15日以内であれば、請求した月分から支給します。

請求手続が遅れると、遅れた月分の手当を受けられませんので、ご注意ください。

## ● 対象者（受給者となる方）

上松町内に住民登録があり、支給対象となる児童を養育している方（父母や未成年後見人等）父母がともに養育している場合、児童の生計を維持する程度の高い方（主に所得の高い方）が受給者となります。

※ 父母が海外に居住している場合、その父母が、日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します。

※ 父母、未成年後見人又は父母指定者以外でも、児童を養育している方が受給者となる場合があります。

※ 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に支給される場合があります。

※ 施設入所又は里親委託中の児童の手当は、施設の設置者又は里親に支給されます。

※ **公務員**の方は、勤務先で請求手続を行う必要があります。勤務先にお問い合わせください。

## ● 支給対象となる児童

原則として、日本国内に居住している高校生年代（18歳に達する日以後最初の3月31日）までの児童。

※ 留学のため海外に居住している児童も対象となる場合がありますので、担当係にお問い合わせください。

## ● 支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人あたり月額）	
	第1子・第2子	第3子
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳から高校生年代	10,000円	

### 【第3子以降の加算について】

手当の支給対象は**高校生年代**までの児童ですが、子の人数を数える場合は、受給者に**経済的負担がある22歳年度末（22歳到達後、最初の3月31日まで）**までの子を数え、第3子以降の加算は**高校生年代**まで受けられます。

ただし、第3子以降の加算を受けられる方で、18歳年度末から22歳年度末までの子を監護に相当する世話等をし、その生計費を負担している場合は、別途「監護相当・生計費負担の確認書」の届出が必要となります。

## ● 支給時期

請求手続の際に指定された請求者名義の口座に、原則として、偶数月（8月、10月、12月、2月、4月、6月）に、それぞれの前月までの手当を振り込みます。支給日は**10日頃**です。

※ 支給日が金融機関休業日の場合は、その前営業日になります。

（例）6月の支給日には4～5月分の手当を支給します。

支給月	8月	10月	12月	2月	4月	6月
支給対象の 手当	6～7月分	8～9月分	10～11月分	12～1月分	2～3月分	4～5月分

## ● 手当の支給を受けるとき

手当を受けるためには請求手続が必要です（※1）原則として、請求があった日の属する月の翌月分から支給します。ただし、事実発生日の翌日から15日以内に請求手続を行えば、事実発生日の属する月の翌月分から支給を受けることができます。

主な事由	必要書類
児童が生まれたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定請求書（※2）</li> <li>・ 請求者名義の普通預金（貯金）の通帳又はキャッシュカード等の写し</li> <li>・ 請求者の健康保険証等の写し（※3）</li> <li>・ 請求者の個人番号確認書類</li> <li>・ 請求者の身元確認書類</li> </ul>
受給者が他の市町村から転入したとき	
児童を養育したとき（受給者を変更するとき）	
受給者が公務員でなくなったとき	

※1 支払口座は請求者名義のものに限ります。配偶者や子ども名義の口座には支払できません。

※2 世帯状況等に応じて、上記以外にも書類を提出いただく場合があります。

※3 認定請求書に請求者・配偶者等のマイナンバーの記入が必要となります。

※4 健康保険証の写しを提出いただく際、請求者の健康保険の種類によっては、年金加入証明書が必要となります。詳しくは、新規認定請求書の裏面をご覧ください。請求書類は役場受付窓口、担当係で配布しています。

※ 公務員の方は、勤務先で請求手続を行ってください。なお、雇用形態により上松町への請求手続が必要となる場合がありますので、必ず勤務先に確認してください。

## ● 現況届

令和4年度分から児童の養育状況が変わっていなければ、下記に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

【現況届の提出が必要な方】

- ・ DV（配偶者からの暴力等）により、住民票の所在地が上松町と異なる方
- ・ 戸籍や住民票がない支給要件児童を養育されている方
- ・ 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・ その他、上松町から提出の案内があった方

※ 現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、8月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

※ 現況届の提出がない場合には、8月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

## ● 手当の支給が終わるとき

手当の受給要件を満たさなくなったときは手続が必要となります。手当の支給は、支給事由の消滅した日の属する月で終了します。

手当の受給資格がないにもかかわらず、手当を受給した場合は、受給された金額を返納していただくこととなりますので、手続の必要な方は速やかに届出をしてください。

主な事由	必要書類
児童が18歳到達日以後最初の3月31日を迎えたとき	手続は不要です。
児童を養育しなくなったとき（離婚、拘禁等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受給事由消滅届</li> </ul> ※同様式は役場受付窓口、担当係で配布しています。
受給者がお亡くなりになったとき（※5）	
受給者が上松町外に転出したとき（※6）	
受給者が公務員になったとき（※7）	

※5 支払うべき手当に未支払があるときは児童に未支払分の手当を支給しますので、未支払請求書を提出してください。新たに受給者となる養育者は、認定請求手続が必要です。

※6 上松町外に転出される方で、引き続き手当の受給要件に該当する場合は、転出予定日の翌日から起算して15日以内に転出先の市町村で手当の請求手続をしてください。

※7 公務員に採用され、勤務先からの支給に変わる場合は、勤務先に請求するとともに、上松町に受給事由消滅届の届出をしてください。

※ その他にも手続きが必要となる場合があります。（住所、氏名、健康保険・年金の変更等）

問い合わせ先：教育委員会事務局子育て支援係【上松町役場内2F 6番窓口】

電話：0264-52-4900

# ながの子育て家庭優待パスポート ご活用ください！



長野県と市町村では子育て家庭に対し、買い物等の際に割引など各種サービスをご提供いただく「ながの子育て家庭優待パスポート事業」を実施しています。

年度末年齢18歳以下のお子さんがある家庭、妊婦さんがいる家庭が対象となります。

さらに年度末年齢18歳以下のお子さんが3人以上いる家庭には、更に充実したサービスを受けられる「多子世帯応援プレミアムパスポート事業」を実施しています。



## ポイント1

県内約5,100の協賛店舗で利用できる！

## ポイント2

県外の協賛店舗でも利用できる！

※「多子世帯応援プレミアムパスポート」は対象外です。

## ポイント3

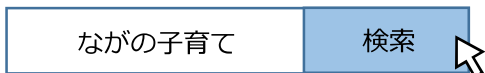
カードが使えるお店を簡単に検索できる！

検索サイト、検索アプリ（ダウンロード無料）で経路検索やお近くの協賛店を見つけることもできるので、とっても便利。

このマークが目印！



## 協賛店検索サイト



<http://pass.nagano-kosodate.net/ksearch/>



## アプリ



検索アプリは約6,000人が活用中！  
(2018年末時点)  
ぜひダウンロードしてください♪

詳しくは

- ・お住まいの市町村の子育て支援担当課 あるいは
  - ・長野県将来世代応援県民会議（長野県県民文化部次世代サポート課）
- 026-235-7207までお問い合わせください。

# 「ながの子育て家庭優待パスポート」「多子世帯応援プレミアムパスポート」 よくある質問・協賛店舗からのおねがい

Q 1 カードに書かれた有効期限まで使えるの？

A 1 カードに記載された有効期限内でも、お子様が対象年齢を過ぎるとカードは使えなくなります。(対象年齢は下記をご参照ください)  
対象年齢を過ぎたら、ご家庭でカードの破棄をお願いします。

◆「ながの子育て家庭優待パスポート」：  
一番年下のお子様が生誕日のあと、最初に迎える3月31日  
(年度末年齢18歳以下)まで

◆「多子世帯応援プレミアムパスポート」：  
年度末年齢18歳以下のお子様3人以上いる家庭が対象。  
対象年齢のお子様3人未満になると使用できなくなります。

Q 2 カードが破れてしまった！新しいカードはどこでもらえる？

A 2 お住まいの市町村で新しいカードの再発行を行っています。  
申請に必要な持ち物など、詳しくは各市町村の子育て支援  
担当課へご連絡ください。

Q 3 お店で会計を済ませた後に、協賛店であることを知った。  
会計の後でも優待サービスを提供してもらえる？

A 3 会計後のカード提示はご遠慮ください。  
お店を利用する前に、検索サイトやアプリ、店頭のパスターな  
どで協賛店舗かどうかを確認してください。

Q 4 引っ越すためカードが不要になる。知人に譲ってもいい？

A 4 対象の家庭のみ使用できるカードなので、カードを第三者に  
譲る、貸す、転売する、複製する等の行為は禁止しています。  
また、全47都道府県で同様の子育て支援カードの事業を  
実施しています。引っ越し先の自治体で新しいカードを発行して  
もらえますので、古いカードは破棄をお願いします。

～皆さまのご理解とご協力をお願いします～

この事業は、子育て家庭を応援したいという協賛店舗のご厚意と、ご利用の皆様の善意とで成り立っています。ルールを守ってご利用ください。

## ●上松町公民館

開館時間 平日・土曜日 8時30分～21時  
日曜日 8時30分～17時  
※年末年始は休館

地域住民の文化・教養・健康を高める拠点となっています。  
館内にはカフェや図書室、フィットネスルーム、会議室などがあり、気軽にご利用いただけます。

会議室、教室、工作室、イベント室、調理室を利用される場合は、事前に電話で空き状況を確認していただき、申込書の提出をお願いします。



### ◇1階

#### \*フィットネスルーム

様々なトレーニング器具やボルダリング施設があり、どなたでも気軽に体を鍛えることができます。

利用される際は室内履きを持参のうえ、公民館事務局までお申しつけください。

利用料 1人1回 300円

※小学生以下は保護者の同伴が必要です。

#### \*資料室

町誌の編纂等にも使用された郷土資料が所蔵されています。閲覧の際は事務局に声をかけてください。

### ◇2階

#### \*Café I Will

こまきワークセンターのみなさんによる喫茶です。  
フレンチプレスによる本格的なコーヒーやトースト等の軽食を提供しています。憩いの場として気軽にご利用ください。

営業時間 平日 10:30～16:30

土・日 9:30～16:30

休業日 月曜日(臨時休業あり)・年末年始

お問合せ 090-1128-5227

#### \*図書室

一般書・児童書の閲覧や貸出ができます。室内にはキッズスペースもあり親子でも安心して利用できます。

開館時間 平日 9:30～18:30

土・日・祝 9:30～16:30

休館日 月曜日・年末年始・蔵書点検期間

貸出冊数 1人5冊まで(新着図書は1人1冊まで)

貸出期間 3週間(新着図書は1週間)

※詳細は公民館図書室の利用についてをご覧ください。

#### \*イベント室

多目的に利用できるスペースとなっています。

展示で利用される場合は、事前にご相談ください。

利用料 1時間 300円

冷暖房費 1時間 100円

#### \*教室

小規模の講座や講義などに使用できる部屋です。

室内は防音使用になっているため、音楽系サークルの活動にもお使いいただけます。

利用料 1時間 400円

冷暖房費 1時間 100円

#### \*会議室1・2

小規模な会議に適した広さの部屋になっています。両会議室の間はスライド式のパーテーションになっており、開放することで一つの会議室としても利用することができます。

利用料 1時間 各300円

冷暖房費 1時間 各100円

### ◇3階

#### \*大会議室

館内で一番広い会議室となっています。100人程度の利用ができます。講演会や研修会、各種イベントに利用できます。

利用料 1時間 800円

冷暖房費 1時間 100円

#### \*調理室

6台の調理台と講師の手元を見る実習用鏡を設置した調理室です。料理教室などに利用できます。

利用料 1時間 600円

冷暖房費 1時間 100円

#### \*工作室

クラフトや絵画など、ものづくりに向いた部屋です。防音仕様のため多少の音の出るような作業も安心です。

利用料 1時間 400円

冷暖房費 1時間 100円

#### \*和室1・2

茶道や花道といった活動に最適です。ふすまを開けるとひとつの部屋として利用できます。

利用料 1時間 各150円

冷暖房費 1時間 各 50円

●社会体育施設について

◇社会体育館

公民館に隣接する体育館です。  
利用料 1時間(全面)2,000円 (半面)1,000円  
電気料 1時間(全面)1,000円 (半面)1,000円

◇上松小学校体育館※休日及び夜間のみ利用できます  
屋内照明あり。ステージあり。

利用料 1時間 1,500円  
電気料 1時間 800円

◇下河原町民運動場

多目的運動場です。夜間照明あり。  
利用料 1時間 2,000円  
電気料 1時間 1,000円

◇上松中学校体育館 ※休日及び夜間のみ利用できます  
ステージあり。

利用料 1時間 2,000円  
電気料 1時間 1,000円

◇寝覚町民運動場

テニスコート(クレ)2面。夜間照明あり。  
利用料 1時間(1面) 500円  
電気料 1時間 1,000円

◇寝覚マレットゴルフ場

芝9ホール、クレ9ホールの計18ホール  
地形を活用した独特のコースです。  
利用料 大人(高校生以上)1回 300円  
年間 2,000円  
中学生以下 無料  
器具使用料 1組 100円

◇荻原体育館

利用料 1時間 1,500円  
電気料 1時間 800円

各施設をご利用・ご予約の際は、事前に公民館事務局までご  
相談ください。

◇B&G上松町海洋センター

プールはすべて温水です。未就学児からご高齢の方まで幅広く  
ご利用いただけます。  
大プール(25m×6コース)・小プール・ジャグジーあり

営業期間 5月中旬～10月下旬  
(詳しくは公民館へお問い合わせください)

利用料 大人(高校生以上) 300円  
小人(小中学生) 150円  
保育園児以下 無料



# 上松町公民館図書室の利用について

## 【開室時間】

平日 9時30分～18時30分

土曜日・日曜日・祝日 9時30分～16時30分

## 【休室日】

毎週月曜日

年末年始

蔵書点検期間(年間7日程度)

## 【上松町公民館図書室カードについて】

本など資料を借りるときは、「上松町公民館図書室カード」が必要です。図書室カードの発行はどなたでも可能です。住所・氏名が確認できる書類(健康保険証・運転免許証・学生証など)を持参のうえ、カウンターにてお申込みください。住所・電話番号などに変更があった場合はお知らせください。

## 【貸出・返却】

貸出し冊数は一人5冊まで、貸出し期間は3週間(新着図書は1週間)です。借りたい資料と図書カードをカウンターまでお持ちください。

返却は返却ボックスまたは、カウンターまでお持ちください。返却ボックスに入りきらない場合は、公民館事務所にお声がけください。

## 【貸出期限の延長】

予約のない資料に限り1回の延長が可能です。(相互貸借本は延長できません)返却期限までにカウンター、またはお電話にてご連絡ください。

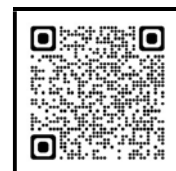
### 【予約・リクエスト】

借りたい本が貸出中の場合、予約をすることができます。また、お求めの資料がないときはリクエストをすることができます。お電話もしくはカウンター前にある「予約・リクエスト用紙」でお申込みください。

### 【蔵書検索サービス】

ご自宅のパソコンやスマートフォンから、上松町公民館図書室の蔵書検索ができます。蔵書検索のほか、新着図書・雑誌の一覧、開室カレンダーなどもご覧いただけます。(なお、こちらのサイトからの予約・リクエストはできません。)

<https://www.lib-finder.net/acclib/>



裏面も見てね



## 【ポイントカード】

貸出時に1日1ポイント(日曜日は2ポイント)付き、15ポイント貯まると公民館内の【café I Will】で300円券としてご利用いただけます。カードの有効期限は1年間です。カードの紛失や有効期限が切れた場合、それまでのポイントは無効となります。

## 【各種サービス】

### ○インターネットサービス

インターネットを利用し、調査や情報収集をしていただくためのパソコン(2台)があります。

信濃毎日新聞データベース(外部リンク)の閲覧もできます。また、全館Wi-Fiが使えます。

詳しい利用方法は図書室内に掲示してあります。

### ○レファレンスサービス

調べものや探している資料のご案内などのお手伝いをします。

### ○コピーサービス(有料)

図書室の資料に限り、著作権法の範囲内でコピーができます。カウンターへお声がけください。

## 【市町村による協働電子図書館 ～デジとしよ信州～】

- ・ 当室にて「電子図書館」の利用申込ができます。詳しくは職員までおたずねください。

## 【お願い】

- ・ 室内の飲食、通話及び携帯ゲームの使用はご遠慮ください。
- ・ 資料の紛失・破損・汚損をされた場合はご自身で修理なさらず図書室へお知らせください。

場合によっては弁償していただくことがあります。

- ・ 資料の持ち帰りにはマイバックをご持参ください。



上松町公民館キャラクター  
「こまたん」

# 市町村と県による協働電子図書館

## デジタル信州



図書室のタブレットでも  
ご覧いただけます

本人確認ができるもの(運転免許証・保険証・マイナンバーカード・学生証等)をご持参ください

当室の利用者カードで  
かんたんにお手続きできます。

上松町にお住いのみなさまは

上松町公民館図書室カウンターへ

火～金9:30～18:30 土・日・祝9:30～16:30

TEL0264(52)2111

## ◇町集団健診・がん検診

健診等	該当者	主な内容
国保特定健診	40歳～74歳までの町国保加入者	身体測定、血圧、診察、尿検査、血液検査、心電図、眼底検査
特定保健指導	該当者にお知らせします	保健師・管理栄養士による特定健診後の保健指導
ヘルスケア健診	20歳～39歳までの方	身体測定、血圧、診察、尿検査、血液検査、心電図、眼底検査
成人歯科健診	20歳以上の方	歯科診察、歯科相談
肝炎検査	20歳以上で受けたことのない方	血液検査（B型肝炎、C型肝炎）
後期高齢者健診（※）	75歳以上の方	身体測定、血圧、診察、尿検査、血液検査、心電図

がん検診等	該当者	主な内容
胃検診	50歳～74歳の男性・女性	胃X線撮影（バリウム検査）
大腸がん検診	40歳以上の男性・女性	便潜血反応検査（2日間）
肺がん検診	40歳以上の男性・女性	ヘリカルCT撮影
子宮頸がん検診	20歳～74歳の女性	子宮頸部細胞検査
乳房検診（マンモグラフィ）	40歳～74歳の女性	マンモグラフィ撮影
乳房検診（超音波検診）	30歳～74歳の女性	超音波検査
前立腺がん検診	50歳以上の男性	血液検査
結核検診	65歳以上の男性・女性	胸部X線撮影
骨検診	20歳以上の男性・女性	骨密度測定

・詳しい検診日程等は、保健衛生係（52-2825）にお問い合わせください。

※後期高齢者健診については、福祉係（52-5550）にお問い合わせください。

・健康に関する相談に保健師・管理栄養士が随時応じます。

・健康相談日（月1回）があります。

※補助制度についての詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。

## ◇その他の助成事業

\*人間ドック助成事業

\*高齢者インフルエンザ助成

\*高齢者コロナワクチン助成

\*高齢者肺炎球菌予防接種助成

\*高齢者帯状疱疹予防接種助成

\*アピアランスケア助成

\*帯状疱疹予防接種助成



※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。

## ●障がい者福祉

障がいのある方のために、さまざまな福祉制度があります。障がいの内容、等級、所得状況によっては対象とならない場合がありますので、事前に福祉係にご相談ください。

### ◇手帳交付の申請を受け付けます

障がいのある方が各種制度を利用するのに必要な手帳【身体障害者手帳、療育手帳(知的障がい)、精神障害者保健福祉手帳】障がいの内容・程度によって、各種割引(高速道路・有料道路の通行料金、公共交通機関運賃、携帯電話使用料など)や、税金・自動車税が控除・減免となる場合もあります。

### ◇手当制度

#### \*特別児童扶養手当の支給

精神または身体に障がいのある満20歳未満の在宅の児童を養育している方に対し、長野県から支給されます。

#### \*特別障害者手帳・障害児福祉手当の支給

日常生活において、常時特別な介護を必要とする在宅の重度障がい者(児)に対し、長野県から支給されます。

### ◇医療

#### \*自立支援医療による医療費の給付

身体の障がいの除去や程度を軽くするために必要な医療(18歳未満は育成医療、18歳以上は更生医療)と、精神疾患による通院治療(精神通院医療)を対象とし、自己支払費用分の一部を公費で負担します。

### ◇一時的な介護

障がい者(児)が家庭において介護を受ける事ができず、一時的に介護を必要とする場合に、介護または保護をします。

### ◇障害福祉サービス・児童福祉法サービス

障がい者や難病患者が地域で自立した生活ができるよう、障がい種別に関係なく必要と考えられるさまざまなサービスを受けられる制度です。相談に応じて、サービス利用の計画を立て、支給を行います。

## ◇補助・助成制度

### \*補装具の給付

身体障がい者の失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための補装具(補聴器、車イス、義肢装具など)の購入・修理費の一部を助成します。

※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。

### \*日常生活用具の給付

重度身体障がい者に対し、障がい内容に応じた日常生活用具の購入費を助成します。(自己負担額は、課税状況により異なります。)

※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。

### \*手話通訳者派遣

聴覚および音声・言語障がい者に対し、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。

### \*NHK受信料の減免

障がい内容に応じ、障がい者を対象とした減免があります。

### \*軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成

18歳未満の身体障がい者手帳交付対象外児童で、医師が補聴器が必要と認めた者

※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。

### \*障害者自動車運転免許取得及び自動車改造費助成

障害者手帳所持者に対し、助成します。

※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。

### \*タクシー利用料金の助成(高齢者等交通費助成事業)

交通手段を持たない身体障害者手帳1~3級の方がタクシーを利用した場合、費用の一部を助成します。

※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。

### \*移送サービス(詳細は後出、高齢者福祉ページ参照)

### \*配食サービス(詳細は後出、高齢者福祉ページ参照)

## ●福祉医療費給付事業

乳幼児・児童、心身障がい者、母子・父子家庭における療養費の全部又は一部を支給することにより、健康の向上と福祉の増進を図る制度です。

※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。



## ●高齢者福祉

### ◇在宅福祉サービス

上松町に居住する高齢者及び障がい者ならびにその家族等に対し、各種サービスを提供することにより、自立と生活の質の確保をするとともに生きがいや健康づくり活動の支援を行います。

#### \*軽度生活援助サービス

内容：軽易な日常生活上の援助(外出支援、食事支援、安否確認、家事援助など)

対象者：概ね65歳以上の高齢者

利用料：30分 200円

実施者：社会福祉法人上松町社会福祉協議会 52-3560  
NPO法人おてつだいネットワーク木曽 52-2433  
NPO法人福祉ネットワーク木曽 050-2006-2377

#### \*生きがい活動支援通所サービス

内容：日常生活動作訓練や趣味活動等、各種講座をこまくさ、おぎ、地区集会所で開催

対象者：概ね60歳以上の高齢者

利用料：2時間200円/回 4時間300円/回 他材料費

実施者：NPO法人おてつだいネットワーク木曽 52-2433  
NPO法人福祉ネットワーク木曽 050-2006-2377

#### \*移送サービス

内容：公共交通機関(電車、バス、タクシー等)が利用困難な者について福祉車両により外出の支援を行う

対象者：次のいずれかに該当する者の中で介助なしに移動が困難な者

- ・身体障害者福祉法に規定される身体障がい者
- ・介護保険法による要介護認定を受けている者
- ・その他下肢が不自由など障がいを有する者  
(上松町社会福祉協議会に登録が必要)

利用料：400円～4,000円(一般、低所得、透析患者、移動地域ごとで異なります。)

実施者：社会福祉法人上松町社会福祉協議会 52-3560

#### \*配食サービス

内容：栄養のバランスのとれた昼食及び夕食を提供します。

対象者：調理が困難な高齢者、障がい者等

利用料：

【まごころ弁当】(火曜日・金曜日の昼食)

・お弁当410円、おかずのみ360円

【宅配弁当サービス結】(月曜～金曜日の昼食と夕食)

・昼食 お弁当518円、おかずのみ464円(税別)

・夕食 お弁当626円、おかずのみ572円(税別)

※特別食は上記に+50円がかかります。

実施者：社会福祉法人上松町社会福祉協議会 52-3560

#### \*緊急通報体制整備事業

内容：緊急通報装置の設置により不安を抱える高齢者の急病、災害等において迅速な対応を図る

対象者：概ね65歳以上の高齢者

利用料：500円/月

実施者：ALSOKあんしんケアサポート(株)

### ◇その他

#### \*生活支援ハウス運営事業

内容：介護支援機能、居住機能及び交流機能を提供し、高齢者が安心して生活ができるように支援

2人用1部屋 1人用4部屋

対象者：60歳以上の一人暮らし又は夫婦のみの世帯

利用料：0～50,000円/月(収入状況等により決定)

### ◇補助・助成制度

#### \*補聴器購入費用助成事業

聴力の低下を補うため補聴器を購入した場合に費用の一部を助成。

#### \*介護機器貸出及び購入・貸与費用助成事業

介護保険では対応していない介護機器の貸与費・購入費の一部を助成

#### \*介護用品の支給事業

オムツ、パットの購入費を助成

#### \*高齢者等交通費(タクシー)助成事業

タクシーを利用した場合に費用の一部を助成

#### \*上松町運転免許証自主返納支援事業

運転免許証の自主返納をされた方に、タクシー券又はe-カエルポイントを給付

#### \*特殊詐欺防止装置購入費補助金交付事業

特殊詐欺、迷惑電話対策機能を有する装置の購入した場合費用の一部を助成。

#### \*高齢者・障害者にやさしい住宅改良促進事業

段差解消や手すり設置等の改修を行う場合に助成

※補助制度の詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。



**●地域支援事業**

介護保険法の規定に基づき、上松町の被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも自立した生活ができるように介護予防事業、一般予防事業により支援しています。

**◇介護予防事業****\*運動教室**

<筋力アップ教室>

内容：膝や腰の痛みを配慮しながら筋力低下予防や体力向上を目的とした運動、ストレッチ等を実施。必要な方は送迎します。

対象者：事業対象者、要支援1,2の方

利用料：250円/回

**\*脳はつらつ教室**

内容：軽運動やレクリエーションなどを通じて認知の予防をしましょう。必要な方は送迎します。

対象者：認知症を予防したい方、物忘れなどが気になる方等。

利用料：200円/回

**\*高齢者訪問指導**

内容：歯科衛生士、栄養士、保健師等による健康に関する相談に伺います。

対象者：健康について相談したい方

利用料：無料

**\*生活管理短期宿泊事業**

内容：養護老人ホームに一時的に入所し、日常生活での基本的な生活習慣等の支援・指導を行い、要介護状態にならないように予防します。

対象者：日常生活において一時的に支援が必要な方

利用料：2,000円/日

**◇一般予防事業****\*地区健康教室**

内容：保健師、栄養士等が地区の集会所において料理教室や健康指導を行います。(年1回)

対象者：中・高齢者

利用料：400円/回

**\*運動教室**

<脳を元気にする楽しい運動教室>

内容：健康づくりのための筋力アップや転倒予防のための健康体操を行います。町内を送迎車が巡回します。

対象者：概ね65歳以上の方

ゆうゆうクラブに入会が必要です。

利用料：ゆうゆうクラブの入会で利用料は無料です。

<上松運動教室>

内容：転倒予防や体力向上を目的としてストレッチ、軽運動健康体操など実施。必要な方は送迎します。

対象者：概ね65歳以上の方

利用料：200円/回

**\*健康教育事業**

内容：こまかさ、おぎ、地区集会所等において生活習慣病や介護予防に関する健康教室を行います。

対象者：どなたでもご参加いただけます。

利用料：200円/回

**\*赤沢運動教室**

内容：日本三大美林のひとつ「赤沢自然休養林」でノルディックポール等を使ったウォーキング教室

対象者：シニアクラブ加入者

利用料：200円/回

**\*安否確認**

内容：宅配弁当をお届けするときに関係機関と連携し、配達員がお元気かどうか、週2回程度確認。

対象者：概ね65歳以上の者で安否確認が必要な者

利用料：無料（弁当代別途）

**\*地区サロン**

内容：社会福祉協議会では、各地区の集会所で体操やお茶会、趣味活動などのサロン活動の支援を行っています。自分たちの地域でも行いたい場合はご相談ください。

※事業の利用についての問い合わせ・ご相談は、上松町地域包括支援センター(住民福祉課福祉係)までお願いします。  
0264-52-5550

## ●介護保険

誰もが介護が必要になっても安心して、自分らしく生活できる暮らしを望んでいます。

高齢化が進み、家族だけで介護することは難しくなっています。そこで、こうした介護という問題をお互いに助け合い社会全体で支えあうためにつくられた制度です。介護保険は福祉・医療・保健のサービスを総合的に利用することができます。

## ◇介護保険制度のあらまし

被保険者(加入者) 40歳以上の人

### \*サービスが受けられる人

- ・65歳以上の方(第1号被保険者) 常に介護を必要とする状態(要介護状態)や、日常生活に支援が必要な状態(要支援状態)になった場合にサービスが受けられます。
- ・40歳から64歳までの方(第2号被保険者) 初老期の認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる病気により要介護状態や要支援状態になった場合にサービスが受けられます。

### 地域包括支援センター(上松町役場 1階)

住み慣れた地域でその人らしく生活を送れるよう、保健、介護、福祉、医療の各分野で連携し、支援を行うための総合相談窓口です。生活の困りごとや、介護に関すること等、お気軽にご相談ください。 電話:0264-52-5550

## ◇介護サービスを受けるまでの手続きの流れ

- (1)申請します  
介護や支援が必要になったら住民福祉課福祉係へ申請します。
- (2)訪問調査を受けます  
町の職員が訪問調査を行い、身体機能や日常生活動作や医療に関することについて調査票に記入します。
- (3)主治医意見書  
町からかかりつけの医師に意見書を依頼します。
- (4)一次判定  
主治医意見書、訪問調査の結果をコンピュータにかけた結果が一次判定結果になります。
- (5)介護認定審査会による審査判定  
保険、医療、福祉の専門家が「一次判定結果」「訪問調査のとき記入した特別事項」「主治医意見書」をもとに、どのくらい介護が必要か判定します。  
認定有効期間終了時には見直しがあります。なお、有効期間は、状態等により6ヶ月から2年間です。
- (6)要介護認定  
申請から原則30日以内に、文書で認定結果が通知されます。
- (7)ケアプランの作成  
認定を受けた方は、居宅介護支援事業所に居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼し、居宅介護支援事業所からケアマネジャーが訪問し、本人や家族の希望を聞きながら利用限度額に応じてケアプランを作成します。ケアマネジャーはサービス事業者との連絡調整も行います。
- (8)サービスを利用する  
サービス計画にそって介護サービスを利用します。  
利用料は、所得に応じて1割~3割が自己負担になります。



●社会福祉施設

高齢者などの介護予防や生きがい対策の推進及び、心身の健康保持、生活の安定、福祉の向上と推進を図るため各種施設が整備されています。

◇いきいき広場こまくさ

高齢者向けの趣味活動や講座を開催しています。  
当番者がいますので、バスの待ち時間やお話など気軽にお越しください。  
申込書の提出により会議や行事などにご利用いただけます。  
空き状況など事前にお問い合わせ下さい。

開館時間 平日 9時～16時  
休館日 月・水・土・日・祝日・お盆・年末年始  
利用料 1時間 500円  
連絡先 \*\*52-2433

◇ふれあい交流広場おぎ

高齢者向けの趣味活動や講座を開催しています。  
当番者がいますので、バスの待ち時間やお話など気軽にお越しください。  
申込書の提出により会議や行事、趣味活動などにご利用いただけます。空き状況など事前にお問い合わせ下さい。

開館時間 平日 9時～16時  
休館日 月・水・土・日・祝日・お盆・年末年始  
利用料 1時間 500円  
30分を超えた場合は切り上げ  
暖房を使用したときは30%の加算  
連絡先 \*\*52-2433 (いきいき広場こまくさ)



◇老人憩いの家

申込書の提出により会議や行事などにご利用いただけます。  
空き状況など事前にお問い合わせ下さい。

利用料 1時間 500円  
30分を超えた場合は切り上げ  
暖房を使用したときは30%の加算  
連絡先 52-5550(住民福祉課 福祉係)

◇ひのきの里総合福祉センター

(健康増進センター向け)

福祉に関する団体の事務所や高齢者の生活を支援するための居住スペースとして生活支援ハウス等があります。

開館時間 平日 8時30分～17時15分  
休館日 土・日・祝日・年末年始

1階 上松町生活支援ハウス  
2階 上松町社会福祉協議会 52-3560  
木曾障がい者総合支援センター 52-2494

◇上松町陶芸センター

上松町陶芸クラブの方が陶芸活動をしています。  
活動を希望される方はお問合せ下さい。  
連絡先 52-5550(住民福祉課 福祉係)



●国民健康保険について

職場の健康保険、後期高齢者医療制度に加入している人や生活保護を受けている人を除いて、すべての人が国保に加入して被保険者になります。次のようなときは、加入や喪失の届けが必要になりますので、14日以内に手続きをしてください。

\*届出が遅れると・・・

加入の届出が遅れると、加入時までさかのぼって保険税を納めることになったり、医療費が全額自己負担になったりします。また、やめる届出が遅れると国保が負担した医療費をあとで返していただくこととなりますのでご注意ください。

\*資格確認書・資格情報のお知らせ

令和6年12月2日から従来の保険証は発行されなくなりませんが、マイナ保険証(健康保険証としての利用登録がされたマイナンバーカード)をお持ちでない方には、申請いただくことなく「資格確認書」が交付されます。

マイナ保険証をお持ちの方には、ご自身の資格情報を確認できる資格情報のお知らせを交付します。

◇自己負担割合

医療費の自己負担割合は、次の通りです。  
※現役並み所得者とは、70歳以上75歳未満の国保加入者の

小学校入学前	2割
小学校入学後～70歳未満	3割
70歳以上75歳未満	2割または3割(現役並み所得者)

うち、住民税課税所得が145万円以上の人(現役並み所得者本人)が1人でも同世帯にいる人のことです。

◇高額療養費制度

自己負担額が、一定の限度額を超えた場合は、その超えた分があとから高額療養費として支給されます。該当になる方に「高額療養費支給申請書」を送付しますので、申請書がお手元に届きましたら申請手続きをしてください。(領収書のコピーを添付してください。)ただし入院などの場合に事前に「限度額適用認定証」の交付を受けて医療機関へ提示すると、窓口での支払は限度額までになります。

◇国民健康保険の給付について

\*出産育児一時金の支給

被保険者が出産したときに支給されます。原則として国保から医療機関に直接支払われます(直接支払制度)。妊娠12週(85日)以降であれば、死産や流産でも支給されます。直接支払制度を利用しないことを選択することもできますが、その場合は町への申請が必要です。

\*葬祭費の支給

被保険者が死亡したときに、申請により葬祭を行った人に葬祭費として5万円が支給されます。

\*療養費の給付

次のような場合には、費用の全額を自己負担したときでも、申請によって審査で認められれば自己負担割合を除く額があとで支給されます。預金通帳および下記の書類をお持ちください。

こんなとき	申請に必要なもの
事故や急病で、やむを得ず保険証を持たず治療を受けたとき	病院等の診療報酬明細書、領収書
医師が治療上必要と認めたコルセット(補装具)などを購入したとき	医師の診断書または意見書、領収書
骨折やねんざなどで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき	施術明細書、領収書
医師の同意を得て、針・灸、マッサージなどの施術を受けたとき	医師の同意書、診療内容がわかる領収書
海外渡航中に診療を受けたとき	診療内容明細書、領収書およびそれらの翻訳文

◇人間ドック受診補助について

被保険者が人間ドックを受診すると年1回を限度として健診料金の70%以内で助成限度額までの金額が支給されます。ただし、同じ年度内に町が実施する特定健診を受診した方については、特定健診料を除いた額を助成金として支給します。申請する場合は、人間ドックを受ける前に届出をし、受診後助成金の請求をしてください。なお、保険税に滞納がある方には支給されません。

○国保(35歳以上)と後期高齢者医療の加入者

健診の種類	助成限度額
1日ドック	30,000円
1泊2日ドック	45,000円
脳ドック	25,000円
がん検診(肺、大腸、胃、すい臓)	20,000円 (2種類同時の場合、30,000円)



	こんなとき	届出に必要なもの(本人確認書類(運転免許証など)+下記)
加入	転入したとき	転入前の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の扶養からはずれたとき	健康保険の被扶養者でなくなった証明書
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	外国籍の人が加入するとき	在留カード
喪失	転出するとき	資格確認書
	職場の健康保険に加入したとき	職場の健康保険の資格確認書、資格情報のお知らせ(未交付の場合は加入したことを証明するもの)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	死亡したとき	死亡を証明するもの、資格確認書
	生活保護を受け始めたとき	保護開始決定通知書、資格確認書
	外国籍の人がやめるとき	在留カード、資格確認書
その他	町内で住所が変わったとき	資格確認書
	世帯が分かれたり一緒になったりしたとき	
	世帯主や氏名が変わったとき	
	修学のため別に住所を定めるとき	在学証明書、資格確認書
	保険証等をなくしたり、汚れて使えないとき	使えなくなった資格確認書

## 後期高齢者医療

住民福祉課 厚生係  
0264-52-4802

### ●後期高齢者医療について

長野県内の市町村で構成する「長野県後期高齢者医療広域連合」が保険者となり、保険料率の決定、医療費の給付などを行います。保険料の徴収事務と申請書の受付などの窓口業務は町で行います。

#### \*加入者(被保険者)

- 長野県内にお住まいの次の方が加入者になります。
- ・75歳以上の方
  - ・65歳以上75歳未満の方で、一定程度の障がいがある方(申請により、広域連合の認定を受けた方)

#### \*資格の取得

- ・75歳になったとき(75歳の誕生日当日から)(75歳になったときの加入手続きは不要です。)
- ・75歳以上の方が県外から転入してきたとき
- ・65歳以上75歳未満の方が、広域連合により一定の障がいがあると認定されたとき

#### \*資格の喪失

- ・死亡したとき
- ・65歳以上75歳未満の方が、一定の障がいの状態に該当しなくなったとき、または申請を取り下げの旨の申し出があったとき
- ・適用除外に該当したとき(生活保護の開始など)

#### \*資格確認書

令和6年12月2日から従来の保険証は発行されなくなりましたが、マイナ保険証(健康保険証としての利用登録をしたマイナンバーカード)をお持ちでない方には、申請いただくことなく「資格確認書」が交付されます。

#### ◇保険料

保険料は、被保険者1人1人に納めていただきます。1人当たりの保険料額は、被保険者全員にご負担いただく部分(均等割額)と被保険者の所得に応じてご負担いただく部分(所得割額)の合計額になります。

#### \*保険料の納め方

特別徴収(年金からの天引きによる納付)と普通徴収(口座振替又は納付書による納付)のどちらかになります。年金の受給額、保険料額等によって決定します。

##### ①特別徴収

対象者:年金が年額18万円以上の方  
※介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える場合は対象になりません。

納め方:年金支払い月に差し引かれます。

##### ②普通徴収

対象者:年金が18万円未満の方、介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える方  
納め方:納入通知書または口座振替にて納付します。

## ●国民年金について

国民年金は、日本国内に住所を有する20歳から60歳未満のすべての人が加入するもので、老齢・障がい・死亡により「基礎年金」を支給し、経済的な支えを行うことを目的としています。

### \*国民年金加入者の種類

- ・第1号被保険者：自営業、学生、無職の人など
- ・第2号被保険者：会社員、公務員など厚生年金・共済組合加入者
- ・第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者

## ◇国民年金の加入手続き

こんなときは届出が必要です。

- ・20歳になったとき(すでに厚生年金・共済組合に加入している方を除く)誕生日から概ね2週間以内に「基礎年金番号通知書」、「国民年金加入のお知らせ」、「国民年金保険料納付書」、「免除申請書」などが送付されます。約2週間程度経過しても届かない場合は、役場1階2番窓口(厚生係)で加入の手続きをしてください。
- ・会社、官庁をやめたとき
- ・第3号被保険者の配偶者(第2号被保険者)が退職したとき、または扶養ではなくなったとき
- ・海外から転入してきたとき(厚生年金・共済組合に加入中の方を除く)

### \*手続きに必要なもの

- ・本人確認書類
- ・退職日、喪失日の確認できる書類(会社をやめたとき、扶養ではなくなったとき)
- ・パスポート(海外から転入してきたとき)

※マイナポータルを利用した加入手続きや保険料免除の電子申請もできます。日本年金機構のホームページをご覧ください。

## ◇国民年金保険料

国民年金の第1号被保険者は自分で保険料を納めます。加入すると日本年金機構から納付書が送付されますので、納付期限までに銀行などの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納めてください。その他に口座振替、クレジット納付、電子納付(スマートフォン決済等)も取扱っています。

まとめて前払い(前納)すると割引が適用されます。

※未納のままにしていると、将来年金を受けられなくなる場合がありますので、必ず納付期限までに納めてください。

### \*付加年金保険料

定額の保険料に月額400円をあわせて納めると、受給する老齢基礎年金を増やすことができます。ただし、国民年金基金に加入している方は、付加年金保険料を納めることはできません。

## \*国民年金保険料免除

国民年金の第1号被保険者で、経済的に保険料を納めることが困難な人には、前年所得状況などに応じて免除または納付猶予される制度があります。免除等された期間は、年金を受けるための期間に算入されますが、受給する年金額は減額されます。未納のままにしておくとならば障がいや死亡といった不慮の事態が発生したときに障害基礎年金、遺族基礎年金が受けられない場合や、将来的に老齢基礎年金を受けられない場合がありますのでご注意ください。

## ◇年金を受給するときの手続き

老齢基礎年金は受給資格期間を満たした方が通常65歳から生涯にわたり受け取れる年金です。65歳から老齢基礎年金を受け取れる権利が発生する方には、65歳の誕生日の3カ月前に日本年金機構から年金請求書が送られます。手続きは誕生日の前日からできます。

※受給資格期間を満たしていれば、ご希望により60歳以降、受け取り年齢を早めること(繰り上げ)も遅くすること(繰り下げ)もできます。ただし、繰り上げた場合は年金受給額が減額されます。

### 【提出先】

- ・国民年金第1号のみに加入していた方は役場厚生係(1階2番窓口)
- ・第2号、3号の加入期間がある方は松本年金事務所

※必要なものは、手続される方の状況によって異なりますので、松本年金事務所 電話0263-25-8100(自動音声案内)にお問い合わせください。

## ◇障がい者になったとき

障害基礎年金の申請は役場1階2番窓口(厚生係)へお問い合わせください。※国民年金加入中に初診日があるなどの受給要件があります。

## ◇受給者が亡くなられたとき

年金を受給されている方が亡くなられた時は、必ず死亡届の提出および未支給年金の請求をしてください。未支給年金は生計同一関係があった親族(順位は①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹⑦その他3親等以内の親族)が請求することができます。いない場合は、死亡届のみの提出になります。他に遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金などが請求できる場合があります。

## 番号制度がはじまりました

申請書や届出書にはマイナンバー(個人番号)の記入が必要です。「マイナンバー(個人番号)カード」や、「通知カード」またはマイナンバー(個人番号)が確認できる書類と本人確認書類をお持ちください。



## ●町民税について

町民税には、個人町民税と法人町民税があります。

個人町民税は、前年の所得に基づき、毎年1月1日現在、町内に住所がある個人に課税されます。したがって、年の途中で他の市町村から転入された個人のその年度分の個人町民税は前住所地がある市町村へ納めていただくことになります。また、個人町民税の徴収方法には、皆さんから直接窓口等に払い込まれる普通徴収と勤務先で給与から天引きされる特別徴収があります。

個人町民税は、個人県民税(県税)・森林環境税(国税)と合わせて市町村が一括して徴収しています。

### \*均等割と所得割

個人町民税には、税金を負担する能力のある方が均等に負担する「均等割」と、その方の所得金額に応じて負担する「所得割」があり、その合計額が課税額になります。

### 均等割額・森林環境税の内訳

税金の種類	税額
森林環境税(国税)	1,000円
個人県民税均等割 (長野県森林づくり県民税500円を含む)	1,500円
個人町民税均等割	3,000円
合計	5,500円

### 所得割額の算出と税率

(課税標準額 × 税率 - 税額控除 = 所得割額)

税率(所得割)	
県民税	4%
町民税	6%

### \*公的年金からの特別徴収の方法

65歳以上の公的年金受給者の年金所得に係る住民税は、その方の年金から天引きします。(年齢の基準日:4月1日、したがって年の途中で65歳に到達した方は翌年から実施。)特別徴収は、年6回の公的年金の支払いの際行われ、4月・6月及び8月には[(前年度分の年税額÷2)÷3]が、10月、12月及び2月には、その年度の住民税額から4~8月に徴収された額を差し引いた残りの額の3分の1ずつが徴収されます。

なお、新たに公的年金からの特別徴収の対象となる方については、年度前半(通常6月及び8月)においてその年度の住民税額の2分の1に相当する額が普通徴収され、年度後半(10月~翌年2月)において残りの税額について特別徴収されることになります。

### \*法人住民税の算出方法

法人町民税は、町内に事務所や事業所がある法人に課税されています。税額は、課税標準額に100分の8.4の税率(令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用。それ以外については100分の12.1)をかけて算出した額と均等割を合算した額となります。

## ●町民税の申告

町民税の申告は、町県民税や国民健康保険税を計算するための資料となるばかりでなく、皆さんがいろいろな面で町の発行する証明を必要とする場合にも使われますので、所得があった方もなかった方も3月15日までに必ず申告してください。ただし、所得税の確定申告をする方や、前年中の所得が給与だけで勤務先から給与支払報告書の提出がある方は、申告の必要はありません。

### ◇固定資産税

固定資産税には、毎年1月1日現在の土地、家屋、償却資産の所有者に課税されます。ただし、同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が土地については30万円、家屋については20万円、償却資産については150万円の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

税額は、固定資産税課税台帳に登録された価格(課税標準額)に1.6%の税率をかけて算出した額となります。

### ◇軽自動車税種別割

毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪車等の小型自動車を所有している方に課税されます。バイクなどを購入したり、譲り受けたとき、または廃車するときや町外へ転出するときなどは、必ず税務係が軽自動車協会へ登録または廃車の申請をしてください。

## ●所得税関係

給与所得のみで年末調整が済んでいる方は申告する必要はありませんが、次の方は確定申告が必要です。

1. 事業所、不動産の譲渡所得などがあり、所得金額が各種所得控除の合計を超える方。
2. 給与所得者は、給与の年収が2,000万円を超える方や、給与所得以外の所得合計額が20万円を超える方または2カ所以上から給与を受けている方。

確定申告をしなくてもよい給与所得者等でも医療費控除や住宅取得控除を受ける場合、また年の途中で退職した方等、源泉徴収税額を納めすぎた方は確定申告をすると所得税が戻ります。

\*確定申告の期間は毎年、2月16日から3月15日までの間です。(還付を受ける方は、2月16日前でも税務署で申告できます。)

## ●固定資産税課税台帳の縦覧

固定資産税課税台帳の縦覧は、毎年4月に行います。縦覧できる方は、納税義務者、納税管理人、及び代理権を有する代理人また、借地人、借家人も借用物件のみできます。(手数料は無料です。)

## ●町税等税金に関する相談

町税等税金に関する相談は、いつでもお気軽にお問い合わせください。

## ●国民健康保険税

### \*国民健康保険(以下、「国保」と表記)への加入が必要な方

上松町に住所がある方で次に掲げる以外の方は国保に加入しなければなりません。

1. 職場の健康保険、共済組合及び船員保険などの被保険者とその家族。
2. 生活保護を受けている方。
3. 外国人登録をしている方で1年未満の短期滞在者。

### ◇保険税について

国保に加入された方は、保険税を納めなければなりません。保険税は、国、県、町の補助金などとともに国保加入者の医療費を支払うための大切な財源です。

### ◇軽減について

世帯の所得の合計額に応じて、均等割と平等割を軽減します。

- ・7割軽減・世帯の軽減判定所得の合計額が、  
〔43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)〕以下
- ・5割軽減・世帯の軽減判定所得の合計額が、  
〔43万円+(30.5万円×被保険者と特定同一世帯所属者の数)+10万円×(給与所得者等の数-1)〕以下
- ・2割軽減・世帯の軽減判定所得の合計額が、  
〔43万円+(56万円×被保険者と特定同一世帯所属者

### \*特定同一世帯所属者

国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。ただし、世帯主に変更があった場合や、その世帯の世帯員でなくなった場合は、特定同一世帯所属者ではなくなります。

### \*軽減判定所得

所得割基礎額の計算方法と異なり、事業専従者控除、譲渡所得の特別控除を必要経費として参入または控除しません。

また、65歳以上の公的年金受給者は、公的年金等にかかる所得からさらに15万円が控除されます。

### \*給与所得者等

同一世帯内の加入者および世帯主のうち、給与収入が55万円を超える方、公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、公的年金等の収入が110万円を超える65歳以上の方をいいます。

### \*非自発的失業者の軽減について

失業時点で65歳未満の方で、雇用保険受給資格証のコードが下記に該当する方はご相談ください。

\*11、12、21、22、23、31、32、33、34

## ◇国民健康保険税の税率

区分	医療分 (加入者全員)	支援分 (加入者全員)	介護分 (40歳から 64歳までの加入者)	合計
所得割 (加入者の課税対象額の合計)	6.50%	2.26%	2.00%	10.76%
均等割 (加入者被保険者数)	21,000円	8,000円	8,000円	37,000円
平等割(1世帯)	21,000円	6,700円	6,000円	33,700円
限度額(最高額)	660,000円	260,000円	170,000円	1,020,000円

## ●国民健康保険税の特別徴収

### \*対象者

世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯主(疑制世帯主を除く)で、年額18万円以上の年金を受給している方が特別徴収の対象となります。ただし、年度途中で75歳になる世帯主また、介護保険料と国保税の合算額が年金受給額の2分の1を超える場合は、国保税は特別徴収の対象としません。

### \*複数の年金を受給している場合

特別徴収する年金には、次のとおり優先順位があり、受給している中で最も上位の年金のみで対象者の判定を行い、その年金から徴収されます。

なお、障害年金や遺族年金も対象となります。

1. 社会保険庁
2. 国家公務員共済組合連合会
3. 日本私学振興・共済事業団
4. 地方公務員共済組合連合会

### ◇特別徴収の時期

4月、6月、8月、10月、12月、2月の年金定期支払時の年6回。

普通徴収は従来通り、5月から2月の年10回となるため、1回の納付額は変わってきますが、総額は変わりません。

### ◇特別徴収税額の決まり方

徴収時期(納期)	徴収税額
4月、6月、8月 (仮徴収)	前年度保健税額を基に算定した年税額の6分の1の額
10月、12月、2月 (本徴収)	本年度保険税額を算定し、そこから既に賦課済の保険税を引き、残りの税額の3分の1の額

## ●税金等の納付について

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
固定資産税	1期			2期		3期			4期		
軽自動車税		全期									
国民健康保険税		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
町県民税			1期		2期		3期			4期	
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

## ◇町税等の納入場所

1. 上松町役場 会計室
2. 八十二銀行 本支店
3. 木曽農協 本支所
4. 長野銀行 本支店
5. 長野県労働金庫 本支店
6. 松本信用金庫 本支店
7. 全国の地方税統一 二次元コード対応の金融機関

## ◇納税に便利な口座振替

町税などの納税に口座振替を利用すると、納期限に預金口座から自動的に引き落としとされますので、大変便利です。ご利用ください。

## ◇税金の滞納

税金を納期限までに納めないと役場から督促状が出されます。そのままにしておくと、財産(不動産、預貯金、電話加入債権等)の差押、公売などの強制処分を受ける事になります。また、納期限の翌日から延滞金が加算されます。

## ◇町税の減免

生活保護を受けたり、災害その他の理由で税金を納めることができない場合、その事情に応じて税額を免除・減額する制度がありますのでご相談ください。

## ◇軽自動車税種別割の減免

身体に障がいのある方または、知的障害、精神障害のある方のために使用される軽自動車等で、一定の要件に該当するものについては、納税義務者等の申請により軽自動車税を全額免除します。

\*軽自動車等の所有者(納税義務者)及び台数等

軽自動車等の所有者(納税義務者)障がい者本人または、障がい者と生計を一にする方で1人につき1台。

\*軽自動車等の使用目的

障がい者本人が運転する場合、使用目的は問いません。障がい者と生計を一にする方が運転する場合、障がい者の通院、通所、通学等のために使用する場合。

\*減免申請の手続等

軽自動車減免申請書 自動車車検証又は標識交付証明書  
身体障害者手帳 運転する方の免許証  
印鑑 個人番号カード又は通知カード

\*減免申請の提出期限

納期限7日前までに税務係へ提出してください。

## ●町税に関する証明書の交付について

町税に関する証明が必要なときは、本人(もしくは本人と同居の親族)が申し出てください。代理人による申請は本人が自署、押印した旨を証明する委任状が必要です。

## 証明の種類と手数料

証明の種類		手数料
固定資産税	評価証明書(土地・家屋)	土地は4筆までを、建物は3棟までを
	公課証明書(土地・家屋)	1件350円とし、以上1筆(又は1棟)増すごとに30円を加算する
	所有証明書(土地・家屋)	
	資産証明書(土地・家屋)	1件につき350円
	登録事項証明書(土地・家屋)	1件につき350円
町県民税	所得証明書 (課税・非課税証明書等)	1通につき350円 (コンビニ交付の場合は200円)
納税証明書	町県民税・森林環境税	1通につき350円
	固定資産税	
	軽自動車税	
	法人町民税	
	国民健康保険税	
	軽自動車税(継続車検用)	無料



## ●有害鳥獣駆除事業について

上松町では鳥獣による農林水産業等の被害を防止すべく、鳥獣被害防止特措法に基づき上松町鳥獣被害対策実施隊を設置しています。

## ◇有害鳥獣駆除の基本実施要件

### 【ニホンザル・ニホンジカ・イノシシ・ハクビシン等】

農地を電気柵・防護網・防護柵等の設置により防除していることが前提となります。防除しているにも関わらず野生加害鳥獣による侵入・被害が発生している場合、檻・わなの設置を行います。(現場の状況によってはこの限りではありませんので、ご相談ください。)

※現地確認のうえ、防除体制が万全で無い場合は、捕獲檻の設置前に農地周辺の環境整備・防除対策についてご提案させていただきますことでもありますので、ご理解をお願いいたします。

### 【ツキノワグマ】

農地や住居周辺に頻繁にツキノワグマが出没し、農作物等の被害が発生している・人身等に被害の恐れがある場合は、現地の状況により県に許可をいただいた後、クマ捕獲用のドラム缶檻を設置します。

※現地の状況により捕獲檻の設置等時間を要する場合がありますので、ご理解をお願いいたします。

## ◇ツキノワグマの出没に注意してください

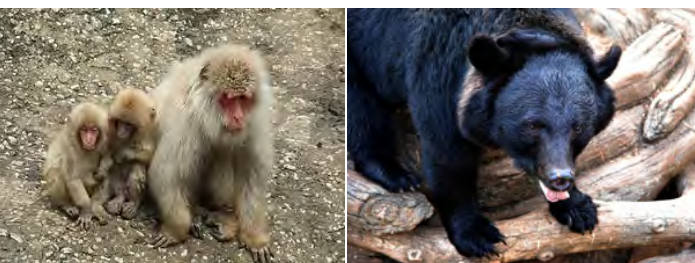
ツキノワグマは昼夜を問わず活動しますが、特に朝夕の薄暗い時間帯に盛んに活動しています。レジャーや作業、山菜・キノコ狩りなどで山林内に立ち入られる際は、十分に注意して行動してください。クマによる被害を防ぐ最大のポイントは“クマに遭わないこと”です。山際の耕地や道路、森林内では十分気を付けていただき、クマとの遭遇を未然に防ぎましょう。

### \*クマに出会わないようにするために

- ・朝夕はクマの活動が活発になることから、散歩等での森林内への立入りや林縁部(森林の周辺部)への外出、山際の農地作業はなるべく避けましょう。
- ・鈴や笛を鳴らしたり、ラジオをつけるようにして周囲の状況に気を配りましょう。
- ・養蜂の飼養、早生の果樹類や飼料作物(特にトウモロコシ)などの被害されやすい農作物の生産に当たっては、電気柵などを設置する等の対策が必要です。
- ・生ごみや放置された農作物・果樹等は誘引源となります。適切な処分・埋設等をお願いします。

### \*子連れのクマに注意してください

小グマを連れてくる母グマは非常に神経質になっています。子グマを見かけても、近くには必ず母グマがいるので、絶対に近づかないようにしましょう。



## ◇サルの被害を防いでいくために

近年、町内のニホンザルの出没頻度は増加傾向にあります。ニホンザルは農作物を荒らしたりする有害鳥獣ですが、森の生態系の重要な一員です。特徴をよく知り、サルの近寄らないよう工夫するなど、うまく「棲み分け」ていくことが大切です。

### \*生態・身体能力

- ・群れを形成し、ほぼ決まった範囲内を移動します。群れ単位でのナワバリ意識はありますが、個々のナワバリは持ちません。
- ・五感は人間とほぼ同じ。そのため多くの情報は目で集めており、主に活動するのは日中です。
- ・サルは賢いと言われますが、良いのは「記憶力」です。おいしいエサの場所・出会っても怖くない人はすぐに覚えます。しかし、サル同士協力して作業をすることはできません。
- ・雑食性で主に昆虫・野菜・きのこ類を食べます。一旦味を覚えると固執するため、農地を餌場と認識するとしつこくやってきます。

### \*サルを集落に近寄せないために

- ・生ごみ、残飯、廃果等はすぐ片付け、お墓へのお供え物は持ち帰りましょう。また、利用しない柿や栗は出来る限り伐りましょう。未利用果樹の伐採要望がありましたら、ご相談ください。
- ・サルの特性に合わせた防護柵で農地を守り、収穫した作物はサルに見つからないようにしましょう。またサルがあまり好まない作物(えごま等)を農地の外周に植えることも効果的とされています。
- ・集落内、集落と山林の境のやぶは刈り払い、逃げ隠れ場所になっている立木はできるだけ伐りましょう。

## ◇関連のある補助制度

### \*有害鳥獣被害防止対策事業補助金

### \*狩猟免許取得補助金

※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。

## ●遊休荒廃地対策について

上松町では、農業振興及び遊休荒廃地対策、獣害対策などを目的とし、特産品である「えごま」を地域のコア資源と位置付け、えごまの生産拡大を推進しています。

えごまは、比較的養分の乏しい土地でも問題なく育ち、えごま特有の匂いをサルやいのししが嫌うことから獣害に遭いにくい作物と言われています。

上松町内でえごまを生産し、上松町特産品開発センターへ出荷した場合に奨励金を交付します。

### \*上松町えごま生産奨励金

※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。

# 上松町の補助制度一覧 (R8.4時点)


上松町で実施している各補助制度の概要です。  
各制度の詳細・申請につきましては、各担当までお問合せ下さい。

※掲載されている内容のほか、細かな支給要件や定められた申請期間、また予算の限りがある場合があります。  
要件に該当するか等、申請前に必ず各担当へご確認ください。

## 移住やUターンをお考えの方へ

制度名	対象者	事業内容 【申請方法】	担当係									
上松町 (UJターン) 就業・創業移住 支援事業補助金	<p>(A) と (B) を満たしている方</p> <p>(A) 移住に関する要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通算5年以上、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・愛知県・大阪府に在住し、かつ就労及び大学等への通学期間(就労+通学の合算期間)が5年以上であること。</li> <li>・当支援金の申請日から5年以上、上松町に居住する意思を有すること。</li> </ul> <p>(B) 就業に関する要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「一般」コース</li> <li>・長野県の「移住支援金対象求人サイト(マッチングサイト)」に掲載されている企業に新規雇用として就業すること。</li> <li>・当該企業に5年以上勤務する意思を有すること。</li> <li>○「関係人口コース」</li> <li>・上松町より関係人口として認定を受けていること(認定要件:「過去に上松町に住んでいた」「上松の学校に通学していた」「上松町にふるさと納税をしたことがある」等)</li> <li>・本社か本店が長野県内にある企業に新規雇用として就業すること(官公庁やみなし大企業等をのぞく)。</li> <li>・当該企業に5年以上勤務する意思を有すること。</li> </ul> <p>※ほか各種条件・コースあり</p>	<p>対象者へ支援金を交付</p> <p>単身世帯: 60 万円</p> <p>2人以上世帯: 100 万円</p> <p>また、18歳未満のお子さんがいる場合、一人につき 100 万円を加算(上限3人分まで)</p> <p>【「上松町に転入」+「該当する企業に就職してから3か月経過」⇒申請】</p> <p>※支給要件が複雑なため事前相談をおすすめしています。</p>	<p>※予算に限りがあります 必ず事前協議を行ってください</p> 									
上松町おかえり 支援金	<p>(A) のいずれかを満たし (B) の全てを満たしている方</p> <p>(A)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□過去に上松町に住民票があった。</li> <li>□上松町外にある大学、短大、専門学校(以下、大学等)に通学し、その間、住民票を上松町から異動していなかった。</li> <li>□過去に上松町における生活実態があり、第三者等の証言等により、それを証明できる。</li> <li>□上松町民(5年以上居住している方)の3親等内の血族にあたる(例、祖父母や叔父・叔母等が上松町民)。</li> </ul> <p>(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□令和6年1月1日以降に上松町へ転入、または本町外にある大学等を卒業している。</li> <li>□上松町へ住民票を移す直前の2年以上連続して本町外に在住、または上松町外の大学等へ2年間通学していた。</li> <li>□申請日時点で39歳以下である。</li> <li>□申請日時点で上松町民となっている(住民票が上松町にある)。</li> <li>□申請日から5年以上、上松町へ定住する意思があり、確約できる。</li> <li>□「上松町(UJターン)就業・創業移住支援事業補助金」の受給対象者ではない。</li> </ul>	<p>申請者に対して下記の額を支給 【転入日または大学等の卒業日から6カ月以内に申請】</p> <p>現金 20万円 商品券 5万円分</p>	<p>地域振興係 0264-52-4804 役場窓口8番</p>									
上松町奨学金 返済支援補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>□大学院、大学、短大、専門学校の在学中に奨学金の貸付を受けていた。</li> <li>□令和6年4月1日以降から奨学金の返済を開始し、申請者本人が申請日時点で遅延なく返済を行っている。</li> <li>□1回目の申請日時点で35歳以下である。</li> <li>□申請日時点で上松町民となっている</li> <li>□申請日から5年以上、上松町へ定住する意思があり、確約できる。</li> <li>□令和6年3月1日以降に以下のいずれかに該当し、5年以上継続する意思がある。</li> <li>(ア)「通勤圏内※」にある事業所に就職した。(人事異動や一時的な出向等は除く)</li> <li>(イ)上松町内で起業した。</li> <li>(ウ)上松町内で第1次産業(農業・林業・漁業)を始めた。</li> <li>(エ)上松町内を生活拠点としてテレワークを開始した。</li> <li>(オ)自らの意思で移住し、上松町を生活拠点として引続き移住前の業務を行っている。</li> <li>□公務員ではない。</li> </ul> <p>※「通勤圏内」…木曾地域、松本地域、上伊那地域、南信州地域、岐阜県中津川市及び恵那市</p>	<p>年間最大20万円を補助 (1,000円未満は切捨)</p> <p>ひとりにつき5回(各年度に1回)まで申請ができるため、5年間続けて申請をした場合、最大100万円の補助を受けることができます。</p> <p>【前年度に返済した奨学金に関する資料を整え、4月~6月末の間に申請】</p>	<p>企画政策係 0264-52-4901 役場窓口7番</p>									
ウェルカム祝い金	<p>お子さん(中学生以下)連れて上松町へ転入した世帯</p>	<p>対象者へ町内で使える商品券を支給 【転入後に申請】</p> <p>転入児童</p> <table border="0"> <tr> <td>1名</td> <td>30,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>2名</td> <td>50,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>3名以上</td> <td>70,000</td> <td>円</td> </tr> </table>	1名	30,000	円	2名	50,000	円	3名以上	70,000	円	<p>子育て支援係 0264-52-4900 役場窓口6番</p>
1名	30,000	円										
2名	50,000	円										
3名以上	70,000	円										

## 住宅の新築や空き家のリフォーム・解体をお考えの方へ


制度名	対象者	事業内容	担当係
空き家片付け事業	空き家バンク登録物件の所有者または相続人	空き家バンク登録物件の <b>家財道具等の搬出及び処分、清掃</b> 等にかかる経費を補助【事前申請】 上限 <b>10</b> 万円	地域振興係 0264-52-4804 役場窓口 8番
空き家改修事業	空き家バンク登録物件の購入または賃貸の契約を締結された方  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">                     空き家バンクの登録・利用申請は、企画政策係までお問合せ下さい！                 </div> 	空き家バンク登録物件の <b>改修工事</b> にかかる経費を補助【事前申請】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・台所、浴室、便所、または洗面設備の改修</li> <li>・電気、ガスまたは上下水道設備の改修（下水道への接続工事は対象外）</li> <li>・天井、壁紙または床面仕上げ等の内装の改修</li> <li>・屋根または外壁等の外装の改修</li> </ul> 上限 <b>50</b> 万円 補助率1/2	
空き家解体事業	空き家の所有者または相続人 もしくは空き家が建っている敷地の所有者	空き家の <b>解体工事</b> にかかる経費を補助【事前申請】 <b>※解体跡地の処分計画（「駐車場にする」等）が必要</b> 上限 <b>50</b> 万円 補助率1/2	危機管理係 0264-52-4902 役場窓口 10番
既存住宅耐震補強補助金	住宅の耐震補強を実施する方	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の結果、総合評点数が1.0未満の住宅を、総合評点が0.7以上かつ工事前の総合評点数を上回る工事にかかる経費について補助【事前申請】 上限 <b>115</b> 万円	
上松町住宅リフォーム補助金	上松町内に居住、または住宅リフォーム後に町内に居住し、かつ上松町木造住宅推進協議会会員による施工を行う方	工事費の一部を助成【事前申請】 上限 <b>40</b> 万円 補助率1/10	地域振興係 0264-52-4804 役場窓口 8番
上松町木造住宅新築等補助金	上松町内に居住、または住宅建築後に町内に居住し、かつ上松町木造住宅推進協議会会員による施工を行う方	町内に住宅を新築あるいは全面改築する方に補助金を交付【事前申請】 上限 <b>50</b> 万円 床面積3.3㎡につき1万円	
上松町木造住宅新築等建築用木曽ヒノキ材提供事業	建設資材の一部に木曽ヒノキを利用して新築あるいは改築する方	上松町木造住宅新築等補助金の交付要綱による住宅に <b>木曽ヒノキ材分</b> を補助【事前申請】 上限 <b>30</b> 万円	
高齢者（ア）・障害者（イ）にやさしい住宅改良促進事業	世帯の所得税が8万円以下の世帯で、 （ア）要支援・要介護認定または身体障害者手帳1～3級の方 （イ）65歳未満の身体障害者手帳1～6級の方。（4～6級の方は独居もしくは常時介護する者がいない者）	<b>段差解消や手すりの設置等の改修</b> を行う方へ補助【事前申請】 <b>※介護保険、障害者地域生活支援事業での補助を除いた額</b> 上限 <b>70</b> 万円 補助率9/10	福祉係 0264-52-5550 役場窓口 3番

※予算に限りがあります  
必ず事前協議を行ってください


## 浄化槽の接続・設置をお考えの方へ


制度名	対象者	事業内容	担当係
浄化槽設置	浄化槽整備区域内  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">                     ※予算に限りがあります 必ず事前協議を行ってください                 </div>	浄化槽整備区域内の専用住宅に合併浄化槽を設置する経費に対して補助【事前申請】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・5人槽：332,000円</li> <li>・6～7人槽：414,000円</li> <li>・8人槽以上：548,000円</li> </ul>	上下水道係 0264-52-4803 役場窓口 9番

## 結婚をされた方へ

制度名	対象者	事業内容	担当係
上松町結婚祝金	以下の全ての要件に該当する夫婦 ・令和5年4月1日以降に入籍している ・夫婦双方が上松町の住民であり、 <b>祝金の申請をした日から5年以上、上松町に居住する意思を持ち、確約できる</b> ・町税等に滞納がない ・過去に夫婦のどちらかが、この祝金の支給を受けていない	申請のあった夫婦に対して下記の額を支給【婚姻日から6カ月以内に申請】  1組につき 現金 20万円 商品券 5万円分  	企画政策係 0264-52-4901  役場窓口 7番
上松町結婚新生活支援補助金	以下の全ての要件に該当する夫婦 ・令和5年3月1日以降に入籍している ・夫婦双方が上松町の住民であり、補助金の申請をした日から5年以上、上松町に居住する意思を持ち、確約できる ・夫婦双方が入籍日において <b>39歳以下</b> ・夫婦の <b>合計所得</b> （夫婦の奨学金年間返済額合計を控除した額）が <b>500万円未満</b> 。 ・他の公的制度による家賃補助等を受けていない ・過去に夫婦のどちらかが、この補助金を受けていない ・町税等に滞納がない ・夫婦の双方が申請年度にライフデザイン講座等の受講をしていること。 ・夫婦の双方が暴力団員でないこと。	①住居費 （婚姻を機に支払った住宅の <b>新築費用、購入費用、賃借料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料等</b> ） ②引越費用 （転居先住宅への引越しに伴い支払った <b>引越業者・運送業者への支払費用</b> ） ③リフォーム費用 （婚姻を機に住宅を <b>リフォームした工事費用</b> ） 対象期間内に支払われた①～③の合計額に対し、上限 <b>30万円</b> を補助（夫婦がともに29歳以下の場合は <b>60万円</b> ）  【入籍した年度の3月末までに申請】 ※申請前に事前相談をお願いします。	

## 妊娠、出産をひかえている方・子育てをされている世帯の方へ

制度名	対象者	事業内容	担当係
不妊治療助成事業	以下のすべてに該当する夫婦 ・不妊治療を実施している方（詳しくはご相談ください） ・夫婦とも上松町に1年以上住所がある方	左記の条件に該当する夫婦に対して助成【事前申請】  年30万円まで（自己負担の1/2以内）	保健衛生係 0264-52-2825  役場窓口 3番
妊婦健診・産後健診・新生児聴力検査助成事業	妊婦・産婦・新生児 	妊娠中の健康診査、産後の健康診査及び新生児聴力検査の助成【事前申請】  妊婦健診 14回      超音波検診 4回 産婦健診 2回      新生児聴力検査 1回	
遠方の分娩施設への交通費及び宿泊費支援事業	住所地（里帰り先）から最も近い分娩施設が30分以上等の妊婦	遠方の分娩施設で出産される妊婦へ交通費の助成と宿泊費の助成 宿泊費は家族等の同泊宿泊代も1名分補助 【詳しくは母子手帳発行時にご説明します。申請必要】	
遠方の産科医療機関での妊婦健診の交通費支援事業	住所地（里帰り先）から最も近い妊婦健診実施産科医療機関が60分以上等の妊婦	遠方の産科医療機関で妊婦健診をされる妊婦へ交通費の助成 【詳しくは母子手帳発行時にご説明します。申請必要】	
RSウイルス感染症に対する母子免疫ワクチン定期接種	妊娠28週～36週の妊婦（該当者には係よりお知らせします）	予防接種をした方へ全額助成【全額助成】	
妊婦のための給付事業	妊婦	伴走型相談支援とともに妊婦のための給付金を給付【事前申請】  妊娠届出時の面接後 5万円 新生児訪問等の面接後 5万円×こどもの人数	

<p>出産祝い金 給付事業</p>	<p>6か月以上、上松町に居住している親から誕生した赤ちゃん</p>	<p>赤ちゃんの誕生を祝うため、祝い金と上松町商品券を給付【赤ちゃんの出生後に申請】 現金 1児 10万円 商品券 第1子：3万円分 第2子：5万円分 第3子以上：7万円分</p>	<p>保健衛生係 0264-52-2825 役場窓口 3番</p>
<p>ハローウッド事業</p>	<p>出生した子ども</p>	<p>出生した子どもへの祝い品（5000円相当の<b>木工製品</b>）の贈呈【赤ちゃんの出生後に申請】</p>	<p>子育て支援係 0264-52-4900 役場窓口 6番</p>
<p>チャイルドシート 購入助成金</p>	<p>子育て世代の内6歳未満のお子さんの為に新しくチャイルドシートを購入した世帯</p>	<p>新規のチャイルドシートの購入の費用についての補助 6歳未満のお子さん1人1回【事前申請】 上限 1万円</p>	<p>子育て支援センター 0264-52-2649</p>
<p>福祉医療費 給付事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>0歳から18歳到達の年度末までの子ども（所得制限なし）</li> <li>ひとり親世帯の方（所得制限あり）</li> </ul>	<p>該当する方がかかった<b>医療費について全額助成</b>（保険対象外の費用は除く）</p>	<p>福祉係 0264-52-5550 役場窓口 3番</p>
<p>在宅育児世帯 応援給付金</p>	<p>満1歳から満3歳に達する年度までの幼児を家庭で子育てする世帯（保育所を利用していない世帯）</p>	<p>子育て環境の充実を目的として、保育所を利用していない世帯へ給付金を支給【事前申請】 1か月 1万円</p>	<p>保健衛生係 0264-52-2825 役場窓口 3番</p>
<p>子育て支援センター 一時預かり無料券支給</p>	<p>生後7ヵ月から3歳までの乳幼児を家庭で子育てしている世帯（保育所・職場の託児所を利用していない世帯）</p>	<p>子育て支援センターの一時預かり※の無料券（1時間200円分）を1人のお子さんに対し8枚（各年度に1回）支給 【利用希望日の3日前までに申込】 ※一時預かりの金額 1歳未満：1時間400円 1歳以上：1時間200円</p>	<p>子育て支援センター 0264-52-2649</p>
<p>保育料3歳未満児 無償化</p>	<p>保育園児の保護者</p> 	<p><b>3歳未満児にかかる保育料の徴収を行わない</b> 【申請不要】 全額公費負担</p>	<p>子育て支援係 0264-52-4900 役場窓口 6番</p>
<p>保育料3歳児以上 無償化（国制度）</p>		<p>国の制度に沿って保育料の徴収を行わない【申請不要】 全額公費負担</p>	
<p>保育園給食費 無償化</p>		<p>学校給食に係る調理、加工費及び材料代の徴収を行わない【申請不要】 全額公費負担</p>	
<p>こども誰でも通園 制度</p>	<p>6か月から満3歳未満の未就園児</p>	<p>親の就労要件を問わず6か月から満3歳未満の未就園児が月10時間まで保育施設を利用できる新制度です。</p>	

就学祝い金	小学校・中学校に入学するお子さんの保護者	小学校・中学校に入学するお子さんの保護者に、町で使える商品券を支給 【教育委員会から配布する様式により申請】 小学校入学 1万円分商品券 中学校入学 3万円分商品券	総務教育係 0264-52-4900 役場窓口 6番
要保護及び準要保護児童生徒就学援助費補助	小学生、中学生の保護者 	経済的な理由により就学が困難と認められる保護者に対して就学援助費を支給【事前申請】 学用品、通学用品、修学旅行費、PTA会費等	
遠距離通学児童生徒通学費補助		公共交通機関が利用できず遠距離通学を行っている小学生、中学生の保護者【事前申請】 距離×日数×通学相当燃料代	
小学校・中学校給食費無償化		学校給食に係る調理、加工費及び材料代の徴収を行わない 【申請不要】 全額公費負担	
夢チャレンジ支援事業(短期留学補助)	中学生または高校生の保護者	海外への語学研修等を行う中学生または高校生の費用の一部を支援【事前申請】 限度額10万円 補助率1/2以内	
中学校英語等検定料補助	中学生	中学生の英語、数学、漢字検定の検定料の助成 検定料の全額を公費負担	
高校生通学費等助成事業	高校生の保護者	経済的支援として、高校生の通学定期代等の助成を行う 通学定期代等の1/2 上限45,000円	
私立高等学校等生徒奨学補助	私立学校に在籍の生徒の保護者	私立学校等に在学する生徒の奨学と保護者の負担の軽減のため補助を行う 生徒1人につき年額2万円	
奨学金制度	高校生、大学生等	就学の支援として奨学金の貸付を行う 貸付額 高校生 月額2万円 大学生等 月額3万円 入学一時金	

## お子さんの予防接種を受けられる方へ

制度名	対象者	事業内容	担当係
小児予防接種助成事業 【ロタウイルス、B型肝炎、小児肺炎球菌、5種混合、ヒブ、不活化ポリオワクチン、BCG、日本脳炎、麻疹・風疹混合、麻疹、風疹、二種混合(DT)、子宮頸がん】	各該当の年齢に達したお子さん(該当時期になりましたら係よりお知らせいたします)	予防接種をした方へ全額助成【申請不要】	保健衛生係 0264-52-2825 役場窓口 3番
小児インフルエンザ	6か月～18歳(高校3年生に該当する学年)	1回1,000円助成(満15歳または満18歳の方は2,000円)【申請必要】	

## 人間ドックや各種健診を受けられる方へ

制度名	対象者	事業内容	担当係
人間ドック助成事業	国民健康保険被保険者のうち35歳以上の方と後期高齢者医療被保険者の方	人間ドックとがん検診の受診にかかる費用を助成(町が実施する特定健診と人間ドック等を重複して受けた方は、人間ドック助成金から特定健診分を控除) 人間ドックと脳ドックとがん検診(肺、大腸、胃、膵臓)の基本部分について7割を助成 上限：1日ドック30,000円 2日ドック45,000円 脳ドック25,000円 がん検診20,000円 ※同時に2種類の場合30,000円 併用不可 1日ドック、2日ドック、脳ドック、がん検診のいずれかを年度内に1回助成【事前申請】	厚生係 0264-52-4802 役場窓口 2番
国保特定健診	国民健康保険被保険者のうち40歳～74歳の方	特定健診の受診にかかる費用を全額助成【健診予約された方に適用】	保健衛生係 0264-52-2825 役場窓口 3番
ヘルスケア健診	20歳～40歳未満の方で、職場や病院等で健康診断を受ける機会のない方		
後期高齢者健診	後期高齢者医療被保険者の方	後期高齢者健診の受診に係る費用を全額助成【健診予約された方に適用】	福祉係 0264-52-5550 役場窓口 3番

前立腺がん検診	50歳以上の男性	集団健診を受診した方へ自己負担分（500円）以外を助成 1人当たり1,760円 【健診予約された方に適用】	保健衛生係 0264-52-2825 役場窓口 3番
C型肝炎ウイルス検査	20歳以上で今までに肝炎ウイルス検査を受けていない方	集団検診を受診した方へ全額助成 1人当たり1,980円 【健診予約された方に適用】	
胃がん検診	50～74歳の方	集団検診を受診した方へ自己負担（1,000円）以外を助成 【検診アンケート記入者に適用】	
	年内に50、60歳になる方 （節目検診対象者）	集団検診を受診した方へ全額助成 【申請不要】	
大腸がん検診	40歳以上の方	集団検診を受診した方へ自己負担（500円）以外を助成 【検診アンケート記入者に適用】	保健衛生係 0264-52-2825 役場窓口 3番
	年度内に41、51、61歳になる方 （節目検診対象者）	集団検診を受診した方へ全額助成 【申請不要】	
乳がん検診 （超音波エコー検査）	30～74歳の女性	集団検診を受診した方へ自己負担（1,000円）以外を助成 【検診アンケート記入者に適用】	
乳がん検診 （マンモグラフィ検査）	40～74歳の女性	集団検診を受診した方へ自己負担（2,000円）以外を助成 【検診アンケート記入者に適用】	
	年内に41、51、61歳になる女性 （節目検診対象者）	集団検診または個別検診を受診した方へ全額助成 【申請不要】	
子宮頸がん検査	20～74歳の女性	集団検診を受診した方へ自己負担（1,000円）以外を助成 【検診アンケート記入者に適用】	
	年度内に21、31、41歳になる女性 （節目検診対象者）	集団検診または個別検診を受診した方へ全額助成 【申請不要】	
胸部ラセンCT検診	40歳以上の方	集団検診を受診した方へ自己負担（2,000円）以外を助成 【検診予約された方に適用】	
	年度内に40、50、60歳になる方 （節目検診対象者）	集団検診を受診した方へ全額助成 【検診予約された方に適用】	
結核検診	65歳以上の方	集団検診を受診した方へ全額助成 【申請不要】	
アピアランスケア助成	がん患者の内、医療用補正具等を購入した方	補正器具等にかかる費用に対して助成 一回2万円まで（自己負担の1/2以内） 【購入後申請】	


## 高齢者福祉

制度名	対象者	事業内容	担当係
高齢者 インフルエンザ助成	①65歳以上の方でインフルエンザ予防接種の希望者 ②75歳以上の方で高容量インフルエンザ予防接種の希望者	インフルエンザ予防接種をした場合 ①2,000円の助成を行う。 ②5,000円の助成を行う。 (①②とも生活保護の場合は全額助成を行う) 【原則申請不要】	保健衛生係 0264-52-2825 役場窓口 3番
高齢者肺炎球菌 予防接種助成	当年度65歳の方	高齢者肺炎球菌予防接種をした場合5,000円の助成を行う(生涯1回)【申請不要】	
带状疱疹 予防接種助成(定期 接種)	当年度65・70・75・80・85・90・95 歳・100歳の方	带状疱疹予防接種をした場合以下の助成を行う。 乾燥弱毒生水痘ワクチン 1回限り 4,000円 乾燥組換え带状疱疹ワクチン 2回限り 10,000円 【申請不要】	
带状疱疹 予防接種助成(任意 接種)	50歳以上の方で带状疱疹予防接種の希望者 (定期接種以外の方)	带状疱疹予防接種をした場合以下の助成を行う。 乾燥弱毒生水痘ワクチン 1回限り 3,000円 乾燥組換え带状疱疹ワクチン 2回限り 6,000円 【要申請】	保健衛生係 0264-52-2825 役場窓口 3番
新型コロナワクチン 予防接種助成	65歳以上の方で新型コロナワクチン予防接種の希望者	新型コロナワクチン予防接種をした場合5,000円の助成を行う【申請不要】	
特殊詐欺、迷惑電話 対策電話機購入補助	65歳以上のみで構成される高齢者の世帯	特殊詐欺、迷惑電話対策の機能を有する装置の購入費について助成【要申請】  購入費の1/2を補助 上限6,000円	
介護機器 購入費助成	概ね65歳以上の高齢者で介護機器を必要とする者。ただし、購入品の一部については所得制限があります。	介護保険で対応していない福祉機器の貸与や購入費について貸与または、購入費について助成【要申請】  貸与品：・吸引器、見守り機器等 購入費：・自動消火器、火災警報装置、福祉電話、発電機、蓄電器(人工呼吸器、痰吸引器等の電気福祉機器ご利用の方)、パルスオキシメーター等 貸与・購入費の8割を助成	福祉係 0264-52-5550 役場窓口 3番
高齢者補聴器 購入費助成事業	概ね65歳以上の高齢者で以下の全てに該当する方 ①聴覚障害の身体障害者手帳を所持していない方 ②耳鼻咽喉科の医師により、聴力低下のため日常生活に支障があり、補聴器の使用が必要であると証明された方 ③両耳聴カレバベルが40デシベル以上70デシベル未満である方	助成を受けるためには医師の証明等が必要です。購入前に福祉係へご連絡下さい。 上限 30,000円 (購入費が3万円以内の場合は購入額を助成)	
介護用品支給事業	在宅で要介護4以上の方を介護する介護者 (要介護者の介護保険料段階が1～5段階の方)	紙おむつ、パットの購入費を助成 【要申請】 上限 年60,000円(月額5,000円)	
居宅介護住宅改修 (介護保険)	要介護・要支援の認定を受けた方	生活環境を整えるための住宅改修について受託改修費を支給(手すりの設置、段差解消、便座の取替等)【要申請】 上限20万円 費用の7割～9割を助成 ※介護保険所得割合に応じて変わります	福祉係 0264-52-5550 (包括支援センター) 役場窓口 3番
福祉用具 購入費助成 (介護保険)	要介護・要支援の認定を受けた方	福祉用具の購入費について助成(ポータブルトイレ、入浴補助用具、移動用リフトなど)【要申請】 上限年間10万円 費用の7割～9割を助成 ※介護保険所得割合に応じて変わります	


## 障がい者福祉

制度名	対象者	事業内容	担当係
福祉医療費 給付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者手帳1～3級の方</li> <li>・療育手帳の所持者</li> <li>・精神障がい者手帳所持者</li> <li>・65歳以上の国民年金別表該当者 (各手帳の級により所得制限あり)</li> </ul>	該当する方がかかった医療費について全額助成（保険対象外の費用は除く）	
軽度・中等度難聴 児補聴器購入費 助成事業	次のいずれにも該当する者 ・県内に在住する18歳未満の軽度・中等度難聴児 ・聴力レベルが身体障害者手帳の交付対象外であること ・一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が指定した県内に所在する精密聴力検査機関の専門医により補聴器の装用が必要であると診断されていること	補聴器及びそれに付随する電池やイヤーマールドなどの購入費を助成【要申請】 以下に定める基準額又は、補聴器の購入にかかった費用のいずれか低い額の3分の2の額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽度・中等度等難聴用耳かけ型補聴器：46,400円</li> <li>・骨導式ポケット型補聴器：74,100円</li> <li>・骨導式眼鏡型補聴器：126,900円</li> </ul>	福祉係 0264-52-5550 役場窓口 3番
障害者自動車運転免許取得及び自動車改造費の助成	障害手帳所持者	自動車運転免許の取得にかかる費用、自動車運転するために必要な自動車の改造に要する経費を助成【要申請】 10万円を限度に助成	
補装具の給付	障がい者や難病の方を対象（ただし、障害の種別や程度によって、給付できる用具が異なります。）65歳以上の方で介護保険の給付対象となる用具については対象となりません。	装着することにより失われた身体の一部、あるいは機能を補完する補装具の購入等について給付【要申請】 (補聴器、車いす、遮光レンズ、上下肢装具等)	福祉係 0264-52-5550 役場窓口 3番
障害者日常生活用具給付事業	重度障がい者や難病の方を対象（ただし、障害の種別や程度によって、給付できる用具が異なります。）65歳以上の方で介護保険の給付対象となる用具については対象となりません。	日常生活の便宜や自立支援に資する日常生活用具の給付または貸与【要申請】 (ストーマ装具、携帯用会話補助装置、杖、移動用リフト、視覚障害者用文書読み上げ装置等)	福祉係 0264-52-5550 役場窓口 3番


## 交 通

制度名	対象者	事業内容	担当係
上松町 コミュニティバス 減免利用乗車証	<ul style="list-style-type: none"> <li>要支援、要介護認定を受けている方及びその介護者</li> <li>身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの方及びその介護者</li> <li>生活保護法の規定による生活保護を受けている方</li> </ul>	上松町コミュニティバスを利用した際、「減免利用乗車証」の交付により乗車料金が半額減免となります。【要申請】  ※希望される方は、ご本人のみ顔写真（縦3.5cm、横2.5cm）が必要。	生活環境係 0264-52-4802  役場窓口 2番
コミュニティ交通 タクシー利用補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>75歳以上の者</li> <li>70歳以上で自動車運転免許を保有しない者</li> <li>指定の地域に居住し運転免許を所有しない者または自動車を所有しない者または運転頻度の少ない者</li> </ul>	タクシーを利用した際、ポイントカードに運賃総額を200で除した数（端数切捨て）のスタンプを押印し、スタンプが15ポイントに達したら650円分のタクシー乗車券として利用できる。（おんたけタクシー、木曾交通）【要申請】  カード1枚につき650円（発行上限なし）	  福祉係 0264-52-5550  役場窓口 3番
高齢者等交通費 の助成事業	生活保護世帯、身体障害者手帳1～3級所持者、65歳以上の高齢者で外出時にバスの利用が困難な者、バス停まで徒歩で行くことができない者	下肢等が不自由な左記の者にタクシー券を助成することで、外出の機会を提供する。【要申請】 1枚650円の助成券を一人につき年間36枚まで給付	福祉係 0264-52-5550  役場窓口 3番
上松町運転免許証 自主返納支援事業	上松町に住民票を有し、平成18年4月1日以降に運転免許証を自主返納された方  ※令和5年4月10日以降に自主返納された方は、返納した日、または運転経歴証明書取得日から1年以内に申請が必要です。	タクシー券13,000円分（650円券20枚）またはe-カエルポイント13,000P  ※ 1人1回限り	危機管理係 0264-52-4902  役場窓口 10番

## 環境衛生・再生可能エネルギー

制度名	対象者	事業内容	担当係
上松町猫繁殖制限 手術補助金	町内に住所を有する個人で、本補助金と類似した助成制度を利用していない者	猫の不妊・去勢手術費用について補助【事前申請】  不妊手術1匹につき12,000円、去勢手術1匹につき6,000円。ただし、手術費用がこれに満たない場合は費用の額とする。	  生活環境係 0264-52-4802  役場窓口 2番
上松町太陽光 発電システム等 設置補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内に住所を有する方又は、自らが居住するための町内の住宅（住宅に事務所、店舗等の用途を兼ねるものを含む）を対象システムを設置しようとする方</li> <li>町税等の滞納のない方</li> <li>年度内に太陽光発電システム等の設置を完了することができる方</li> </ul>	太陽光発電システム、蓄電池システムの設置費用の補助【事前申請】  ・太陽光発電システム （太陽光発電システムの設置に必要な経費） 太陽電池モジュールの最大出力1kW当たり 50,000円 補助上限額 200,000円  ・蓄電池システム （蓄電池システムの設置に必要な経費） 蓄電池システムの蓄電池容量1kWh当たり 10,000円 補助上限額 100,000円	生活環境係 0264-52-4802  役場窓口 2番

## 農林・畜産

制度名	対象者	事業内容	担当係
有害鳥獣被害防止 対策事業補助金	町内に住所を有する者 （一つの区域において2名以上が共同で事業を行う場合は代表者）	サル、イノシシ、クマ等有害鳥獣対策として設置する施設（電柵等）に要する経費を補助【事前申請】  1名 資材費の5/10 上限50,000円/年 共同 資材費の6/10 上限50,000円/年	林業振興係 0264-52-4804  役場窓口 8番
狩猟免許 取得補助金	町内に住所を有する者 （免許取得後は上松猟友会に入会し、町内の有害鳥獣捕獲に従事することができる者に限る）	狩猟免許受験手数料、初心者狩猟免許試験講習会テキスト代を補助【事前申請】  受験5,200円（既得又は銃免許所有者3,900円） 講習3,300円 ※受験料等に変更があればその額を補助	  林業振興係 0264-52-4804  役場窓口 8番
えごま生産奨励金	町内に住所を有する個人（共同生産の場合は代表者）又は団体	町内で生産し上松町特産品開発センターへ出荷したえごまに対し補助（開発センター買取額に上乗せ補助）【事前申請】  1kgあたり800円	農業振興係 0264-52-4804  役場窓口 8番

**\*消防団\***

消防団は、「消防組織法」にもとづいて自治体に編成することが義務付けられています。地域住民の生命・財産を守るため、市町村長を管理者として地域住民によって組織されています。有事の出動だけでなく、日常から防犯防災活動を実施しています。

国全体の管轄は総務省の消防庁。木曾エリアでは、木曾広域消防署が設置されています。

上松町の消防団は、平成20年度から全4分団編成になりました。団本部が上松町役場にあり活動しています。団員は男性だけでなく女性も所属し、男性団員では気付かないような心配りで活躍しています。

活動は現役団員に限りません。元消防団員だった町民が、近くの消火栓で火災被害を最小限に食い止めた事例もありました。日ごろの訓練で機器の使い方に慣熟していたため、出火直後に消火できたのです。消防退団者の多くは、町連合防火会や防犯指導員に所属して消防団の経験を活かしています。

**\*上松町消防団の主な活動\***

- 有事の消火活動、不明者捜索、救急救命(AED、心臓マッサージなど)
- 消火訓練(操法大会訓練、機器操作講習など)、救急救命講習
- 保育園・小学校・福祉施設等の避難訓練の誘導、指導
- 地域防災訓練の指導(消火栓、消火器の操作説明や実演)
- 防火点検・指導(灯油タンクやボイラー、消火器など)、夜警巡回
- 町内各地の水利の点検と把握、管理(防火タンク、消火栓、河川などの自然水利)
- 防火・防災の啓蒙活動

火気の取扱いが増える12月～3月は、毎月2回防火デーを設けて夜間巡回します。

消防団員は随時募集しています。興味のある方はお気軽にご連絡ください。

消防に関する連絡先	電話番号
木曾広域消防本部(火災、救急救命)	0264-24-3119
上松町消防団(上松町危機管理課危機管理係)	0264-52-2001 (役場代表) 0264-52-4902 (課直通)
第1分団(非常駐・主に駅前周辺から町北部を担当)	0264-52-4442
第2分団(非常駐・主に見帰、寝覚地域から町南部を担当)	0264-52-3999 (第1部寝覚) 0264-52-4359 (第2部下河原)
第3分団(非常駐・主に栄町地区から町東部を担当)	0264-52-3987
第4分団(非常駐・主に木曾川右岸から町西部を担当)	0264-52-4591



**\*非常持ち出し品の備えが大切です\***

非難するときに持ち出す最小限の必需品。男性で15kg、女性で10kg程度を目安にリュックなどの持ちやすい状態で準備しておきましょう。

## ◆指定避難所◆

	施設名	所在地	電話番号	対応する災害種別	収容人数
1	上松町ひのきの里総合文化センター	上松159-8	52-2736	洪水・土砂・地震	250人
2	上松町公民館	小川1706	52-2111	洪水・土砂・地震	100人
3	上松小学校体育館	緑町2-1696付近	52-2002	洪水・土砂・地震	200人
4	上松町社会体育館	小川1706	52-2111	洪水・土砂・地震	250人
5	上松中学校体育館	上松1757-1	52-2135	洪水・土砂・地震	250人

## ◆指定緊急避難場所◆

	施設名	所在地	電話番号	対応する災害種別
1	北上条公民館	上松1355		洪水・土砂
2	棧グリーンパーク	上松1302-154付近		洪水・土砂・地震
3	池島住宅集会所	上松1537		洪水・土砂・地震
4	南上条集会所	上松1619-1		洪水・地震
5	旭町集会所	上松188-51		洪水・地震
6	関西電力社宅前広場	上松188付近		洪水・地震
7	旧鬼淵橋左岸付近	上松188-24付近		洪水・土砂・地震
8	下旭町公園	旭町14付近		洪水・地震
9	丸山 月極駐車場	旭町10-3付近		洪水・地震
10	上松陸送トラック駐車場	正島町1-384-2付近		洪水・地震
11	木曾森林管理署公務員宿舎 パーキング	上松188-83付近		洪水・地震
12	小脇団地入口水道施設横空き地	小川108-2付近		洪水・土砂・地震
13	山田印刷横駐車場	本町通り2-19-1付近		洪水・土砂・地震
14	駅前ふれあい広場	上松159付近		洪水・土砂・地震
15	上松小学校給食センター前	緑町2-1696付近		洪水・土砂・地震
16	上松小学校校庭南側	上松709		洪水・土砂・地震
17	上松保育園園庭	緑町		洪水・土砂・地震

◆指定緊急避難場所◆

	施設名	所在地	電話番号	対応する災害種別
18	東奥農業生活改善センター	小川683-1		洪水・土砂・地震
19	高山林業後継者研修センター	小川320-イ		洪水・地震
20	上松町公民館駐車場	小川1706		洪水・土砂・地震
21	東里生活改善センター	小川1362	52-2861	洪水・土砂・地震
22	東小川生活改善センター	小川880-2	52-2763	洪水・地震
23	野口住宅3・4号棟前駐車場	小川1347-2付近		洪水・地震
24	近所住宅E棟横町道	小川1399付近		洪水・土砂・地震
25	近所住宅集会所	小川1388		洪水・地震
26	島防災コミュニティセンター	小川3197-1	52-4591	地震
27	よろまいか駐車場	小川3518付近		洪水・土砂・地震
28	織田工房付近空き地	小川3571-1付近		洪水・土砂・地震
29	林の平分譲地付近空き地	小川3751-2		洪水・地震
30	藤久保 久保久二宅	小川5613		洪水・土砂・地震
31	ふるさと農園管理センター	小川5538付近		洪水・土砂・地震
32	西中生活改善センター	小川4135	52-5006	洪水・地震
33	出荷米調整センター	小川4230-238付近		洪水・土砂・地震
34	大畑地籍 あずまや	小川5304-1付近		洪水・土砂・地震
35	ギャラリー蝸牛付近	小川5082付近		洪水・土砂・地震
36	台生活改善センター	小川5996		洪水・土砂・地震
37	西奥生活改善センター	小川4709-1	52-5270	洪水・地震
38	見帰集会所	小川2245-9		洪水・地震
39	日通跡地役場倉庫駐車場	小川2007付近		洪水・土砂・地震
40	山一建設駐車場	小川2278-1付近		洪水・地震
41	上松中学校校庭	上松1757-1		洪水・地震
42	グループホームうらしま	小川2377-2		洪水・地震

◆指定緊急避難場所◆

	施設名	所在地	電話番号	対応する災害種別
43	たせや駐車場	上松2398-1付近		洪水・土砂・地震
44	フードセンターしょうきち駐車場	上松1734-1		洪水・土砂・地震
45	上松町消防団第2分団	小川2421-1	52-3999	洪水・土砂・地震
46	県営住宅ねざめ団地駐車場	上松1770-12付近		洪水・土砂・地震
47	ねざめ団地集会所	上松1776-1		洪水・土砂・地震
48	松原住宅入口三叉路	上松1844-3付近		洪水・土砂・地震
49	寢覚公民館	小川1748	52-3220	洪水・土砂・地震
50	田代集会所	小川2439-1		洪水・土砂・地震
51	吉野生活改善センター	荻原3076-1	52-5454	洪水・土砂・地震
52	吉野生活改善センター前広場	荻原3574付近		洪水・土砂・地震
53	熊野神社	荻原2836-口付近		洪水・土砂・地震
54	小野集会所	荻原2335	52-4910	洪水・土砂・地震
55	旧老人ホーム木曾寮駐車場	荻原2409-2付近		洪水・土砂・地震
56	荻原集会所	荻原2033	52-5153	洪水・地震
57	東野生活改善センター	荻原1846		洪水・土砂・地震
58	上松荘体育館	荻原1460	52-2298	地震
59	下河原運動場	荻原1520付近		土砂・地震
60	旧荻原小学校体育館	荻原1212-2		洪水・土砂・地震
61	木曾ねざめ学園駐車場	荻原1213-3付近		洪水・土砂・地震
62	ふれあい交流広場おぎ	荻原1212-2		洪水・土砂・地震
63	立町集会所	荻原1120-1		洪水・土砂・地震
64	右岸道路取付道路広場	荻原3333-9付近		洪水・土砂・地震
65	澤木義男宅横広場	荻原769付近		洪水・土砂・地震
66	旧ドライブイン木曾駐車場	荻原391-5		洪水・土砂・地震
67	倉本新田三叉路付近	荻原567-7		洪水・土砂・地震
68	旧サークルK駐車場	荻原234-2付近		洪水・土砂・地震
69	倉本集会所	荻原391-1	52-5400	洪水・土砂・地震

# わが家の防災メモ

## 家族などの連絡先

家族などの名前	連絡先(職場・学校など)	携帯電話の番号	生年月日	血液型	メモ

### 災害時の「声の伝言板」 災害用伝言ダイヤル

# [171]

一般加入電話、公衆電話、  
携帯電話、PHS(一般事業者を除く)  
からご利用になれます。

※[171] をダイヤルするとガイダンス(操作説明の音声)が流れます。その指示に従って電話を操作していただければ、簡単に録音・再生が出来ます。  
※録音の要点:氏名、健康状態、家族の安否、避難先など

伝言を  
**録音**  
する場合

伝言を  
**再生**  
する場合

**171**  
をダイヤル

**1**  
をダイヤル

**2**  
をダイヤル

連絡をとりたい  
被災地の方の電話番号を  
市外局番からダイヤル  
0000-△△-XXXX

伝言を  
お話しください

伝言を  
お聞きください

## 備蓄品(非常時持出品)のチェック表

### 非常持出品

避難する時に持ち出す最小限の必需品。

男性で15kg、女性で10kg程度を目安にリュック等の持ちやすい状態で準備しておきましょう。

**非常持出品**

- リュックサック
- 携帯ラジオ
- 懐中電灯
- 現金
- 乾電池
- 免許証
- 保険証
- 預貯金通帳、印かん

**非常食品**

- カンパン・缶詰
- 栄養食品
- 離乳食
- ドライフーズ
- 粉ミルク
- 飲料水
- レトルト食品

**その他の生活用品**

- 衣類
- ティッシュペーパー
- 軍手・タオル
- ビニール袋
- ウェットティッシュ
- 雨具
- ライター
- 生理用品
- おむつ
- 缶切り、栓抜き
- プラスチックか紙の皿、コップ、わりばし
- ヘルメット・帽子

**応急薬品**

- 包帯
- ばんそうこう
- 目薬
- 鎮静剤、解熱剤
- 傷薬、胃腸薬
- 消毒薬
- 常備薬

リュックサック	カンパン・缶詰(3日分)	包帯	下着・上着・靴下等	おむつ
携帯ラジオ	栄養食品(3日分)	ばんそうこう	ティッシュペーパー	缶切り、栓抜き
懐中電灯	離乳食	目薬	軍手、タオル	プラスチックか紙の皿、コップ
現金	粉ミルク	鎮静剤、解熱剤	雨具	わりばし
乾電池	ドライフーズ(3日分)	傷薬、胃腸薬	ビニール袋	ヘルメット・帽子
免許証	飲料水	消毒薬	ウェットティッシュ	
保険証、権利証書	レトルト食品	常備薬	生理用品	
預貯金通帳、印かん			ライター	

※冬期は防寒服の準備

※食料品の蓄えは、最低3日分、可能であれば、一週間分を備蓄するようにしましょう。